

## 平成17年度研究報告書

# 虐待の援助法に関する文献研究

(第3報：1990年代)

## 児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究

第2期 (1990年4月から2000年5月まで)

研究代表者	保坂 亨 (千葉大学教育学部教育実践総合センター)
共同研究者	吉田 恒雄 (駿河台大学法学部)
	鈴木 博人 (中央大学法学部)
	田澤 薫 (尚絅学院大学女子短期大学部)
	加藤 洋子 (日本女子大学人間社会研究科博士課程後期)
	初川 愛美 (中央大学法学研究科博士後期課程)
	藤川 浩 (大正大学人間学研究科博士後期課程)

社会福祉法人 横浜博萌会

### 子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成17年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究

(第3報：1990年代)

児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究

第2期 (1990年4月から2000年5月まで)

子どもの虹情報研修センター

## はじめに

本研究は、「虐待の援助法に関する文献研究（第2報：1980年代）児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第1期（1980年から1990年まで）」に続く研究である。今回の研究は、1990年3月における大阪「児童虐待防止協会」の設立から2000年5月の児童虐待防止法成立までを対象としている。

この時期は、児童虐待が社会問題化し、児童相談所をはじめとする関係機関がこれまでたんなる養護問題として扱っていたケースを「児童虐待」として対応し始めた時期である。児童相談所に対する要保護児童通告が増加し、家庭裁判所の関与による強制的親子分離の方法が注目され始めた時期でもある。

この時期の関心は、児童虐待に関する広報・啓発がまず先行し、続いて発見や通告等の初期介入にあった。各地で発見・通告のためのネットワークが立ち上がり、児童虐待防止マニュアルが作成された。

しかし、児童虐待への対応が進むに連れて、従来のケースワーク手法では限界があることが明らかになってきた。児童相談所等の関係機関からの援助を拒否し、虐待の事実を認めない親に対しては、伝統的な手法による対応には限界があったからである。そこで大阪を中心に、児童相談所、保健所、医療機関と弁護士との連携のもとに新たな対応方法の模索が始まった。司法と連携した児童虐待への介入である。それまでは、こうした強制力を背景とする介入は、親の態度を硬化させ、その後の指導に支障を生ずるおそれがあること、審判までに時間がかかること、審判の実効性に疑問があることなどから、ほとんど利用されてこなかった。これを見直し、司法手続により、虐待家族に強制的に介入しようとする試みである。このように福祉と司法が連携した「介入的ソーシャルワーク」の手法が次第に確立していった。

これと軌を一にして、大阪や東京で児童虐待防止の民間団体が設立された。この設立を契機に児童虐待に対する社会の関心が高まり、児童虐待に関する報道が増え、研究も展開された。しかしこの時期においては、児童虐待に対しては、児童福祉法、刑法、民法等、従来の法制度の運用により対応せざるを得なかった。他方で、児童虐待事件とくに児童虐待による死亡事例の報道から、社会は、より積極的な介入を求めるようになってきた。こうした動きをとらえて、国会では、新たな立法を必要とする声が高まり、次の段階である「児童虐待防止法」の制定につながっていくのである。

その意味では、この第2期は、急増する虐待問題の対応に迫られつつも、未だ経験の積み重ねが乏しく、児童相談所等の機関が試行錯誤を繰り返していた時期でもある。そうした中で、児童虐待に対する学際的取り組みの重要性が認識され、「日本子どもの虐待防止研究会」が設立された。この研究会における意見交換や研究会誌の発行により、多分野の専門家が児童虐待に関する知識や技術を共有することができるようになった。

この時期は、児童虐待への対応に迫られた人々が、なんとか現存の枠内で困難な状況に立ち向かおうとした時期であり、そうした工夫が各分野で見られる。法学の分野においても、伝統的な法律学の分野からさまざまな試みがなされ、国家による家庭への介入のあり方や方法、基準などが検討されている。これらの積み重ねが次の第3期における「児童虐待防止法」下での新たな制度に繋がっていくのである。

こうした時代の流れを的確に把握することには限界があるものの、本報告書により少しでもこれらの傾向を示すことができれば幸いである。

児童虐待法学文献研究会を代表して  
吉田恒雄（駿河台大学）

# 目 次

I	序論	1
1	研究の目的	
2	研究の方法	
3	研究の時期区分	
	<略語>	
II	法令・判例および法学研究の動向	3
1	全体の動向	
2	法令の動向	
	(1) 法律改正	
	(2) 通知	
3	判例の動向	
	(1) 児童福祉法	
	(2) 民法	
	(3) 刑事法	
4	法学研究の動向	
	(1) 児童福祉法分野	
	(2) 民法分野	
	(3) 刑事法分野	
	(4) 児童福祉分野	
	(5) 医療・保健・心理分野	
	(6) 非行・教護分野	
III	主要判例解説	38
1	児童福祉法分野	
2	民法分野	
3	刑事法分野	
IV	主要文献解説	46
1	児童福祉法分野	
2	民法分野	
3	刑事法分野	
4	児童福祉分野	
5	非行・教護分野	
6	心理分野	
V	資料	66
1	児童福祉法等、法律改正の経緯	
2	児童虐待関係通知	
3	児童福祉法分野判例リスト	
4	民法分野判例リスト	
5	刑事法分野判例リスト	
6	児童虐待関係文献リスト	
7	児童虐待関係年表	
8	児童虐待司法関係統計	
	(1) 親権又は管理権の喪失の宣告及びその取消 (全国家庭裁判所)	
	(2) 児童福祉法28条事件	
	(3) 親権喪失等・児童福祉法28条事件の新受件数	
	(4) 児童相談所における親権・後見人関係請求・承認件数	
	(5) 親権者、管理権者等の職務執行停止又は職務代行者選任の申立 (全国家庭裁判所)	
	(6) 児童との面会又は通信の制限の申立て (全国家庭裁判所)	
	(7) 嬰兒殺に係る検挙人員	
	(8) 児童虐待に係る検挙件数・検挙人員	
	(9) 児童虐待に係る加害者と被害者の関係 (事件別)	
	(10) 児童虐待に係る加害者と被害者との関係 (年別)	

# I 序論

## 1 研究の目的

本研究は、1990年代における児童虐待に関する判例および法学研究の動向をさぐることによって、その後におけるさまざまな児童虐待問題に対する法的対応に与えた意義ないし影響を明らかにすることを目的とする。

## 2 研究の方法

本研究は、児童虐待に関する法的問題を扱う文献、判例、通知等の法令および調査・統計資料を対象に分析する。

本研究で対象としたのは、児童虐待に関する法学（児童福祉法、民法、刑法等）文献、判例（民事、刑事、児童福祉法関連）および通知等の法令、児童虐待関連の調査報告書等である。その他、法学分野以外の分野の文献であっても、児童虐待への法的対応の不備を指摘し、その改善を提言するものが少なくないところから、言及された内容がその後と与えた影響の大きさ等を勘案して、適宜、児童福祉、医学、保健等の分野の文献も対象とした。

これらの文献や資料は、国会図書館雑誌記事文献目録や法学文献判例情報等のデータベースをもとに検索し、中央大学図書館、日本女子大学図書館、国会図書館等の図書館を通じて入手した。なお、文献の調査、収集、リストの作成等については、相坂浩二君（中央大学法学部法律学科学生）及び阿部純一君（中央大学法学部法律学科学生）には、多大のご協力をいただいた。お二人のご尽力に対して、ここに謝意を表したい。

## 3 研究の時期区分

第2期は、1990年4月の児童虐待防止協会（大阪）の設立から2000年5月の児童虐待防止法成立までとする。この時期は、児童虐待に対する社会的関心は高まったものの、児童虐待対応はもっぱら児童福祉法や民法、刑法等を根拠に行われ、虐待独自の法律が存在しなかった時期である。こうした時期に、各種の法律等の解釈を通じて児童虐待事案に対応して、徐々に実務や判例が形成された時期であり、これがのちの児童虐待防止法制定により実定法として結実された。

最後に第3期としては、児童虐待防止法成立から今日までの足跡をたどる予定である。

### <略語>

- ・判時：判例時報
- ・判タ：判例タイムズ
- ・家裁月報：家庭裁判月報
- ・刑集：最高裁判所刑事判例集

## <その他>

なお、保母については、1998年の児童福祉法施行令等の一部改正により、1999年4月1日より保育士に、看護婦、保健婦、助産婦については、2001年の「看護師保健師助産師法」により2002年3月1日より、それぞれ看護師、保健師、助産師と名称が変更されたところから、本報告書では、改正前の内容であっても、変更後の名称で表記している。

## II 法令・判例および法学研究の動向

### 1 全体の動向

#### (1) はじめに

第2期は、1990年4月から2000年5月を対象としている。これは、大阪に児童虐待防止協会が設立され、児童虐待に対する社会的関心が高まった時期から児童虐待防止法制定までの期間である。この時期は、第1期には十分に認識されていなかった「児童虐待」の概念が次第に明確になり、保健・医療・福祉・司法の各分野で児童虐待への対応が模索された時期でもある。法制度としては、児童虐待に対して、児童福祉法、民法、刑法といった従来の枠組みでしか対応することができず、その枠内での解釈を通じて、被虐待児の保護に当たらざるをえない状況にあった。

こうした児童虐待への認識が芽生えた時期ではあるが、その主たる法的関心はまだ発見、通報、初期介入に向けられるに止まっていた。被虐待児への支援や親子再統合、虐待親への治療的介入への研究は始まったものの、本格的な関心に向けられるのは児童虐待防止法成立後のことであり、この段階ではまだ総合的な施策を構築するところまでは至っていない。

この時期の法解釈を通じての取り組みから認識された課題や実務から提示されたノウハウの積み重ねが、第3期における総合的支援のための法制度の形成に引き継がれていくのである。

#### (2) 法改正および通知

##### ① 法改正

第2期における法律——とくに児童福祉法の改正——は、1997年の児童福祉法第50次改正が重要である。この改正は、保育所入所の方式を従来の市町村の措置から、保護者が選択し市町村との契約による仕組みに改めた点が主要な改正点である。児童虐待に関しては、虐待等の困難事例への対応として、入所措置の客観性を確保し、児童相談所の専門性をバックアップするため、知事による措置に際して都道府県児童福祉審議会の意見を聴くことが義務付けられ、それに関連して児童の意向を聴取する仕組みも設けられた。その他、養護施設（50次改正で児童養護施設と改称）に児童家庭支援センターを設置することができるものとし、地域における児童や家庭の相談体制の充実強化が図られることになった。しかし、児童虐待に関心は向けられたとはいえ、児童虐待に関連する直接の改正とまではいえず、要保護児童や母子家庭の自立支援等、この時期の社会的要請に応じる内容に止まっていた。

その他、行政手続法の施行に関連して措置解除の際の理由説明、意見聴取等の規定が設けられ（1993年第46次改正）、児童福祉司の任用資格に関する改正（1999年第53次改正）や民法改正に伴う改正（1999年第55次改正）等が行われた。

##### ② 通知

児童虐待問題が社会的注目を集め、児童相談所の積極的対応が求められるようになってきたこの時期、厚生省は、まず当時の法制度の枠内で対応するよう都道府県に求めた。1997年の厚生省児童家庭局長通知「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」平成9年6月20日児発第434号は、

児童相談所の立入調査権限や家庭裁判所への申立権限等を積極的に活用するとともに、要保護児童の通告が守秘義務違反にはならないこと、虐待親からの強制的な引き取りに対する対応など、児童福祉法の積極的運用を求めた。

児童虐待対応としては、児童虐待に対する関係機関の連携を進めるためのネットワーク作りを求める通知「児童虐待ケースマネジメントモデル事業の実施について」（平成8年5月15日厚生省児童家庭局企画課長通知児企第16号）や都市家庭在宅支援事業（「都市家庭在宅支援事業の実施について」平成6年9月16日厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知児家第8号）など、関係機関との連携強化を求める通知が出されるようになった。

また初期介入が主眼であったこの時期に、児童福祉施設における心理職の配置を求める通知（「児童養護施設および乳児院における被虐待児に対する適切な処遇体制の整備について」平成11年4月30日厚生省児童家庭局長通知児発第419号）が出され、虐待問題に対する治療的視点が導入されていることは注目される。その他、児童福祉施設分野では、自立支援関係の通知（児童養護施設等における児童福祉法の一部を改正する法律の施行に係る留意点について」平成10年2月24日厚生省児童家庭局長通知児発第95号）や被虐待児の早期家庭復帰を目指す対応を求める通知（「乳児院における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」平成11年4月30日厚生省児童家庭局長通知第421号）など、児童福祉施設における心理治療や親子再統合のための体制整備などが行われ、これらの施策とその積み重ねがその後の児童虐待防止法や児童福祉法の改正で自立支援に関する条項として盛り込まれることになっていく。

### （3）判例

#### ① 児童福祉法28条審判

児童相談所が児童福祉法を積極的に運用し、児童虐待に積極的に対応するようになったことから児童福祉法28条事件の申立件数がこの時期に急増している。

これに伴い、同条に関する審判例も以前に比較して数多く公表されるようになった。審判例としては、28条審判を本案として親権者による児童の退院手続の禁止、退院後の児童相談所による一時保護等に関する保全処分を命じた浦和家裁平成8年3月22日【判例1①】がある。28条審判を本案とする保全処分で公表された事件は本審判例1件であり、家庭裁判所実務では大勢にはならなかったが、この審判例は1997年の434号通知にも引用されるなど、司法関与のあり方について重要な課題を投げかけた。この点については、2005年の特別家事審判規則の改正により、一時保護中の児童について28条申立があった場合に保護者の面会・通信を制限する審判前の保全処分制度の創設につながっている（現行同規則18条の2）。

その他、児童虐待防止法制定後に大きな論点となる家庭裁判所が保護者に対し児童福祉司指導を受けよう命ずる制度との関連で、審判の理由中でこれに言及するものが現れるなど【判例1②】、児童相談所と家庭裁判所との連携の試みを見ることができる。



## ② 親権喪失宣告審判

この時期の親権喪失宣告審判の動向には、民法834条に基づくものにも、児童福祉法33条の6に基づくものにも件数の上では何の変化も見られない。公表されている事例は4件である。このうち大阪家裁平成6年2月26日【判例4①】と大阪高裁平成6年3月28日決定【判例4②】は同一事件の原審と抗告審である。この事例では、親権喪失請求の申立人は、母を単独親権者として離婚した実父である。その他の2例では、申立人は児童相談所長である。上記の2例と熊本家裁平成10年12月18日審判【判例5】は、親権喪失請求を本案とする審判前の保全処分として、親権者の職務執行停止と職務代行者選任を申立てた事例である。親権喪失宣告本体について公表されているのは、長崎家裁佐世保支部平成12年2月23日審判【判例6】1件だけである。

なお、親権喪失宣告請求事件のほかに、民法766条に基づく監護者指定について実質的に親権制限的機能をもたせて適用できるかということが争われた事件が登場した【判例7】。また、大阪家裁平成9年4月1日審判【判例8】では、過去の虐待から受けた精神的苦痛は、氏を変更する「やむを得ない事由」（戸籍法107条）、名を変更する「正当な事由」（同107条の2）に該当するとした審判例が存在する。

## ③ 刑事判例

この時期の刑事裁判例の傾向としては、①判決理由中に「虐待」との文言が用いられるようになり、しかも犯行が児童虐待に当たるとすることによって、量刑上厳しい判断がなされるようになってきたこと【判例9】、②不作為による傷害致死の幫助犯の成立を認める判例が現れたこと【判例10】、③児童虐待事案において被虐待児本人の供述について判断した判例が現れた【判例11】ことがあげられる。いずれも児童虐待問題が社会問題化したことから生じた刑事判例における変化といえることができる。

## （4）研究動向

### ① 児童福祉法分野

第2期に入り、児童虐待に関する法学分野の研究も本格化する。とはいえ、いわゆる法律学研究者からのアプローチはまだ緒に就いたばかりであり、弁護士や家庭裁判所調査官など、実務家が実際の必要性に迫られる形で研究がスタートしたといえる。

児童虐待防止民間団体の設立に伴い、弁護士と児童相談所、家庭裁判所関係者との交流も盛んになり、児童虐待対応で必要となる法律知識の普及や解釈などの模索が行われた。弁護士会ではシンポジウムを開催して啓発に努めるとともに【文献1】、児童相談所等への法的支援を行い始めた。その成果が『子どもの虐待防止・法的実務マニュアル』【文献37】であり、弁護士の取り組みの実際を紹介する『児童虐待ものがたり——法的アプローチ』【文献18】である。弁護士と児童相談所との交流は、その後、児童相談所における弁護士の配置などの連携につながっていくことになる。

「日本子どもの虐待防止研究会」の設立も、児童虐待に関する法学研究に大きな影響を与えている。同研究会においては、法学分野は重要な柱とされ、毎回法律関係の分科会が設けられている。また、同研究会の機関誌である「子どもの虐待とネグレクト」には、法学関係の論文や資料が数多く掲載され、法学分野以外の実務家・研究者との情報交換や児童虐待に関する法律問題について情報提供がな

されている。同学会の「制度検討委員会」は、児童虐待に関する調査を行い、これを踏まえた提言をするなど、児童虐待防止法制度の見直しにさまざまな形で影響力を与えている。

この時期から、家庭裁判所への児童福祉法28条事件の申立件数が増加し、それを受けて、家庭裁判所関係者による研究も本格的に開始されるようになった。【文献8】は家庭裁判所裁判官による児童福祉法28条事件の分析であり、【文献11】および【文献12】は、家庭裁判所調査官による調査方法に関する文献である。これらの文献においては、児童相談所との連携のあり方とともに家庭裁判所の役割について検討され、家庭裁判所が以後児童虐待問題に関与する上で貴重な視点を提供している。

その他、1994年に批准された児童の権利条約からみた児童虐待問題の研究も、この時期に数多く刊行されており、「児童の権利」から見た児童虐待防止制度のあり方や運用方法の検討など、児童虐待に関する法学研究に新たな視点をもたらしている。

## ② 民法分野

民法分野の研究は、親権の性質論とその性質に対応する親権喪失請求に関する議論が中心になる。とはいえ、伝統的な民法学の側からの児童虐待への民法上の対応についての論考はなお多くない。そうした中で、今期は、初期の児童虐待事例を取り扱った弁護士から、どのような事例でいかに法的に対処したのかが紹介・報告され、親権の壁を乗り越える難しさや親権が強すぎるという主張がなされる【文献19】。一方制度論として、民法研究者や児童虐待に対応する現場の専門家（児童相談所・家庭裁判所）の間では、児童虐待対応で親権喪失制度が果たす役割・機能についての議論が行われるようになる。この議論は、親権喪失には親権者の故意過失が必要か、それとも子の福祉の著しい危険が存在すれば、それが親権者の責に帰すべきものでなくてもよいかという議論にも重なっていく（【文献14】【文献9】の第4章）。なお、【文献9】は民法学のみ論考を集めたものではないが、本書の刊行は、3期冒頭（2000年秋）に行われた「日本家族＜社会と法＞学会」での「児童虐待の法的対応」と題するシンポジウムにつながっていくことになる。

## ③ 刑事法分野

学会レベルでは、刑法学会のワークショップで児童虐待問題が2回取り上げられ、犯罪学会でも一般発表で児童虐待をテーマとする報告が行われた。さらに被害者学会でも個別報告がなされるなど、刑事法分野において児童虐待への関心が高まってきたことをうかがわせる。これと前後して明治学院大学立法研究会シンポジウム「児童虐待——わが国における現状と課題」が開催されている【文献24】。これらのワークショップやシンポジウムでは、通告義務の罰則化、児童虐待罪の創設等の主張も行われ、その後の児童虐待防止法制定時における議論につながっていく。

この時期から警察も児童虐待問題に積極的に関与するようになり、まず警察庁による児童虐待の統計が取られるようになった。さらに1999年12月には「女性・子どもを守る施策実施要綱」が制定され、児童虐待に対する取り組みの強化、被虐待児保護の強化が図られるようになった。

少年非行と児童虐待との関係については、【文献20】で本格的な調査研究が行われたが、この点に関する研究は次の第3期でさらに本格化することになる。

#### ④ 児童福祉分野

第2期においては、児童虐待に関する社会的関心の高まりに応じて、児童福祉分野において独自の研究が進められた。とくに虐待対応の第一線である児童相談所の対応に批判の目が向けられるという事情から、児童福祉行政の立場から、ソーシャルワークの有用性の検証や虐待ケース検証結果の共有という動きを踏まえて、法改正に向けた提言がなされるようになってきた。また、この時期に特徴的なのは、さまざまな「手引き（マニュアル）」が作成されていることである。その内容も初期の段階では、児童虐待の発見と援助に向けられていたが、次第に児童虐待への介入的対応を目的とするものに比重が移ってきている。また、児童相談所に特化された業務マニュアルや弁護士会による法律実務に焦点を当てたものが作成されるようになってきた。こうした動きは、児童相談所におけるソーシャルワークが従来の手法から「介入的ソーシャルワーク」へと変容してきたことと無関係ではない。とくに法的対応に不慣れであった児童福祉現場において、こうしたマニュアルへのニーズが高まったことや虐待親からの法的反撃に備えるという「法による児童福祉」の要請が働くようになったこともその背景にあると思われる。このように第2期においては、児童福祉と法とが緊密な連携をもって児童虐待に対応するようになった時期ともいえる。とはいえ、親子分離後の援助や家族への援助は、その必要性が指摘され始めたものの、その実施はなお課題として次の第3期に引き継がれることになった。

他方で、社会学とくに社会構築主義の立場から、わが国における「児童虐待の増加」という言説に疑問を投げかけ、虐待問題を医療の対象とする視点を批判する主張も現れてきた（上野加代子『児童虐待の社会学』〔世界思想社、1996年〕）。この立場は、医療モデルによる介入に対する根本的な疑問を提示する点で、児童虐待に関する施策を検討する上で注目すべき議論である。

#### ⑤ 医療・保健・心理分野

第2期におけるこの分野での研究には、1つは虐待の早期発見・早期対応に向けた研究がある。すなわち虐待発見のための知識や通告義務履行に関する研究や虐待にかかわる専門家の虐待への認識や通告・連携についての意識についての調査分析の研究である。これとの関連で虐待の定義に関する研究も見られる。これら早期発見・早期対応に関する研究は、2000年の児童虐待防止法制定における「早期発見義務」（5条）につながっていく。

もう1つの特徴は、家族に対する介入後の被虐待児および虐待親に対する治療の研究が本格化したことである。ここでは心理的治療の重要性が指摘され、治療マニュアルが作成され、これを実施するためには法的枠組みが必要であると主張された。1999年度から児童養護施設に心理職が配置されたのは、その表れであるが、その法的枠組みに関する議論は、2004年の児童虐待防止法・児童福祉法改正の大きな論点になった。

また第2期の特徴である初期介入に関する研究では、リスクファクターに関する研究が注目される。この研究はその後、児童相談所の一時保護の判断基準や保健・医療分野におけるリスク要因研究として展開し、リスクアセスメント指標の研究につながっていく。これらの研究は、第2期における介入型ソーシャルワークの客観的指標として現実化されることになる。

## ⑥ 非行・教護分野

児童虐待への関心が定着するにつれ、第2期は、非行原因としての虐待の指摘が立論として目立ち始める時期である。従来から現場関係者がつかんでいた「非行の原因に過去の被虐待経験がある場合が多い」という感触が、虐待の社会的認知と共に言論化されてきた。これとともに、児童福祉法の大改正の前夜にもあたるこの時期、児童福祉施設の中でも、とくに施設の活用が進まず見直しを迫られていた（旧）教護院のあり方をめぐっての議論が活発になった。非行原因としての虐待を認識することで、自ずと、非行児童への対応が（不可分ではあるものの）矯正教育的側面から被害の癒しと治療に向けられる視点に移行した点が特徴的である。児童相談所においても、児童虐待の視点から治療環境・治療システムの構築を提案するものが現れてきた。

（吉田恒雄・鈴木博人）

## 2 法令の動向

### （1）法律改正

1990年の第45次改正では、「老人福祉法等の一部を改正法（法律第58号）」に伴って児童福祉法の一部が改正され、心身障害児等の居宅における介護の措置等を追加する規定ならびにかかる措置に要する費用に関する規定が整備された。

1993年の第46次改正では、行政手続法の施行に関する「行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（法律第89号）」により児童福祉法の関係規定が整備され、不利益処分（行政手続法12条及び14条を除く）の規定の適用除外として、都道府県知事等による措置（2条1項2、3号等）等の解除につき、措置解除理由の説明、意見聴取等を定める規定が設けられた（33条の4）。

1996年6月29日の第47次改正では、「地方自治法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（法律第49号）」により中核市に関する特例が設けられ、地方公共団体の組合に広域連合が追加されたことに伴い、児童福祉法においても関係規定の整備がなされた。

同日の「健康保険法等の一部を改正する法律（法律第56号）」により（第48次改正）、国民健康保険法の一部改正に関連して、児童福祉施設入所措置が採られたために生ずる被保険者に対する市町村間の取扱いに関する規定が設けられた。

1994年7月の第49次改正では、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律（法律第84号）」により、保健所長が疾病により長期にわたり療養を必要とする児童について療養の指導を行うことができることが規定された。

1997年の第50次改正では、児童福祉法の大規模な改正が行われた（「児童福祉法の一部を改正する法律（法律第74号）」）。改正の趣旨は、少子化の進行など、児童および家庭を取り巻く環境の変化をふまえ、子育てしやすい環境の整備を図るとともに、次代を担う児童の健全な育成と自立を支援するために児童家庭福祉制度の再構築を図ることにあつた。

改正の背景として、保育制度の見直しの必要に関しては、子どもをもちたい人が安心して出産・育児をすることができるような環境整備が必要であり、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向

について（エンゼルプラン）」が、厚生、文部、労働、建設の4大臣合意のもとで作成され、その具体化の一環として、大蔵、厚生、自治の3大臣合意により、当面緊急に整備すべき保育対策等について「緊急保育対策等5カ年事業」が策定され、これにより保育対策の充実が図られることが企図されたことがあげられる。保育問題検討会議報告書（1995年1月）には、これら保育制度について、さまざまな議論がなされたことが示されている。

家庭環境に恵まれない児童の問題については、家庭や地域の子育て機能の低下、児童虐待・非行の増加等、問題が複雑化しているにもかかわらず、施設のあり方につき、これまで根本的な見直しがなされなかったため、現に入所している児童と制度との間に乖離が生じ、児童相談所を中心とする相談支援体制が問題の早期発見、早期対応といった要請に対して十分機能しなくなっているという問題が生じていた。さらに、離婚の増加に伴う、母子家庭施策のあり方についても見直しの必要性が生じた。

1996年から中央児童福祉審議会基本問題部会において、児童家庭福祉制度の見直しに向けた議論が始まり、同年12月「少子社会にふさわしい保育システムについて」「少子社会にふさわしい児童自立支援システムについて」「母子家庭の実態と施策の方向について」の報告書が発表された。これらを受けて改正案が立案され、1997年6月11日に児童福祉法の一部を改正する法律が成立した。

主な改正内容は以下の通りである。

- ・保育所入所の仕組みが市町村の措置から、保護者が希望する保育所を選択する仕組みに改められた。
- ・保育所の機能として相談機能が付加された。
- ・放課後児童健全育成事業が社会福祉事業として位置付けられた。
- ・虚弱児施設が廃止された。
- ・虐待等の困難な事例に適切に対処するとともに、入所措置の客観性を確保するため、知事による措置にあたり一定の場合に都道府県児童福祉審議会の意見を聴くことが義務付けられ、児童の意向を聴取する仕組みが設けられた。
- ・養護施設に児童家庭支援センターを設置するなど、地域における児童や家庭の相談支援体制の強化を図ることとされた。
- ・児童自立生活支援事業が第2種社会福祉事業として位置付けられた。
- ・放課後児童健全育成事業が児童居宅生活支援事業として第2種社会福祉事業に位置付けられた。
- ・家庭裁判所の保護処分を受けた児童について、知事は当該決定に従った措置をとるべきこととされた。
- ・母子寮を母子生活支援施設と改称し、目的として自立促進のための生活支援を追加した。
- ・養護施設を児童養護施設と改称し、児童の自立を目的として明文化した。
- ・情緒障害児短期治療施設の対象年齢規定を削除し、施設長の就学義務を明文化した。
- ・教護院を児童自立支援施設と改称し、家庭環境等環境上の理由により生活指導を要する児童も対象とするものとし、通所指導もなしうるものとした。あわせて教護院入所児童に対する施設長の就学義務が明文化された。
- ・児童家庭支援センターに関する規定が設けられた。
- ・関係地方公共団体相互間の連絡調整の責務を保育の実施にも拡大した。

この改正は、児童虐待対策を直接の目的とするものではないが、都道府県児童福祉審議会の意見聴取や児童の意向の聴取など、その後の虐待対応に重要な影響を与えた内容が含まれている。見方を変えれば、この改正により虐待に関する本格的改正が行われなかったため、次の児童虐待防止法の制定につながったともいえる（吉田・1997）。

1998年の第51次改正（法律第55号）では、「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」（法律第110号）により、児童福祉法中の「精神薄弱」の用語が「知的障害」に改められた。

1999年7月の法律第87号による改正では地方分権推進のための関係法律の整備により、児童福祉審議会および児童福祉司の任用資格に関する改正が行われ、同日の法律第102号による改正では、中央児童福祉審議会を廃止し、社会保障審議会とする等、国の行政組織に整備に伴う改正がなされるなど、国と地方の権限に関する改正が行われている。

1995年12月の改正（法律第151号）では、民法の一部改正（成年後見制度等）に伴い、児童福祉法中の「後見人」の用語が「未成年後見人」に改められた。

1999年に入ると、国会では児童虐待防止法制定の動きが活発化する。衆議院青少年問題に関する特別委員会は、第145国会以来、とくに児童虐待問題について参考人質疑、政府質疑を重ねるとともに、児童養護施設の視察などを積極的に行い、立法に向けた協議が行われた。1999年の第146国会においては、「児童虐待の防止に関する件」を決議し、以下の事項について、政府に対して緊急の対応として万全の措置を講ずることを求めた。すなわち、①通告義務の啓発・広報の徹底、②児童相談所の体制、専門職員の充実、児童養護施設の改善 ③24時間対応窓口の整備 ④児童相談所による立入調査に対する警察の積極的協力 ⑤国及び地方公共団体における関係機関の連携強化 ⑥NGO・ボランティア等民間とのネットワークの構築 ⑦児童や保護者に対するカウンセリング、個別フォロー体制の充実 ⑧関係省庁による検討体制の確立等である。その後も参考人質疑等を繰り返し、これらの協議を踏まえて、2000年5月24日、参議院本会議で「児童虐待防止法」が可決・成立した（太田誠一他・2001）。

## 【参考文献】

太田誠一＝田中 甲＝池坊保子＝石井郁子＝保坂展人『きこえますか子どもからのSOS——児童虐待防止法の解説』（ぎょうせい、2001年）

吉田恒雄「児童福祉法の改正」『法律時報』69巻8号（1997年）18－26頁

## （2）通知

### ① 児童福祉法の積極的運用による児童虐待へ対応——児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について（434号通知）——

この時期もっとも重要な通知は、「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」（平成9年6月20日厚生省児童家庭局長通知児発第434号）である。この通知は、現行法制度の枠内で、児童虐待の増加に対応するため、立入調査、通告義務、一時保護、家庭裁判所への申立等、児童福祉法上の規定を適切に運用し、児童虐待に積極的に対応することを求めたものである。通告の対象となる要保

護児童には被虐待児とくにネグレクトや心理的虐待による児童も含まれることを明らかにし、通告義務の周知を図るとともに要保護児童通告が守秘義務に違反しないことを明確にした。

これを受けて、介入に関して以下の内容の通知がなされた。

- ・立入調査の行える場面を示し、関係機関との連携を図ること、一時保護の積極的活用により被虐待児の迅速な保護につなげること。
- ・一時保護にはかならずしも保護者の同意を要しないこと、一時保護にあたっては警察との連携を図ること。
- ・施設入所等の措置については、保護者の同意による入所後に保護者からの引き取り要求があったとき、一時保護等の積極的活用により児童の保護を図ること。そのための手段として、審判前の保全処分の申立が認容された事例が紹介されている。
- ・家庭裁判所の承認による入所措置の場合については、承認により児童福祉施設長の監護権が保護者の監護権に優先するので、保護者からの引き取りを拒むことができること。
- ・入所児童の家庭環境の把握に努めること、措置解除に際しては、児童福祉施設長の判断だけで引き取りに応ずることのないよう徹底すること。

本通知以前は、通告義務と守秘義務との関係、一時保護における保護者の同意の要否、28条審判における親権制限の可否等、児童虐待防止法制において解釈上の疑義があり、児童福祉の現場も混乱していた。この通知が厚生省の公権解釈を示したことにより、現場でも明確な法的根拠をもって積極的に対応できるようになった。また、この通知は、児童相談所や児童福祉施設に対してだけでなく、広く児童にかかわる専門職にも影響を与える内容となっており、その後の虐待対応に与えた影響は極めて大きい。

とはいえ、通知という行政解釈に止まるところから、その実効性にはなお限界があり、その法的根拠もかならずしも明かでなかった。とくに家庭裁判所や警察等の関係機関との連携については、より明確な法的根拠が求められた。これらの課題は、その後制定された児童虐待防止法やその後の児童福祉法改正において実現されることになる。

434号通知にあわせて、「児童虐待に関し緊急に対応すべき事項について」（平成10年3月31日厚生省児童家庭局企画課長通知児企第13号）が発出され、通告義務の周知、児童相談所における即応体制の整備、組織的対応、立入調査および家庭裁判所への申立等、積極的対応等が求められた。

## ② 児童相談所の体制強化

児童虐待相談の増加に伴う児童相談所機能の補強として、児童福祉司の任用資格について、人間関係学部や児童学部等で心理学や教育学、社会学を総合的に履修した者や社会福祉学部を卒業した者等もこの資格に含めるものとされた（「児童福祉司の任用資格の取り扱いについて」平成8年11月21日厚生省児童家庭局企画課長児企第37号）。

## ③ 関係機関との連携

1997年の児童福祉法改正により規定された児童家庭支援センターの設置運営に関する通知が出され、児童相談所との連携が定められることになった（「児童家庭支援センターの設置運営について」

平成10年5月18日厚生省児童家庭局長通知児発第397号)。

1993年には新たに主任児童委員制度が設けられ、地域における児童・妊産婦の福祉に関する相談援助活動を行うこととし、地域における児童委員活動を一層推進するものとされた(「主任児童委員の設置について」平成5年3月31日厚生省児童家庭・社会援護局連名通知児発第283号)。

児童虐待対応としては、都市部における家庭内の育児不安、虐待及び非行等の養育上の問題に対応するため、養護施設等民間施設の専門性を活かして近隣地域の家庭からの相談を受け、必要に応じて家庭訪問を行う等により、即時的継続的な在宅支援を行うことを目的とする都市家庭在宅支援事業が実施された(「都市家庭在宅支援事業の実施について」平成6年9月16日厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知児家第8号)。この事業は、その後1998年に、児童養護施設等に設置される「児童家庭支援センター」として児童福祉法上の事業として法定されることになる(「児童家庭支援センターの設置運営について」平成10年5月18日厚生省児童家庭局長通知児発第397号)。

関係機関・団体等からなるネットワークの有効性が認識されるのに伴い、この設置を促進する通知がなされた(「児童虐待ケースマネジメントモデル事業の実施について」平成8年5月15日厚生省児童家庭局長通知児発第516号。児童虐待ケースマネジメントモデル事業の実施について平成8年5月15日厚生省児童家庭局企画課長通知児企第16号)。内容としては、児童虐待事例について、児童相談所を中心に関係機関等とネットワークをつくり、地域における児童虐待防止と早期発見に努めることを目的とし、児童虐待事例検討委員会の設置等を内容とするモデル事業を実施することを定めている。

関係機関に対する通知としては、保育所における被虐待児の対応につき児童相談所との連携をもとめる通知がなされたことも注目される(「保育所保育指針について」平成11年10月29日厚生省児童家庭局長通知児発799号)。

#### ④ 児童福祉施設における被虐待児の対応

##### i) 心理治療の導入

第2期の終わりになると、被虐待児への心理治療の必要性が指摘されるようになり、これに関して、児童養護施設や乳児院において被虐待児に対して心理治療を行うための体制整備についての通知(「児童養護施設および乳児院における被虐待児等に対する適切な処遇体制の整備について」平成11年4月30日厚生省児童家庭局長通知児発第419号)が出されている。これと同日に、「乳児院における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」平成11年4月30日厚生省児童家庭局長第421号通知が発出され、虐待や放任等家庭環境上の理由により乳児院に入所している児童の保護に関して、児童相談所との連携のもとに児童の早期家庭復帰を可能とするための相談・指導等の支援を専門にする職員の配置が定められた。

##### ii) 自立支援

1997年の児童福祉法の改正にあわせて、自立支援のあり方等を定める通知(「児童養護施設等における児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に係る留意点について」平成10年2月24日厚生省児童家庭局長通知児発第95号)や同年の児童福祉施設最低基準の改正にあわせて、児童養護施設等における自立支援計画について定める通知(「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」平



成10年3月15日厚生労働省児童家庭局家庭福祉課長通知児家第9号) など、被虐待児および保護者に対し計画に基づく支援をするよう求める通知が発出されている。

また、大学等への進学を希望する児童のうち、家庭復帰が難しい場合に、措置解除後も引き続き児童養護施設等から通学することを認める通知も出されている(「措置解除後、大学等に進学する児童への配慮について」平成8年1月29日厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知児家第1号)。

### iii) 懲戒権の濫用防止

施設における体罰事件の発生を受けて、懲戒権の濫用禁止等、事件発生の際の実情把握、指導や迅速な対応、施設に対する研修・指導のあり方について都道府県に対する通知がなされた。とくに被虐待児についてはその行動特性に配慮した処遇をするよう求める通知が出されている(「児童養護施設等における適切な処遇の確保について」平成9年12月8日厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知児家発第28号)。また児童福祉施設最低基準に「懲戒に係る権限の濫用禁止」規定が設けられ、この実施についての通知も出されている(「懲戒に係る権限の濫用禁止について」平成10年2月18日厚生省大臣官房障害福祉課長・児童家庭局企画課長連名通知障第16号・児企第9号)。

### ⑤ 警察庁通知

女性・児童を犯罪等の被害から守るための施策とその実施の通知が警察庁から出され、警察が児童虐待の問題に本格的に対応することになった。児童虐待については、早期発見、関係機関との連携を図り、被害児童の保護に努めるとともに、刑事事件として取り扱うべき事案は適切に検挙等の措置を講ずるものとされた(「女性・子どもを守る施策実施要項」平成11年12月16日警察庁通達・警察庁乙発第16号)。

(吉田恒雄)

## 3 判例の動向

### (1) 児童福祉法

本報告の対象期間中、児童福祉法28条1項の承認申立事件の新受件数は、急激に増加している。すなわち、1990年から1995年までは毎年10件台から30件台で推移していたものが、1996年頃から増加に転じ、2000年には142件を数えた。2004年には234件、2005年には227件になったとはいえ、全体としては増加傾向にある。

こうした事件数の増加に伴い、28条審判の審判例も以前より多く公表されるようになった。本期間中に公表された審判例は、28条審判が11件、同事件を本案とする保全処分申立事件が1件であり、また、この他に、釜井(1998【文献8】)によって、1994年から1996年までの間の審判例が51件紹介されている。そして、この期間の特徴として、これらの審判例によって28条審判をめぐる法的問題に関する議論が進展し、以後の立法に影響を及ぼすこととなったことを挙げることができよう。

まず、浦和家平成8年3月22日(浦和家平8(家口)1002号)【判例1①】は、28条審判を本案とする審判前の保全処分を認めた事案として注目される。

家事審判における保全処分については、家事審判法15条の3第1項により、最高裁判所の定めるところ

ろにより仮差押え、仮処分等の保全処分を命ずることができると規定されており、その対象事件は家事審判規則及び特別家事審判規則に列挙されている。しかし、28条審判については、その対象とされておらず、これを本案とする保全処分はできないとするのが実務の大勢であった。ところが、現実には、28条審判の審理中に、保護者が一時保護されている児童の引取りを強く求めてくるなど、保全処分の必要性の高い事案が少なからず認められた。このため、なかには、28条審判に代わって親権喪失宣告の審判を申し立て、これを本案とする職務執行停止等の保全処分を求めるという運用も採られてきたものと考えられる。実際に、釜井（1998【文献8】）の紹介する審判例の中にも、このような経緯を辿ったと推測される事例が含まれている（大阪家審平成8年9月6日【文献8】79頁）。

これに対し、本審判は、28条審判を本案とする審判前の保全処分申立てにおいて、親権者による児童の退院手続の禁止、退院後の児童相談所による一時保護等を命じたものである。

ただし、本審判では、その理論的根拠について特に触れられていない。このため、その検討は、以後の議論に委ねられることとなり、例えば、釜井（1998【文献8】）は、28条審判に基づいて児福法27条1項3号の施設入所措置が採られた場合、その施設長の権限は、家事審判規則52条の2により保全処分が可能とされている子の監護者の指定審判において、親権者でない者が監護者として指定される場合と類似しているとして、同条を類推適用して、28条審判を本案とする保全処分を認め得るのではないかと指摘している。

なお、この審判が実務に与えた影響は大きく、1997年6月20日に厚生労働省から都道府県知事等あてに発出された児発第434号厚生省児童家庭局長通知「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」においても、特に本審判が付記され紹介されている。この通知文書は、それまでの児童福祉法に基づく通告義務、立入調査、一時保護、家庭裁判所への申立てなどが必ずしも適切に運用されてきたとは言えない実情を踏まえ、同法の解釈、運用に当たっての留意点を厚生労働省がまとめて周知したものである。そして、2005年4月1日に特別家事審判規則改正が施行され、一時保護中の児童について28条審判の申立があった場合、保護者の面会又は通信を制限する審判前の保全処分が新設されるに至っている。

また、本審判の本案である 浦和家審平成8年5月16日【判例1②】では、承認審判の理由中において、「今後本人が成長し、事態が理解できるようになるまで、両親との面接、その他本人との直接の交渉は禁止すべきである。面接交渉に両親としての権利性が認められることは否定できないとしても、これまでの経緯からして、本件はその権利の行使が制限される典型的なケースと認められるからである」と指摘し、施設入所後の保護者による面会等の禁止について特に言及している。同様に、横浜家横須賀支審平成12年5月10日、家裁月報52巻11号66頁においても、「申立人（編注：児童相談所）が母に対して面会や通信などの事件本人らとの交流について制限するのは当然のことであり、母は児相の指示に従うべきである」と指摘されている。

施設入所している児童について、その保護を図る観点から、保護者からの面会等の要求を制限する必要が生じることが考えられるが、その可否については議論がある。これらの審判例は、28条審判に基づいて入所する児童について、家庭裁判所の考えを特に示したものとすることができよう。

この問題に関しても、その後、2000年11月20日施行の児童虐待防止法12条により、28条審判に基づいて入所した児童において、虐待を行った保護者からの面会又は通信を制限することができる旨が規定されるに至っている。さらに、28条審判によらない入所児童においても、2004年10月1日施行の同改正法12条の2により、虐待を行った保護者から引渡、面会又は通信が求められ、これを認めた場合再び虐待が行われると認められる等の場合には、児童相談所長は、当該児童を一時保護することができ、その場合には、速やかに28条審判を要することを都道府県知事に報告しなければならない旨が規定されている。この28条審判の申立てがなされた場合には、これを本案とする保全処分として保護者の面会又は通信を禁止し得ることは、上述のとおりである。

次に、福岡家小倉支審平成11年12月1日、家裁月報52巻6号66頁は、児童が保護者による弟に対する身体的虐待を目の当たりに見てきたため、将来心的外傷後ストレス障害（PTSD）に発展する可能性が高いなどとして、児童養護施設への入所を承認した事例であるが、その理由中、「父Aに対しては、児童相談所の処遇方針に基づき、児童Bとの親子関係形成のプログラムに参加させ、児童Bに対する態度の受容ないし自己成長を促す必要がある」と指摘し、児童相談所による保護者に対する指導について具体的に言及している（なお、福岡家小倉支審平成11年12月1日、家裁月報52巻6号72頁は、本審判の児童の弟に対する同旨審判であり、その理由中にも同様の指摘がなされている。）。

このように保護者に対する指導措置について具体的に言及する審判例が、この時期に複数公表されている。例えば、「今後は、養父母の引受態勢について、児童相談所による綿密な調査、指導を経て、時機をみて本人らとの面会等を実施し、将来、ある程度態勢が整った段階で、児童相談所の継続的な指導の下で、養父母に本人らを監護させるのが相当である」（津家審平成9年12月24日【判例2】）、「兄相も母に対する指導や母子関係の調整について、より一層の働きかけに努めるべきである」（前掲・横浜家横須賀支審平成12年5月10日）、「父母は児童等保育の専門機関である児童相談所による継続的助言や指導を受けつつ、適正な養育知識及び良質な養育環境整備に関する知識を積極的に獲得するよう努力する必要があると考える。そのためには、両親と甲児童相談所とは本件によって生じた不信対立関係を解消することに努め、事件本人の健全育成を目指して互いに緊密な連繫を図ることが、結局事件本人の健全発達につながるものとする」（横浜家審平成12年5月11日、家裁月報52巻11号57頁）などである。

これらは、28条審判承認決定後における児童相談所の保護者に対する指導措置の在り方に対する家庭裁判所の意識の強さを示すものと考えられ、その後、2005年4月1日施行の児童福祉法改正により、家庭裁判所は28条審判等をする場合において、施設入所等の措置終了後の家庭その他の環境の調整を行うために相当と認めるときは、都道府県（児童相談所長）に対して指導措置を採るべき旨を勧告することができるとの規定が新設されるに至っている。

#### 【参考文献】

釜井裕子「児童福祉法28条1項1号の家庭裁判所の承認について」『家庭裁判月報』50巻4号（1998年）1-84頁【文献8】  
(藤川浩)

## (2) 民法

### ① 親権喪失

民法分野での判例は親権喪失請求として現れる。親権を制限するという意味では、児童福祉法28条事件も広い意味では民法・親権法と関係するものであるが、児童福祉法28条事件は独立して扱うので、ここでは、親権喪失請求事件（民法834条と児童福祉法33条の6）だけを扱う。また、今期は、民法766条に関連した事件と戸籍法による氏及び名の変更事件も公表されている。

児童虐待が関係する親権喪失事件で公表されているものは4件ある。そのうち2件は同一事件についての原審と抗告審である。1980年から1990年3月までの時期に児童虐待事例での834条の適用に関連した公表判例が存在しなかったのに比べれば、公表事例がわずかではあっても存在するという程度である。統計的に見ると（巻末資料8（1））、親権または管理権の喪失宣告およびその取消し（取消しも入っているために純然たる親権喪失請求事件数だけではない）は、近年はおおよそ100件前後で推移しており、多い年で100件を上回る申立てがある状況である。しかし、申立てが多いか少ないかにかかわらず、認容数には差が見られない。概ね20件以下であり、少ない年では、一桁である。却下数も少なく、認容数と同じ傾向にあるが、却下数の方は、1950年から1955年にかけては20件台から30件台あったが、全体的には年度ごとの変化がほとんどない。結局多くが取下げで終わっている。

一方、1974年から2003年までの間に児童相談所長が行った親権喪失宣告の請求は61件で、そのうち承認は23件である（巻末資料8（4）児童相談所における親権・後見人関係請求・承認件数）。承認以外の終局区分は統計表からは不明であるが却下のほか取下げが考えられる。上記民法834条に基づく親権喪失宣告の請求事件と同様、児童相談所長による親権喪失請求の場合にも申立が取下げられた事例が多いと考えられる。これは、親権喪失請求が申立てられたことにより、親権者が親権を剥奪されることになるよりは児童相談所の指導にしたがった方がいいと考えたり、家庭裁判所が間に入ったことにより親権者の態度が変わったということが推測できる。依然として親権喪失請求が少ないことについて、津崎哲郎【文献18】は、その理由として実務的には次のような課題があるという（ここで津崎が取り上げている親権喪失請求は834条によるものではなくて、児童福祉法33条の6の児童相談所長からの請求であると考えられる）。すなわち、

- ・ 事実関係の成立が微妙であり、難しい展開が予想される
- ・ 親権喪失の有無にかかわらず、親が攻撃を加えたとき、児童の生活を守り切れない
- ・ 戸籍に記載されるので長期的に見れば子のハンディになることも考えられる
- ・ 親権喪失後の後見人の選任が困難である（一私人でないといけないため親から私的に攻撃を受ける可能性もある）
- ・ 親から切り離された子の代替養育者の確保をどうするのか
- ・ 各児童相談所では前例がなく先の見通しがもてない。

（【文献18】146-147頁）

児童虐待事件で834条に基づく親権喪失を請求するには、その要件（親権濫用と著しい不行跡）に該当する事実が存在するのかという834条の要件事実の存否にかかわる問題以外のところで乗り越え

なくてはならない障害が存在する。1つ目は834条が掲げる親権喪失請求の請求権者の問題である。834条は「子の親族又は検察官」を請求権者としている。このうち検察官による親権喪失請求は知られている限りでは1件だけである（磯谷・1997）。したがって、検察官による請求は現実にはほとんど存在しないといってよい。そうすると、子の親族が請求権者になるが、虐待事例では親族が親から逆恨みされることを恐れてかかわり合いになるのを避けたり、そもそも虐待する親が親族のなかでも孤立していて交流がないために親権喪失請求権者になってくれる親族がないということも少なくな。そのためにこそ、児童福祉法33条の6の児童相談所長による親権喪失請求制度が存在するが、上述のように児童相談所長からの親権喪失請求は少ない。今期の審判例のうち2件は児童相談所長からの親権喪失請求事例である。

親権喪失請求事件でもう1つ問題になるのは、親権喪失という結論が出るまでの間、親権をもっているのは、その親権の喪失請求をされている親権者だということである。親権喪失請求の手続きは、家事審判法と家事審判規則に定められている。それによると、親権喪失の審判が下されるまでの措置も規定されている。すなわち、親権喪失宣告は、家事審判法9条1項甲類12号により家庭裁判所の審判事項とされている。そして、この審判の申立てがあった場合に、家庭裁判所は「仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができる」とされている（家事審判法15条の3第1項）。この審判は疎明に基づき、さらに、家事審判規則74条が親権喪失の申立てがあった場合の親権者本人の職務執行停止と親権代行者の選任を定めている（同条第1項「親権又は管理権の喪失の申立てがあった場合において、子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、親権又は管理権の喪失の宣告の申立てについての審判の効力が生ずるまでの間、本人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる」）。今期は、親権喪失関連の公表判例4件中、上記の審判前の保全処分としての親権者の職務執行停止と親権代行者選任申立て事件が3件を占める。

## ② 民法766条関係事件

原審（1審）と抗告審とが今期と次期にまたがる事件で民法766条の類推適用が問題になった事例が存在する。今期に下されたのは原審の山形家庭裁判所の審判である。ここでは、この審判例の紹介にとどめる。なぜなら、本件をきっかけにして学説が民法766条に基づく第三者の監護者指定問題を活発に論じるようになり、そこには親権の制限問題も含まれるが、その議論が活発化し、本件の抗告審の決定が仙台高等裁判所で下されたのも次期になるからである。そこで、この問題をめぐる詳しい紹介は次期に行うことにする。

## ③ 戸籍法による氏の変更および名の変更

児童虐待に民法的介入が行われるときは、子の福祉を擁護するために何らかの形で親権を制限する形をとることがほとんどである。しかし、児童虐待事例では危機介入のときだけに法的介入が行われればよいというわけではない。必要があればアフターケアの場面でも法的対応が求められる場合がある。今期に公表された戸籍法107条による氏の変更、同法107条の2による名の変更事件【判例8】はその一例である。

## 【参考文献】

磯谷文明「検察官による親権喪失宣告申立」『CAPニュース』22号（1997年）5頁

（鈴木博人）

### （3）刑事法

#### ① 虐待の視点の導入

1990年代、児童虐待が社会問題化することによって、刑事裁判例にも変化がみられるようになった。最大の変化は、判決中「虐待」という言葉が用いられるようになったことである。公刊物に掲載された裁判例の中で、被告人の行為が「虐待」にあると初めて判断したのは、養父が養女（6歳）に対し、折檻のためシャワーで熱湯を浴びせて熱傷等の傷害を負わせ、ショック死させた事例（東京地八王子支判平成8年3月8日、判時1588号154頁）【判例9】であると思われる。本判決中被告人の日常的な暴行に対し「このような暴行が教育やしつけの範ちゅうに入るとは思え」ないとし、本件犯行については、「子供である被害者の人権を全く無視した暴挙であって、もはや虐待というほかない」と断じている。被告人の行為が虐待にあることから刑事責任が重いと判断されたというよりも、被告人が虐待を行っていたことにより、被告人の子どもに対する保護能力に疑問があることから、その刑事責任は重いと判断されている。しかし、後に被告人の行為が虐待にあることのみをもって、量刑上厳しい判断がなされるようになる。それが、養父が男児（5歳）を虐待して死亡させた傷害致死の事例（水戸地土浦支判平成12年2月18日、判タ1072号263頁）と母親、養父及び母親の友人が女児（6歳）を虐待して死亡させた傷害致死の事例（水戸地判平成12年3月23日、判タ1072号257頁）である。どちらも、児童虐待の社会問題化や児童虐待事件が社会に大きな衝撃を与えていること等から、同種犯行を抑止するという一般予防の観点から厳しい態度をとっている。これらは、明らかに犯行が児童虐待にあることによって、量刑上厳しい判断がなされている。また、これら2判例とも、具体的な犯行態様は異なるが、同じ傷害致死の事案であり、量刑も懲役6年（水戸地判平成12年3月23日の事案は主たる犯行者である母親とその友人の2人に懲役6年、養父に懲役4年6月が言い渡されている）と同じ刑期が言い渡されている点で注目に値する。

#### ② 不作為による幫助

母親がその内縁の夫による自分の子（3歳男児）に対する折檻を放置して、内縁の夫による傷害致死を容易にさせたとして、不作為による傷害致死の幫助犯の成否が争われた事案（一審釧路地判平成11年2月12日、判時1675号148頁、控訴審札幌高判平成12年3月16日、1711号170頁）【判例10】につき、札幌高等裁判所は、不作為による幫助犯の成立要件一般について「正犯者の犯罪を防止しなければならない作為義務のある者が、一定の作為によって正犯者の犯罪を防止することが可能であるのに、そのことを認識しながら、右一定の作為をせず、これによって正犯者の犯罪の実行を容易にした場合」という基準を提示し、傷害致死の幫助犯の成立を認めている。本事案は、被告人も内縁の夫から暴力を受けており、内縁の夫のもとから逃れられず、また、子どもに対する暴行を阻止すれば自分が暴行を受ける恐怖心があったと、弁護人は主張したが、高裁は、いずれの主張も退けている。これにより、

子どもに対する暴行を制止して子どもを保護すべき立場にある親権者あるいは保護者の刑事責任も問われる可能性が明確化された。

### ③ 児童の証言

児童の証言についての裁判例は、第2期中2例がある。これらはいずれも児童虐待事案であり、1つは虐待を受けた児童本人の供述についてであり（神戸地姫路支判平成8年10月22日、判時1605号161頁【判例11】）、もう1例は虐待を受けて死亡した児童の兄妹による証言について判断したものである（東京高判平成10年7月16日、判時1679号167頁）。どちらも従来判例の判断基準を踏襲しながら、詳細に供述が行われた状況や供述内容等を詳細に検討した上、児童の証言の信用性を認めている。

（初川愛美）

## 4 法学研究の動向

### （1）児童福祉法分野

第2期に入り、児童虐待に関する児童福祉法分野の研究も本格化する。第1期においては、施設入所児童の親権に関する研究が目を惹いたが、第2期に入ると児童虐待への介入——とくに初期介入——に関する研究が増えてくる。

この時期は、児童虐待に関する社会的関心がまだ高くなかったため、児童虐待に関する啓発から発見、通告、初期介入がまず必要とされ、介入後のケアにまで言及するものはさほど多くはない。

#### ① 民間団体、弁護士会の取り組み

第2期には、各地で児童虐待防止の民間団体が設立され、啓発や電話相談活動に取り組むとともに、専門家への援助やネットワーク会議をはじめとする連携が開始された。とくに法的支援のための取り組みがなされ始めたことが注目される。

各地の弁護士会は、児童相談所に対する批判に止まることなく、児童相談所への支援も行い始め、福祉と司法の連携が本格化した。これら取り組みの成果は、日本弁護士連合会子どもの権利委員会（初版・1998【文献37】）や弁護実務研究会（1997【文献19】）として結実し、児童相談所の実務や家庭裁判所での対応に大きな影響を与えた。さらに、こうした活動は、その後、児童相談所と弁護士会の連携につながるようになった。また、近畿弁護士連合会少年問題対策委員会（1991【文献1】）にみられるように、弁護士会が積極的に法的対応に関する啓発につとめ、児童相談所の実状を明らかにすることで、児童福祉司個人の資質にとどまらない、児童福祉制度全体の見直しにつながるようになった。

この時期、児童福祉法の改正が1997年に行われたが、これに向けて日本弁護士連合会は、「児童福祉法改正に関する意見書」を公表し、とくに児童虐待については、「虐待禁止」規定の新設、通報要件の緩和、カウンセリング受講命令制度、親権の一部・一時停止制度を提案している。これらの提案は、その後成立した児童虐待防止法でその一部が実現した。

#### ② 日本子どもの虐待防止研究会の設立

こうしたなかで、1996年に日本子どもの虐待防止研究会（JaSPCAN 2004年からは日本子ども虐

待防止学会)が設立された。同研究会では、毎年学術集会を開催し、基調講演、指定講演、一般演題の他、分科会が行われている。これら講演、報告等において、法制度に関するテーマは毎回取り上げられ、同研究会の重要な柱となっている。

実質的に第1回の学術集会となった「ISPCAN国際セミナー 第4分科会」(1994年)は、「児童虐待と法」とのテーマで、Patricia Toth(国立児童虐待特別検察センター所長、ISPCAN役員、アメリカ)を迎え、児童相談所、検察庁、家庭裁判所それぞれの立場から、各機関における取り扱いの現状や役割などが議論された。司法に関連する諸機関が児童虐待の問題につき意見交換するのは初めての試みであり、とくに介入のあり方につき、アメリカの実務との比較から得られた示唆は有益であった。

第2回学術集会は大阪で、「全国に広げよう! 子ども虐待防止ネットワーク~子どもそして親・ともに援助の手を~」をテーマとして1996年に開催された。法制度に関連するものとしては、教育講演「児童虐待に関するわが国の制度」(柏女霊峰)が、児童虐待の定義の明確化および周知の必要、子育て支援施策の充実、法的介入条件の明確化、家庭裁判所の児童相談所に対する調査・指導命令、報告制度の導入、援助プログラムの開発、司法によるケア命令制度について報告した。また、一般演題としては、岩佐嘉彦弁護士が「法的介入と弁護士の役割——今なぜ「弁護士」なのか?——」とのテーマで、弁護士による児童相談所業務サポートの有用性、法的介入前の児童相談所への法的アドバイス、「強い親権」への誤解を解く役割、最終的には司法による解決が控えていることの安心感を与えることなどを弁護士の役割としてあげる一方で、虐待問題に取り組む弁護士の少なさ、家庭裁判所の福祉的機能、後見的役割の不十分さ、虐待問題に関する実務慣行の確立の必要性等を指摘した。同じく一般演題として、「法的介入における家庭裁判所との連携」とのテーマで橋本和明調査官が虐待に関する法制度(児童福祉法28条審判にもとづく施設入所措置、親権喪失制度等)の課題をとりあげ、虐待事件の調査における問題点を指摘したうえで、家庭裁判所と関係機関との連携を進める上で、なお関係機関の役割や機能について十分な認識がもたれていないこと、開示に係る情報提供の方法、親子分離後の家裁と関係機関との連携(たとえば、親の状況改善の場合の親権喪失宣告の取り消しや措置解除の許可制度などの)課題が論じられた。その他、事例研究会として「法的介入による援助」がもたれ、法的介入の利点と課題、現行法制度の運用方法など、実践的ノウハウの検討を目的に、児童相談所がかかわった身体的虐待事例および弁護士が関与した身体的虐待事例をもとに、申立人となる者、身柄確保の方法、審判手続き、審判後の関与のあり方などについて、ケースに即して具体的かつ分野横断的に検討された。

まだ法的介入の経験が乏しかった時期であり、弁護士の果たすべき役割、司法機関との連携のメリットや具体的な方法の提示など、とくに虐待問題に先進的に取り組んでいる関西地区の関係機関からの報告がなされたことで、法的介入の必要性、有用性を関係者が認識した意義は大きい。

1997年の第3回学術集会(横浜大会)のテーマは、「援助の実際的方法を考える」であり、シンポジウム「子どものいのちと家族を守る—援助の実際的方法をさぐる」が開催された。その中で、弁護士の平湯真人は「公権力介入型の援助—そのあり方と制約原理について—」と題して報告し、公権力による介入の制約原理として、親にも子どもにも共通の権利——子どもが家庭で育つ権利、親が家庭で



生活する権利、親子分離の場合の家庭に回復できる権利——をあげ、一時保護の場合の介入の制約、28条審判における介入の制約について述べた上で、これら制約原理が社会的に受け入れられるためには、親の意識を支える社会的認識の変化、新たな社会的合意形成が必要であることを強調した。

事例研究会としては、「法的介入による援助」がもたれ、児童福祉法28条審判とそれを本案とする仮処分が認められた事例、児童福祉法29条の立ち入り調査で一時保護し、28条審判で施設入所した事例等が紹介され、さまざまな立場から意見交換がなされた。これらは、いずれも初期介入に関する事例であり、当時の関心が主に初期介入に向けられていたことをうかがわせるとともに、当時まだ児童虐待ケースに習熟していなかった家庭裁判所への対応方法が模索された時期でもあった。

特筆すべきは、この大会で、積極的に立法提案がなされ、検討されたことである。領域研究会「弁護士・家庭裁判所—児童虐待防止法を展望して—」では、1997年の児童福祉法改正に向けたJaSPCANの提言についての報告がなされ、とくに裁判所による「ケア受講命令」制度の必要性、アメリカ法の状況、その実現の可能性と前提条件等について検討された。この時期すでに親子再統合を視野に入れた親指導のあり方、これを可能にするための裁判所の命令制度について、すでに現場サイドからその必要性が指摘されていたことは興味深い。こうした検討が、2004年の児童虐待防止法の改正、特別家事審判規則の改正（28条審判に関する保全処分制度の実現）の議論につながっていくことになる。

1998年の第4回学術集会（和歌山大会）は、「地域システムの確立をめざして」をテーマに和歌山で開催された。一般演題として宮本信也、石橋直子「子どもへの虐待への対応に関する研究——警察との連携のあり方に関する検討——」が報告され、JaSPCANの会員を対象に、虐待事例に関わった経験、警察への通報、警察による対応の状況調査について分析がなされ、警察との連携は、ある程度の成果が得られる可能性のあることを示していると結論付けた。この報告は、次の栃木大会における警察との連携分科会につながるようになった。事例研究会としては、「法的介入による援助」において、ネグレクトケースや心理的虐待ケースなど、家庭裁判所の承認を得るのが難しいと思われるケースをとりあげ、家庭裁判所への働きかけなどにつき、報告、意見交換が行われた。意見として、児童相談所は申し立てをもって事件を終結とすべきではないこと、申し立てを取り下げたときには、家庭裁判所を含めたアフターケアが必要であることなどが述べられた。28条申立が本格化するなかで、これまであまり取り上げられることになかったネグレクトや心理的虐待についてまで、家庭裁判所への申立を行う必要が出てきたことをうかがわせる。領域研究では、「親子分離の法制度——手続法的観点から——」のテーマで、一時保護や28条審判など、強制的親子分離に伴う法的問題を検討するとともに、親権に対する配慮——親権者に対する説明や不服申立の告知——について意見交換がなされた。一時保護については有形力行使の可否や児童の意思の評価、立入調査については所有者の意向に反しての調査の可否、警察連携のあり方、子の監護処分制度利用の可能性等、具体的な場面で生じる法的問題が議論された。これらの問題は、その後の児童虐待防止法の制定・改正過程でも議論された論点であり、いまだに立法的解決がなされていない困難な問題である。

1999年の第5回学術集会 栃木大会は、「ここから始まる新たな試み」をテーマに開催された。特別講演では、弁護士の峯本耕治が「子どもの権利条約から見た日本と世界の現状」と題して、実現され

るべき最優先価値は「子どもの最善の利益」であること、この理念の実現には子ども・親・関係機関のパートナーシップが不可欠であること、子どもの意見表明権を実現するためのシステムの確立、子どもの権利状況をチェックするための監視機関の設置等が提唱された。重点研究プログラムでは、「子ども虐待の対応における警察との連携を考える」として、児童相談所による立入調査での警察との連携、警察の児童虐待への取り組み方針、連携に必要な前提、連携の方法など、児童虐待問題における警察との連携のあり方について、同研究会ではじめて本格的に議論された。シンポジストとして、前児童福祉司、警察庁生活安全局少年課、栃木県警本部、刑事法学者が参加し、その後の警察との連携を考える第一歩となった。

教育プログラムでは、「法的介入の方法と実際例」とのテーマで、児童福祉法28条による施設入所承認及び保全処分を参考事例とし、法的介入の実際が検討された。この時点ではまだ28条申し立ての経験が乏しい児童相談所が少なくないことをかんがみて、実務担当者が直面する困難や対処方法についての意見交換がなされた。具体的な論点としては、28条審判の判断基準、強引な引取りに対する対処方法、28条保全処分の意義、家庭裁判所の手続きにおける児童相談所、弁護士の役割、子ども・親のケアへの配慮等があげられている。特別企画プログラムでは、「児童相談所を中心とする救済制度の課題と方向性」が議論され、児童虐待対応の実情と問題点が指摘されたのち、制度上の課題として司法制度を確立し児童相談所の強権機能と援助機能の分離を図ること、虐待行為の禁止規定を設けること、親子分離後のケア体制の整備、権利擁護システムの整備などが提案されている。また児童福祉制度の議論において、かならずしも子どもの権利保障の視点が十分でなく、子ども自身の申し立て権や一時保護における子どもへの説明などの問題点が指摘された。テーマ研究では、「少年犯罪・非行の背景としての子ども虐待」が取り上げられ、非行少年の被害と加害の実情について、自立援助ホームや保護観察所の職員等の報告を踏まえて、これまで虐待と非行と別々に考えられてきたことがらを、対人関係における暴力という枠組みで再考することにより、新たな視点を開く試みがなされた。その後、少年院、児童自立支援施設、弁護士会から非行と虐待の関係について調査報告がなされるが、それに先立って現場サイドですでにその関係について経験に基づく明確な指摘がなされていたことは興味深い。

同研究会は、1999年に機関誌『子どもの虐待とネグレクト』を発刊している。同誌において、法律関係の論文が数多く掲載され、学際的研究の一翼を担っている。

第2期における、法律関係の主な掲載論文は以下の通りである。

子どもの虐待とネグレクト 1巻1号（1999年11月）

- ・川崎二三彦「児童福祉法に基づく立ち入り調査を実施した事例の考察」
- ・宮本信也他「我が国における虐待事例の警察への通報状況」
- ・池田由子「『我が国における虐待事例の警察への通報状況』へのコメント」

子どもの虐待とネグレクト 2巻1号（2000年6月）

『特集 第5回学術集会（栃木大会）』

- ・峯本耕治「子どもの権利条約から見た日本と世界の現状」

- ・吉田恒雄「子ども虐待の対応における警察との連携を考える」
- ・石田文三「法的介入の方法と実際例」
- ・小笠原彩子「児童相談所を中心とする救済制度の課題と方向性」
- ・藤岡淳子「少年非行の背景としての子ども虐待」

子どもの虐待とネグレクト 2巻2号（2000年12月）

『特集 児童虐待防止法をめぐる』

- ・林陽子「児童虐待防止法を検証する」
- ・坂井聖二「『児童虐待の防止等に関する法律』は医療現場にどのような影響を及ぼすか？」

### ③ 家庭裁判所の取り組み

この時期から、児童虐待に対する社会的関心の高まりを受けた児童相談所は、従来の対応方針に加えて、積極的に司法判断を求めようになってきた。こうして、家庭裁判所における児童福祉法28条事件が急増し始めた。

従来、とくに児童福祉法28条事件の申立件数自体が少なかったこともあり、児童虐待問題に対して、家庭裁判所は大きな関心を有しているとはいえなかったが、裁判所はこうした事態に対応するため、ようやく児童虐待への取り組みを始めた。

当初は、家庭裁判所における児童虐待事件の研究が行われた。釜井（1998【文献8】）は、未公表の審判例を含めて児童福祉法28条事件を総合的に分析し、同事件に関する法的論点についても検討するなど、家庭裁判所裁判官による初めての本格的分析・研究である。家庭裁判所調査官からも橋本（1996【文献12】）や中村他（1999【文献11】）が発表されるなど、調査方法や児童相談所等との連携のあり方について研究が進められた。

この時期には「全国裁判官懇話会（第16回）」において児童虐待問題が取り上げられ（第16回全国裁判官懇話会報告Ⅳ〔分科会報告〕・1998）、児童虐待事件における親権喪失の問題、児童福祉法28条事件に関連して、証拠の開示措置決定後の諸問題など、法的な課題について議論が展開されるなど、家庭裁判所関係者に児童虐待に対する関心が芽生えてきたことをうかがわせる。家裁月報に児童相談所の取組の実態が紹介されるなど（最高裁判所事務総局家庭局・1999）、少しずつ児童虐待に取り組む姿勢に変化が見られ始めた。しかし、最高裁判所が家庭裁判所における児童虐待事件に関する統計を取り始めたのは2000年11月以降のことであり、この時期ではまだ全国的に見て本格的な対応に至っていたとはいえない。

### ④ 児童の権利条約との関係

1994年に批准された児童の権利条約からの児童虐待問題へのアプローチも重要である。弁護士会としては、1991年に近畿弁護士連合会少年問題対策委員会が「子どもの権利条約と児童虐待」をテーマにシンポジウムを開催し、同条約から見た法制度上の課題を検討するとともに法制度の改革を提言している（近畿弁護士連合会少年問題対策委員会・1991【文献1】）。また、弁護士からもいくつかの論考が発表されるなど（泉・1991【文献2】、岩佐・1996、1997、小笠原・1996）、弁護士会によって児童の権利条約における児童虐待の問題の意味が積極的に検討されている。

この問題に大きく貢献したのは、児童福祉の問題を児童の権利の視点から再構成しようと試みた許斐有の業績である。許斐（1994）や許斐（1996【文献7】）では、虐待問題を手がかりに児童の権利から見た親権法制のあり方を検討している。

こうした児童の権利条約の批准を受けて、国際法的な観点から、児童虐待問題を検討する研究が著された。石川・森田（1995【文献6】）及び波多野（1994）では、同条約における児童虐待関連の条項の立法の経緯を踏まえた現在の意義と課題が示されている。

これらの研究は、条約批准後の日本国政府から国連児童の権利委員会への報告や同委員会からの勧告等につながるものであり、児童虐待問題に新たな視点をもたらしたものとしてその果たした意義は大きい。

### 【参考文献】

- 弁護士実務研究会編『児童虐待ものがたり—法的アプローチ』（大蔵省印刷局、1997年）【文献19】
- 第16回全国裁判官懇話会報告Ⅳ（分科会報告）「市民に開かれた司法を目指して」『判例時報』1633号（1998年）3—25頁
- 橋本和明「子の虐待と家庭裁判所」『ケース研究』249号（1996年）62—86頁【文献12】
- 波多野里望『逐条解説 児童の権利条約』（1994年、有斐閣）
- 石川稔・森田明編『児童の権利条約』（一粒社、1995年）【文献6】
- 岩佐嘉彦「児童虐待と子どもの権利と専門機関」『賃金と社会保障』1190号（1996年）28頁
- 岩佐嘉彦「子どもの権利と親権——児童虐待問題における大阪の弁護士の活動の実状」『リーガル・エイド研究』2号（1997年）57頁
- 泉薫「児童虐待と親権」（特集 子ども権利条約）『自由と正義』42巻2号（1991年）22頁【文献2】
- 釜井裕子「児童福祉法28条1項1号の家庭裁判所の承認について」『家庭裁判月報』50巻4号（1998年）1—84頁【文献8】
- 近畿弁護士連合会少年問題対策委員会編『子どもの権利条約と児童虐待（第20回近畿弁護士会連合会大会シンポジウム第4分科会資料）』（近畿弁護士会連合会少年問題対策委員会、1991年）【文献1】
- 許斐有「家庭における子どもの権利——親権法制における子どもの権利とは——児童虐待問題を手がかりとして——」『法学セミナー』476号（1994年）36頁
- 許斐有『子どもの権利と児童福祉法』（信山社、1996年）【文献7】
- 中村昭代他「児童虐待に関する家事事件の調査及び関係機関との連携について」『家庭裁判月報』51巻6号（1999年）95—143頁【文献11】
- 日本弁護士連合会子どもの権利委員会編『子どもの虐待防止・法的実務マニュアル』（初版）（明石書店、1998年）【文献37】
- 小笠原彩子「子どもの権利条約から見た学校・社会——1——虐待された子どもの傷」『高校のひろば』21号（1996年）78頁
- 最高裁判所事務総局家庭局監修「（資料）児童虐待に対する児童相談所の取組の実態」『家庭裁判月報』51巻8号（1999年）119頁以下

## （2）民法分野

民法領域での児童虐待をめぐる議論は、親権喪失宣告をめぐる議論として行われる。この問題についての論考は文献リストからもわかるように、それほど多くはない。さらに、これら論考は、実務家

サイドからの問題提起や実状分析という性格をもったものが多く、伝統的な民法学からの議論は第1期から引き続き少ない。そのような中で、吉田【文献9】は、民法に限定された文献ではないが、2000年秋に行われた日本家族＜社会と法＞学会での「児童虐待の法的対応」シンポジウム（次期で詳しく扱う）のきっかけのひとつとなった。

実務サイドからの事例報告や提言としては、【文献19】、【文献5】所収の木下淳博（1994）、【文献16】の論考が存在する。

卷末統計からわかるように、親権喪失宣告が請求される事例は極端に少ない。親権喪失宣告が請求されるのは他の手段を講じても効果がない最後の手段だからである。この点については、津崎【文献3】【文献18】、橋本【文献12】、許斐＝白石【文献16】等が指摘する。すなわち、津崎【文献3】は、「児童虐待への援助」として児童相談所がなお制度が不備な中で行う援助として、(1)在宅指導、(2)緊急一時保護、(3)保護者の同意による施設入所、(4)家庭裁判所申立て（児童福祉法28条）による施設入所、(5)親権喪失申立てを順番にあげている（同じことは許斐＝白石【文献16】でも示されている）。しかし、親権喪失宣告制度の児童虐待事例での機能については、論者の間に微妙なニュアンスの差がある。ひとつはここであげたように、児童虐待への援助という視点から親権喪失申立てを位置づけるものである。これに対して、やや別の視点からは、最後の手段としての親権喪失制度は、親失格の烙印を押して、親のもとでの養育の可能性はほぼ消滅させ、親以外の者のもとで子を養育する道を開くことにはなるが、親のもとでの子の福祉を促進する可能性をほぼ消し去ってしまう、子の福祉を促進するための制度としては限界がある制度だとする。比喩的にいうならば、援助が尽きたところに登場するのが親権喪失制度だとするものといえよう。前者の立場からは、親権喪失の請求権者の拡大（児童の監護に携わっている施設長や里親や児童本人に）が求められたり、請求権者である検察官が現実には機能を果たしていないという批判が出される。両者のニュアンスの相違は、児童に対する中長期的な処遇の中に親権喪失制度を位置づけようとするのか、親権喪失は児童福祉法に基づいて保護されている児童を親権者が強引に引き取ろうとする場合に有用であるにすぎないという程度に位置づけようとするのかに帰着する。前者の視点からすると、親権喪失請求をすると膠着していた事例が動き出し、その結果親権喪失請求の取下げに帰着することもありうるが、それは親権者が児童相談所の指導や話し合いに応じるようになる結果であり、悪いことではないという評価につながるが、後者の視点からすると、そもそも取下げが多いこと自体、親権喪失請求による必要性が低いという評価につながる。鈴木（1998）は吉田【文献9】の中で日本の親権喪失制度には失権宣告の取消しが可能（民法836条）なので、この制度を活用すべきだとする。しかし、橋本【文献12】は、「一度宣告された親権喪失はそんなに簡単に取り消されるもの」かを論じる。

また、辻【文献14】は、親権喪失制度は、それ自体としては子の福祉を促進する制度ではなく、親権者の責に帰すべき事由に基づく親権の義務不履行により子の福祉が著しく害される場合に用いられる制度であるという立場から、親権喪失の判断基準として、親権者の責に帰すべき事由に基づかない場合に親権を剥奪しても、子の将来にわたる福祉にとって実質的意義はないとする。これに対して、鈴木（1998）は、ドイツ法との比較を踏まえながら、子の福祉の侵害の有無が判断基準とされるべき

であり、子の福祉の危険が親の責に帰すべき事由によりもたらされたか否かを判断基準とすべきではないと主張する。なお、鈴木（1998）は、親権の積極的濫用・消極的濫用という用語について、保護者・親権者の責任の軽重や子の成長発達に与える悪影響の程度についての評価を含んでいると捉えかねない「積極的」「消極的」という言い方はやめなくてはならないと指摘する。虐待は、身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待・性的虐待等の具体的類型によって呼ばれなくてはならないというのである。

判例の分析からも明らかになることだが、親権喪失請求に伴い今期は、親権喪失を本案とする職務執行停止及び職務代行者選任の審判前の保全処分の利用が指摘されるに至った（橋本【文献12】）。

児童虐待に関する法制度全般を扱うなかで民法上の制度にも言及しているものとしては、吉田【文献15】【文献17】吉田（1994）がある。

今期の外国法研究としては、イギリス法について許【文献4】が、ドイツ法については鈴木（1998）が存在する。

### 【参考文献】

木下淳博「児童の保護と親権」斎藤学編『児童虐待（危機介入編）』（金剛出版、1994年）【文献5】の第7章

鈴木博人「虐待する親の親権喪失」吉田恒雄編『児童虐待への介入』（尚学社、1998年）【文献9】の第4章

吉田恒雄「児童虐待に関する法制度」斎藤学編『児童虐待（危機介入編）』（金剛出版、1994年）【文献5】の第8章

（鈴木博人）

### （3）刑事法分野

1990年代に入り、児童虐待が社会問題化すると、児童虐待事件が新聞等のマスメディアで大きく取り上げられるようになった。これを契機として新聞報道された児童虐待事件の分析が増加することになる（たとえば、子ども虐待防止ネットワークあいち・1998）。また、刑事法の分野においても、児童虐待の法規制を含めた対策論が検討されるようになる。

#### ① 学会の動向

刑法学会の動向としては、刑法学会第68回大会（1990年6月）のワークショップ「性と刑法（オーガナイザー：萩原玉味）」において「児童の性的虐待と刑法的保護（報告者：安部哲夫）」が取り上げられたが、ここにおいては、家庭内における性的虐待だけでなく、広く第三者からの虐待、社会内における虐待、児童ポルノ等が取り上げられた。そして、刑法学会第77回大会（1999年5月）のワークショップでも「児童虐待と刑事規制（オーガナイザー：安部哲夫）」と題し、初めて刑法学会で児童虐待がメインテーマとして取り上げられた。ここでは、児童虐待の実態、犯罪学からの問題性、実務の法的対応が報告され、最後に刑事規制の論点が提供された（報告者：安部哲夫）。刑事規制については、「幼年者に対する姦淫および強制わいせつ」の罪の新設、性的虐待を児童福祉法34条1項において犯罪化すること、虐待傷害罪（同致死罪）などの新設、刑事罰も含めた「専門家の義務的通告制度」の導入等が挙げられた。

これら刑法学会での児童虐待の問題化の間に、明治学院大学立法研究会シンポジウムでも「児童虐

待一わが国における現状と課題」(1997年6月)が行われ、ここでも法規制を含めた児童虐待対策が議論されている(明治学院大学法学部立法研究会・1999【文献24】)。

また、犯罪学会では、第29回日本犯罪学会(1992年11月)の一般発表で「実子殺害女性における神経内分泌学的検討―産褥精神病との関連を中心として(吉田秀夫、岡崎祐士、松本純隆)」、第30回日本犯罪学会(1993年11月)の一般発表で「親族の殺人(滝澤久夫)」、第35回日本犯罪学会(1998年11月)の一般発表で「秋田県における嬰兒殺疑い解剖例の検討(吉岡尚文、二部恒美)」及び「児童虐待のいろいろ(藤倉隆、滝澤久夫)」が報告されている。

## ② 法規制の主張

前記のような学会動向の中、児童虐待の対策として、法規制の主張が多くなされるようになる。その主張の主なものは、①通告義務の罰則化、②児童虐待罪の創設、③性的虐待罪の創設である。

まず、通告義務の罰則化については、アメリカ等の通告制度を前提として、関係諸機関の職員に対し、罰則付きの通告義務の立法化を求める意見が出ている。その場合には、併せて、誤報者の刑事上及び民事上の免責規定も合わせて設けられる必要があるとされている(たとえば、安部・2000)。

児童虐待の刑事規制については、第1期においても、最後の手段として検討すべきという主張は存在した(中谷・1984)が、今期に入ると、一歩進んで刑事規制の内容まで提案されるようになった。特に性的虐待に関しては、青少年保護育成条例や「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)」(以下、児童買春・ポルノ処罰法とする。)の制定に伴い、児童の性的保護という観点が浮上してきたことに伴うものとも考えられる。また、ドイツ刑法の規定する「性的虐待罪」(174条)及び刑法改正草案の「被保護者の姦淫罪」(301条)の規定に倣ったものが主張されている(林・1992【文献25】)。

また、この他に再犯防止策として、行刑における治療教育的処遇、犯罪者予防更生法による遵守事項や指導監督、執行猶予者保護観察法の指導監督など保護観察制度を最大限に活用すること等が主張されている(野田・1992)。

## ③ 警察活動

児童虐待問題の関係機関の1つである警察の活動に対しても注目が集まるようになる。警察自体も児童虐待事件が顕在化したことによって、これへの対応を自ら行うようになる。まず第1に取り組まれたのが、統計であり、統計によって、警察の児童虐待への対応の現状を明らかにしようとしている。1994年から「児童虐待に関する少年相談の受理状況」についての統計を取り始め、1999年から「児童虐待の罪種別、態様別検挙状況」についての統計を公表している。

また、「児童の権利条約」の批准(1994年)、「子どもの商業的搾取に反対する世界会議」(1996年)において日本人による東南アジアでの児童買春や日本国内で大量に製造される「児童ポルノ」に対して世界中の非難が集中したことによって、児童買春・ポルノ処罰法が成立、施行されるに至った(1999年)。かつ、男女共同参画審議会による女性に対する暴力根絶に向けた基本的方策「女性に対する暴力のない社会を目指して」が策定された(1999年)ことによって、警察にも女性および児童の保護に関する活動が求められるようになった。そこで、1999年12月16日に「児童虐待に対する取組みの

強化」(警察庁丙少発第26号等)、「女性・子どもを守る施策実施要綱」(警察庁乙生発第16号等)が発され、特に児童虐待に対しては、各都道府県警察において取り組みの強化及び関係機関との連携強化、被害少年の保護の強化等を行うが定められた(後藤・2000年)。このように、警察による児童虐待の取り組みは、被虐待児の保護という観点から発展し、家庭への介入の積極化へと繋がっていくことになる。なお、日本子どもの虐待防止研究会第5回大会(1999年)においても、分科会で「子ども虐待の対応における警察との連携を考える」(企画:吉田恒雄、報告:田中島晁子、池田泰昭、大島宏一)というテーマが取り上げられている(吉田・2000)。

#### ④ 少年非行との関連

児童虐待が非行原因ではないかとする文献は、第2期においてもみられる。この時期で最も注目されている論文は、小林寿一のもの(小林・1996【文献20】)である。この論文は、アメリカ合衆国における児童虐待と少年非行との関連性についての研究を紹介したものであったが、これまでの調査研究は少数であったのに対し、本研究は大規模に行われたものであり、後の研究にも大きな影響を与えるものとなった。

また、1997年に起こった神戸児童連続殺傷事件における加害少年の家庭にも虐待に近い問題があったとする論文も発表されている(たとえば、斉藤・1999)。

#### ⑤ 被害者学の動向

被害者学会では、被害者学会第3回学術大会(1992年6月)の個別発表において「親による性的虐待の被害(林弘正)」が報告され、性的虐待の事例検討等が行われている。また、被害者学会第9回学術大会(1998年6月)におけるシンポジウム「子供の社会化を取り巻く周辺事情の変化」の中で「家庭内の被害(児童虐待)」が取り上げられ、パネリストとして岩井宣子が児童虐待の定義や実態を報告し、対応策として、秘密保持義務の免責、警察、学校、福祉関係、その他関連するすべての機関の協力を挙げている。

また、警察活動の部分でも述べたように、被害者保護として児童虐待対策が講じられるようになり、被虐待児が被害者として取り扱われ、被害者学の対象として取り上げられるようになった。

#### 【参考文献】

安部哲夫「児童虐待と刑事規制」『刑法雑誌』39巻3号(2000年)516-521頁

後藤啓二「女性・子どもを守る施策実施要綱の制定について」『警察学論集』53巻4号(2000年)100-117頁

萩原玉味「性と刑法」『刑法雑誌』31巻3号(1994年)380-385頁

林弘正「児童虐待、特に『親による性的虐待』に対する刑事規制について」『常葉学園富士短期大学研究紀要』2号(1992年)67-93頁【文献25】

子どもの虐待防止ネットワーク・あいち編『見えなかった死—子ども虐待データブック』(キャプナ出版、1998年)

小林寿一「犯罪・非行の原因としての児童虐待—米国の研究結果を中心に」『犯罪と非行』109号(1996年)111-129頁【文献20】

明治学院大学法学部立法研究会編『児童虐待—わが国における現状と課題』(信山社、1999年)【文献24】

中谷瑾子「児童虐待と刑事規制」平場安治編『団藤重光博士古稀祝賀論文集 第3巻』(有斐閣、1984年)209-251頁

野田正人「児童虐待の刑事法的対応」『花園大学研究紀要』24号(1992年)147-160頁

小木曾綾「子どもの社会化を取り巻く周辺事情の変化」『被害者学研究』9号(1999年)96-101頁



齊藤学「被虐待児としての神戸の少年Aと彼の連続殺人について」『家族機能研究所研究紀要』3号（1999年）41-57頁

園田寿「児童買春・児童ポルノ処罰法の成立」宮澤浩一先生古稀祝賀論文集編集委員会編『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集第三巻』（成文堂、2000年）307-326頁

吉田恒雄「子ども虐待の対応における警察との連携を考える」『子どもの虐待とネグレクト』2巻1号（2000年）42-49頁

（初川愛美）

#### （4）児童福祉分野

##### ① 法的課題を担い始めた児童福祉

児童福祉の領域からみた第2期は、第1に児童虐待に対する社会的関心が飛躍的に高まり、第2に児童福祉の領域からも独自の研究が展開され、第3に児童福祉の視座から法的な問題にも言及されるようになった時期である。児童虐待防止法制定は、こうした流れの結実とみることができる。以上の3点のような、児童福祉領域の第2期の特色には、いくつかの要因が読み取れる。

まず第1に、児童虐待に対する社会的関心の高まりは、「児童虐待」というタームを定義づけることで世論を喚起しようとした第1期の研究者の戦略が効を奏した側面と、「児童虐待」にあたる行為が危惧されたとおりに多かった側面の双方から説明される。第2に、児童福祉の領域からの研究が第2期に目だって伸びたのは、日本の児童虐待対応の主役を担う児童相談所、広くとらえて児童福祉行政が、児童虐待への関心の高まりとともに、とかく批判の矢面に立たされるようになった事情が背景にあると考えられる。現行の児童福祉のしくみと、具体的なソーシャルワークのノウハウで児童虐待にどこまで対処しきれるのか。扱う虐待ケースの検討結果を共有しようという動きが生まれ、そこからの省察から現行の法制度への提言がなされるのは、ごく自然の成り行きであった。こうして第3にあげたように、児童福祉の視座から法的な問題への言及も自ずと増えてきた。

##### ② 児童福祉施設現場における対応の模索

児童福祉施設の現場でも、処遇の困難さという切実な課題から被虐待児童がクローズアップされるようになった。2000年に機関誌の発刊30周年を記念して開催された全国児童養護協議会のセミナーでは「児童養護施設における被虐待児処遇の実際」がテーマとなった（全国児童養護施設協議会・2000【文献26】）。全体の約5分の1にあたる105箇所の児童養護施設に被虐待児童のケアのために非常勤の心理職員が配置されるようになった2000年であってなお、セミナーのシンポジウムで掲げられたテーマが「児童虐待への理解」であったことは見過ごせない。すなわち、第2期までに児童虐待の社会的認知が進んだという理解は誤りではないものの、それは、むしろ第1期の啓発策にのった表層的な理解であって、当事者の現実に向き合うのに十分な深みのある共通理解を得ていたわけではなかったということだろう。興味深いことに、セミナーのシンポジストの1人は弁護士であった。児童虐待事例を家族福祉の視座から扱う場合、実は、親の自己破産手続や離婚手続の相談にまで及ぶ援助が必要で、そのために広範な職種の協働が求められる実態が自ずと示された。これまで、ケースワークや現場処遇の質を高めることに終始していた児童福祉の領域としては、新たな展開の方向性が示されたといえ

るだろう。

### ③ 相次ぐ児童虐待防止「手引き」の刊行

また、第2期に特色的なのは、いわゆる「手引き」が次々と刊行されたことである。代表的なものをたどってみても、大阪府児童虐待対策検討会議『被虐待児童の早期発見と援助のためのマニュアル（第一次版）』（1990【文献30】）、厚生省児童家庭局企画課監修・子ども虐待防止の手引き編集委員会編『子ども虐待対応の手引き』（日本子ども家庭総合研究所・1997【文献32】）、厚生省児童家庭局監修『子ども虐待対応の手引き』（日本児童福祉協会・1999【文献35】）、日本子ども家庭総合研究所編『子ども虐待対応の手引き 平成12年11月改訂版』（有斐閣・2000【文献36】）、日本子ども家庭総合研究所編『子どもの虐待対応の手引き 平成17年3月25日改訂版』（有斐閣・2005）と連なり、ほかに東京都が編んだ『子どもの虐待防止マニュアル—虐待への気づきと対応、援助のために—』（東京都・1996【文献31】）など都道府県単位で編まれたものがいくつか、横浜市子育てSOS連絡会の『子どものSOS 養育者のSOSに伝えるために 横浜市児童虐待防止ハンドブック [改訂版]』（横浜市・1997【文献34】）などのように市で編まれたものもある。さらに東京都児童相談センター『子どもへの虐待相談処遇マニュアル』（東京都児童相談センター・1997【文献33】）のように児童相談所に特化した本格的な業務マニュアル、弁護士が虐待の救出活動に関わることが増えたことを受けて編まれた日本弁護士連合会による『子どもの虐待防止・法的実務マニュアル』（日本弁護士連合会子どもの権利委員会・1998【文献37】）も作成されるようになった。

### ④ 児童虐待防止「手引き」の意味と役割

これらの手引きの編集意図は、ひとえに専門職の対応能力の向上にあるとみられる。したがって、総花的な虐待事典ではなく、児童相談所の児童福祉司を対象としたものは保護者との連絡の仕方、立入調査に踏み切る基準、保護者の同意が得られない事例の運び方等々について詳細を極め、保育士や教諭などの保育・教育現場の職員を対象としたものは虐待の発見と通告に重点がおかれ、さらに医療従事者を対象と想定したものは虐待の発見と通告に関する記載に加えて一時保護をも意味する被虐待児童の入院について述べる等、それぞれの専門職を意識した実務場面でのほたらきを解き明かしたものの総集編になっている。つまり、一連の手引きを専門職の立場から読み解けば、現行制度を駆使して虐待問題から児童を救済する術がどこかに示されているのであり、いかに手引きを練り効果的な策を練り、首尾よく事例を解決に導くかの努力義務が突きつけられたことになる。「手引き」は実務便覧として役立つ福音書であるばかりでなく、専門職にとっては厳しい社会的要求を生み出したともいえそうである。また、従来は児童養育の第一義の責任を担う存在として親との協力関係が児童福祉でのソーシャルワークの大原則であったのが、家庭への介入的ソーシャルワークへと変容しつつあり、その過渡期にあって混乱しつつも実務にむかう各専門職を支える規程集のような役割も、手引きは自ずと担うことになった。各職種の実務現場で虐待に対応できる人材を求められるようになり、しかしながら、その要請に普く応えるほどに人材が育っていないという焦りのようなものが、各種手引きの背後から感じられる。家族への介入的ソーシャルワークの難しさは、自ずと、解決への切り口としての法的対応への期待を高めることになった。日本弁護士連合会のマニュアルは、こうした社会の要請

に応じて虐待防止・救済に対応できる弁護士を育てる意図から編まれたが、家族介入の実務の詳細を解説するとともに、法的実務活動におけるソーシャルワークの姿勢の必要性をも説いている。第2期は、法とソーシャルワークがともに手を携えて虐待に向き合っていく方向性が定まってきた時期でもあった。

#### ⑤ 児童福祉現場に残された課題

種々の手引きの刊行や児童虐待防止法制定は、虐待の早期発見と早期対応を目指すというコンセンサスのうえになりたっている。こうした明確な方向性をもったことも第2期の特徴の1つである。その一方で、発見され児童福祉行政の手にゆだねられた児童をケアする任を負った施設現場は、こうした動きから若干の距離感を拭えない印象をのこしている。全国児童養護施設協議会会長の福島一雄は、児童虐待防止法案の国会審議の最中に全国児童養護施設協議会が参考人として呼ばれなかったことを象徴的出来事としてあげながら、新法に虐待された児童の対応の課題が先送りされていると批判した(福島・2000)。法律上の課題提言にしても、児童の施設養護を考えれば、そこで問われるのは親権や施設入所に関わるのではなく、たとえば施設職員の配置基準の向上のような児童福祉サービスの枠組を描く法に関することである(小宮・2000)。第2期には、家庭分離後の施設入所児童と家族へのケアの問題が、課題として残されたと指摘できる。

#### 【参考文献】

- 福島一雄『『児童虐待防止法』の成立をどう受けとめるか』『季刊児童養護』31巻1号(2000年)2-3頁
- 小宮純一「身を引き締め、スキルを磨き、プロに徹して 児童虐待防止法成立に寄せて」『季刊児童養護』31巻1号(2000年)20-23頁
- 厚生省児童家庭局監修『子ども虐待対応の手引き』(日本児童福祉協会、1999年)【文献35】
- 厚生省児童家庭局企画課監修・子ども虐待防止の手引き編集委員会編『子ども虐待対応の手引き』(日本子ども家庭総合研究所、1997年)【文献32】
- 日本子ども家庭総合研究所編『子ども虐待対応の手引き 平成12年11月改訂版』(有斐閣、2000年)【文献36】
- 日本子ども家庭総合研究所編『子どもの虐待対応の手引き 平成17年3月25日改訂版』(有斐閣、2005年)
- 大阪府児童虐待対策検討会議『被虐待児童の早期発見と援助のためのマニュアル(第一次版)』(大阪府福祉部福祉総務課保健福祉政策室、1990年)【文献30】
- 東京都福祉局子ども家庭計画課ほか『子どもの虐待防止マニュアル—虐待への気づきと対応、援助のために—』(東京都福祉局子ども家庭計画課、1996年)【文献31】
- 東京都児童相談センター『子どもへの虐待 相談処遇マニュアル』(東京都児童相談センター、1997年)【文献33】
- 横浜市子育てSOS連絡会『子どものSOS 養育者のSOSに応えるために 横浜市児童虐待防止ハンドブック[改訂版]』(横浜市、1997年)【文献34】
- 全国児童養護施設協議会『季刊児童養護』30巻3号(2000年)【文献26】

(田澤薫)

#### (5) 医療・保健・心理分野

医療・保健・心理分野からみた第2期(1990年代)の動向とは、第1に、各分野の虐待対応における課題への研究が深まり、その研究の蓄積は、被虐待児と保護者に対する治療的援助を重視する1990年

代終盤以降の虐待対策の流れに繋がる。そして第2に、それらは第3期における児童虐待防止法の改正および児童福祉法改正の焦点の一つである「家族再統合」（厚生労働省・2003）に向けて、被虐待児と保護者への援助には何が必要かという議論の礎を作った時期と言える。その流れを具体的に以下に見てみよう。

#### ① 早期発見・早期対応に関する研究から治療的援助に係る研究への展開

第2期の動向の第1にあたる医療・保健・心理分野の虐待対応上の課題に関する研究には、2つの大きな流れがある。1つは、早期発見・早期対応重視という1990年代の厚生省による虐待対策に関連した研究である。その例としては、地域の子どもと保護者に会う機会の多い産科・小児科・母子保健領域の虐待発見のための知識と通告義務の履行に関する研究が挙げられる（大阪児童虐待研究会・1993、大阪母子保健研究会・1994、松井一郎ら・1999、澤田・1999）。代表的な研究には、1996年からの高橋重宏らによる「子どもへの不適切な関わり（マルトリートメント）」のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究(2)(3)がある。それらの研究では、虐待認識に関する指標（ビネット調査項目）を用いて、虐待を発見しやすい立場にある専門職（児童福祉司、児童相談所の心理判定員、保健師、看護師、医師、保育士など）が虐待への認識をどのように持ち、通告および連携を行なうかについて考察している（高橋ら・1996、高橋ら・1997）。また、それと同時に、児童虐待・子どもへの不適切な関わりへの定義や概念についての研究も、虐待関係のマニュアルが数多く発行されたこの時期に散見できる（児童虐待防止協会・1991、高橋ら・1995）。早期発見・早期対応に関するこれらの研究は、先述した高橋らによる研究のように、福祉と医療・保健領域の共同研究としての特徴も有しており、分野別の研究の深まりと分野を超えて実施される研究が、日本の児童虐待研究の中で、この第2期に多く進められるようになったことにも着目する必要がある。また、早期発見・早期対応に関する研究は、法律の内容にも影響を及ぼし、2000年制定の児童虐待防止法の5条（児童虐待の早期発見）には、「学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」と専門職の名称が条文に明記されるようになった。

もう1つの流れは、臨床心理・精神医学領域においてこの時期に多くみられた、被虐待児・保護者の心理的問題への治療に関する研究である（池田・1993、西澤・1994【文献39】、岩田・1995、奥山・1997）。その研究が行なわれた背景には、虐待経験が及ぼす子どもへの深刻な心理的影響と、被虐待児やその家族に接した援助機関の専門職らによる彼らへのかかわりの難しさに対する問題意識の高まりがあったからである。これらの研究では、虐待を発見して被虐待児を保護し、場合によっては親子の分離を行なったとしても、治療に関する援助がなければ、虐待問題の解決には繋がらないのではないかという見解が示されている。その代表的な文献に西澤哲による『子どもの虐待 子どもと家族への治療的アプローチ』（1994【文献39】）がある。第7章にあたる「子ども虐待への対応－治療的介入のためのシステムについて－」では、心理治療的アプローチの効果をあげるためには、それを可能にするような枠組みとなる法制度が確立されていなければならないことが指摘されている。

## ② 治療的援助に係る各機関の活動

第2期においては、治療的アプローチを可能にする法的枠組みは構築されなかったものの、厚生省の事業として、1999年度から児童養護施設に心理職（非常勤）が配置されるようになる。これは被虐待児を対象にした心理的治療であり、最終的に「家族再統合」に繋げるための1つの手段とみなすことが出来る。一方、保護者に対するものは、民間の医療機関、特に精神医学領域による援助が主流であり、行政が行なう対策として、それらのサービスが位置づけられることはなかった。そして、そのような援助を行なう機関も第2期は非常に少数であった。行政機関による援助としては、虐待予防段階になるが、一部の保健所の保健師による乳幼児の親を対象にした子育て相談の活動がある。1つの例として、東京都の練馬区保健所、東村山保健所、南多摩保健所等が行なってきた児童虐待予防活動を挙げることができる。この活動での特徴は、民間機関の「子どもの虐待防止センター」と連携を取りながら、虐待への予防活動を行なっているところにある。具体的には、まず最初に、保健所等に乳幼児健康診査に来所した親子に対して、健診時の育児相談、その後のカンファレンス、そして家庭訪問を実施する。次に、必要だと判断した場合、民間機関あるいは保健所が行なう母親の自助グループ（MCG：Mother & Children's Group）への参加の促しや、医療機関への紹介、子育てのつらさの解消・子育て技術を学べる子育てサロンへの参加、保育園への繋がり等、様々な角度からその親子を支援する（CAP・1993-1999）。このように、虐待の予防と虐待を悪化させないための援助体制を、第2期に試行錯誤しながら作り上げていった過程が、そのサービスの多様さから垣間見ることができる。しかし、それらは第2期の1990年代には、まだ厚生省による虐待対策として位置づけられることはなく、あくまでも地域レベルでの活動であった。

もう1つの例として、大阪府下の保健所とその他の医療機関の保健師および医師等により組織されている大阪母子保健研究会の活動を挙げることができる。本研究会は、1994年に「被虐待児の早期発見と予防《保健婦のためのアビューズ・マニュアル》」（大阪母子保健研究会・1994）を保健分野において、最も早く発行している。また、1989年頃から虐待予防とその家族への治療的援助を実施しており、研究会での講義や事例検討会を踏まえ、各保健師は大阪府下の保健所において、予防と早期対応という側面からは、乳幼児健診時での発見や虐待ハイリスクと思われる家庭への訪問指導、あるいは保護者への育児相談活動を行い、治療という側面からは、保護者に対する保健所内のクリニックおよび他の病院への紹介等を積極的に実施していた。

## ③ 虐待要因研究と第3期の虐待対策に繋がる治療的援助研究の蓄積

先述したとおり第2期の研究動向の第2は、2004年の児童虐待防止法の改正および児童福祉法改正の焦点の1つである「家族再統合」に向けて、被虐待児と保護者への援助には何が必要かという議論の礎を作った時期と考えられる。なぜなら、虐待とは何かという議論や虐待防止の法制度に関する議論については、第1期に見られるような、医療・保健・心理分野の研究者による諸外国の虐待研究・法制度の紹介、それを踏まえた日本における虐待対策、法制度への提案という研究が減少し、その代わりに主流を占めるようになったものは、最終的に虐待を無くし、親子の関係を良好な状態にすることを目的にした治療的援助に関する研究だったからである。その研究を2つに分けて以下に確認しよう。

第1の流れが、虐待要因研究の1つであるリスク要因研究である。リスク要因研究は、虐待の早期発見、早期対応に活用されることも多いが、ここでは、治療にも係る研究として扱っていききたい。日本のリスク要因研究での中心的動きは、1990年代後半から2000年前半にかけて、社会福祉の分野、特に、児童相談所での一時保護決定の指標となるリスクアセスメント指標の開発から始まり、その後、保健・医療現場における同指標の開発・活用へと展開されていく。加藤曜子（加藤・2001）は、米国では、児童虐待についてのリスク要因研究は1970年代から急速に盛んになり、リスク要因については、回顧調査（retrospective）や予防の実践などの研究結果からさまざまな知見が発表されていると述べている。そして「リスク要因を個別に取り出し分析することで、悪化や慢性化を防止することが期待される」（加藤・2001、45頁）とも指摘している。これは、児童虐待のリスク要因研究が、医療・保健分野から生み出された医療モデルであり、虐待については特に予防に重点を置き、虐待は手立てをしないと徐々に悪化するものであるとする考えを基礎においていることを意味している。その研究は、先ほど述べたリスクアセスメント（リスクアセスメント指標開発と活用）の研究に繋がっていく。加藤によると、リスクアセスメント指標は、1980年代の米国において、児童虐待相談件数の増加に伴い、虐待事例に対してどの程度介入するべきかという議論が起こり、虐待発見の遅れやソーシャルワーカーによる援助に一貫性がないことに対処するため、虐待のリスクをはかる指標が作られたという（加藤・2001）。

第2期において、日本のリスク要因研究の多くが、被虐待児に対する適切な判断と保護、さらに「家族再統合」の際の評価と、ケースマネジメントを行なう時の関係機関の共通認識を得るためには、リスクアセスメント指標を使用することが望ましいといった報告をしている。特に、医療・保健分野で行なわれていたリスク要因研究（岡本ら・1993、1994）では、未熟児や双生児などの低出生体重児・多胎児がいる家庭への援助や、障害・慢性疾患を抱えた児童への配慮とその家庭への支援の必要性が示唆された。そして、これらの研究蓄積は、第3期に、厚生労働省によって整備される保健師によるアウトリーチ（積極的な家庭訪問）の対策および虐待ハイリスク家庭に対する保健所等の早期発見・援助の役割を明確にしていった。

上記が示すように、虐待に関するリスク要因研究は、虐待を起こした要因を手がかりとして、その問題の解決を図ろうとする。そして実践の現場では、その内容を援助のプログラムに組み込んでいく。被虐待児と保護者への治療的援助の体制は、第2期においてはまだ十分に確立しておらず、福祉・保健・精神医学・臨床心理の各分野が、それぞれの領域で抱える問題を、各分野で培われた知識と技術を活用し、その対応を試みている状況であった。精神疾患への精神医学による治療や心理臨床家による心理療法等以外の保護者への治療的援助は、特に内容において重なり合う部分が多く、どのプログラムが何を担当するかの分類が難しく、心理治療的プログラムであるのか、ペアレンティング（親業）のプログラムであるのかの区別が明確になされぬまま、児童相談所、家庭児童相談室、児童家庭支援センター、保育所、保健所、民間機関の子育て支援のサービスなどで、面接・電話相談、グループ活動を通して、親指導、育児・しつけの相談、あるいはカウンセリング等が行なわれていたと言えよう。その活動と研究は、第3期になると更に活発になり、欧米のペアレンティングプログラムの紹介（桐

野・2002) や、保護者への援助法・指導法の開発、例えば「被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究」(庄司・2003)、「家庭支援の一環としての虐待親へのペアレンティングプログラム作成」(加藤・2004)などが福祉・医療・保健等の共同研究として行われた。

そして、第2の流れが、前述した被虐待児・保護者への治療に特化した研究である。第2期においては、虐待を受けた子どもへの治療、あるいは虐待する保護者への治療と援助に関する論考・援助のためのマニュアル(西澤・1994【文献39】、坂井・1996、亀岡・1997、西澤・1997、奥山・1997、奥山・1998、西澤・1999、子どもの虐待防止センター・1999)が数多く出版された。それらの多くは、被虐待児への人格形成における影響や被虐待児の精神疾患の問題、家族内の人間関係の複雑さ、保護者の治療への導入の難しさについて議論している。その深刻さについては、特に性的虐待の研究報告(西澤・1993、北山・1994a、北山・1994b、堀・1997、斎藤・1998)でも指摘されている。そして「家族再統合」に向けて、保護者への治療援助が欠かすことができないことが主張されている。これらの研究の蓄積は、第3期における児童虐待防止法改正において、児童虐待を受けた児童等に対する支援(13条の2)、児童虐待を行なった保護者に対する指導(11条)等の規定へと繋がっていく。

#### 【参考文献】

- 堀史朗「被虐待児の精神医学」『臨床精神医学』26巻1号(1997年)33-37頁
- 池田由子「児童虐待と精神医学」『世界の児童と母性』34号(1993年)15-20頁
- 岩田泰子「児童虐待」『臨床精神医学』24巻8号(1995年)1053-1059頁
- 児童虐待防止協会「重症度基準」『1990年度 1991年度 子どもの虐待ホットライン報告書』(1991年)36-39頁
- 亀岡智美「被虐待児の精神医学」『臨床精神医学』26巻1号(1997年)11-17頁
- 加藤曜子『虐待リスクアセスメント』(中央法規出版、2001年)
- 加藤曜子ら『家庭支援の一環としての虐待親へのペアレンティングプログラム作成』平成15年度 厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)報告書(厚生労働省、2004年)
- 桐野由美子「児童虐待防止協会の取り組みからアメリカのペアレンティングプログラムとの関連性」『はらっぱ』No.216(2002年)2-6頁
- 北山秋雄a『子どもの性的虐待』(日本看護協会出版会、1994)
- 北山秋雄編b『子どもの性的虐待-その理解と対応をもとめて』(大修館書店、1994)
- 厚生労働省社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会報告書」(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/06/s0618-2.html>、2003)
- 子どもの虐待防止センター『CAPニュース』(1993-1999年)
- 子どもの虐待防止センター編『援助者用 被虐待児と虐待する親の援助と治療』(子どもの虐待防止センター、1999年)
- 松井一郎ら『虐待の予防、早期発見および再発防止に向けた地域における連携体制の構築に関する研究』平成10年度厚生科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)報告書(厚生省、1999年)
- 西澤哲「性的虐待-子どもと家族への治療的アプローチ」『世界の児童と母性』34号(1993年)67-69頁
- 西澤哲「子どもの虐待への対応-治療的介入のためのシステムについて-」『子どもの虐待』(誠信書房、1994年)182-197頁【文献39】
- 西澤哲『子供の虐待と被虐待児への臨床心理的アプローチ』CAテキストブックNo.10(子どもの虐待防止センター、1997年)

西澤哲「第2部 虐待を受けた子どもの治療マニュアル」『被虐待児と虐待する親の援助と治療』（1999年）109-128頁

岡本伸彦・小林美智子・臼井キミカ・池田美佳子・榎木野裕美・山田恵子・鈴木敦子・納谷保子「被虐待児症候群低出生体重児例の検討」『小児科臨床』46巻8号（1993年）21-24頁

岡本伸彦・安枝敦子・中西真弓・林昭・小林美智子・笹井康典「超未熟児の養育問題と地域母子保健」『小児科臨床』47巻8号（1994年）99-104頁

奥山真紀子「被虐待児の治療とケア」『臨床精神医学』26巻1号（1997年）19-26頁

奥山真紀子「被虐待児の自立における問題と支援の方向性」『世界の児童と母性』45号（1998年）18-21頁

大阪母子保健研究会『子どもなんて大きらい—被虐待児への援助—（報告集Part4）』（せせらぎ出版、1994年）

大阪児童虐待研究会『大阪の乳幼児虐待 被虐待児の予防・早期発見・援助に関する調査報告』（大阪児童虐待研究会、1993年）

斎藤学編『児童虐待[臨床編]』（金剛出版、1998年）

坂井聖二『周産期の母親への援助—子どもの虐待を予防するために—』CAテキストブックNo.9（子どもの虐待防止センター、1996年）

澤田いずみ「児童虐待における病棟看護婦（士）の遭遇状況と通告に関する認識調査」『子どもの虐待とネグレクト』Vol.1 No.1（1999年）35-40頁

庄司順一ら『被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究』平成14年度 厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）報告書（厚生労働省、2003年）

高橋重宏・庄司順一・千賀悠子・須永進・益満孝一・加藤純・木村真理子・栃尾勲「子どもへの虐待に関する社会的インターベンションのあり方(1)—子どもへの虐待の概念・定義の検討—」『日本総合愛育研究所紀要』31集（1995年）79-89頁

高橋重宏・庄司順一・中谷茂一・加藤純・澁谷昌史・木村真理子・益満孝一・栃尾勲・北村定義「子どもへの不適切な関わり（マルトリートメント）」のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究(2)—新たなフレームワークの提示とビネット調査を中心に—」『日本総合愛育研究所紀要』32集（1996年）87-106頁

高橋重宏・庄司順一・中谷茂一・山本真美・奥山真紀子・加部一彦・加藤純・才村純・北村定義「子どもへの不適切な関わり（マルトリートメント）」のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究(3)—子ども虐待に関する多職種間のビネット調査の比較を中心に—」『日本総合愛育研究所紀要』33集（1997年）127-141頁

（加藤洋子）

## （6）非行・教護分野

### ① 非行原因としての虐待という視点

児童虐待への関心が定着するにつれ、第2期は、非行原因としての虐待の指摘が立論として目立ち始める時期である。虐待以外の主訴で相談に訪れた事例の半数近くに虐待の既往が隠されているという指摘は第1期にもすでにみられたし（関口ほか・1986）、また非行を主訴として一時保護した事例のうち虐待の既往が認められた事例・推測された事例の分析（中村・鷹尾・1989）も先行研究がある。すなわち、第2期になってはじめて非行原因の一つとして児童虐待が発見されたというのではなく、従来から現場関係者がつかんでいた「非行の原因に過去の被虐待経験がある場合が多い」という感触が、虐待の社会的認知と共に言論化されたのだろう。



## ② 教護施設の機能強化への期待

この期は、結果的に、児童福祉法の大改正の前夜にもあたる。児童福祉施設の中でも、とくに施設の活用がすすまず見直しを迫られていた（旧）教護院のあり方をめぐっての議論は、活発な時期であった。非行を主訴としたいわゆる教護児童の処遇を根本的に考えるなかで、表面化した非行を云々するだけでなく児童の既往歴や家庭環境にこれまで以上に目を向けようという問題意識が高まり、従来から感触として得ていた虐待との関連に関心が寄せられたのは自然な流れと考えられる。教護の領域外からの意見に耳を傾ける気運が満ちていた時期とも言える。

広岡智彦は自立援助ホームで非行の児童と関わる経験をもとに、「表面的には窃盗」が施設入所原因であった児童の幼児期の家庭での様子を紹介し「いま風に言えば、立派に虐待です」と述べ（広岡・1993：102頁）、児童福祉施設としての教護院の役割を「傷ついた子供を癒す場」であってほしいと提言している（広岡・1993：105頁）。このように、非行原因に虐待を認識することで、自ずと、非行児童への対応が（不可分ではあるものの）従来の矯正教育に虐待で被った傷の治療的な要素を包含していく点が特徴的である。

## ③ 児童相談所の視点の変化

児童相談所からの研究報告もある。稲岡隆之は、1990年から2000年という10年での児童相談所が非行を虐待の視点から理解しようとするようになってきたことを14事例から解き明かした（稲岡・2000【文献38】）。ここでは、まず、1990年から2000年という10年間が児童相談所の実務レベルでの児童虐待理解での転換期であったという事実が示されている。稲岡は、ひとつの事例を捉えるのに虐待の視点を持つか否かで、虐待事例に特有な傾向（例えば虐待関係の再現性や解離症状）への配慮が可能になると主張し、治療環境・治療システムの構築をひとつのゴールとして考えている。したがって、その論に法的な提言はまったく含まれない。

### 【参考文献】

広岡智彦「非行少年への援助に思う」『非行問題』199号（1993年）101-106頁

稲岡隆之「非行と虐待」『非行問題』206号（2000年）71-81頁【文献38】

中村雅彦・鷹尾雅裕「児童の問題行動と虐待との関連性に関する研究—臨床心理学と社会心理学の観点からの接近の試み—」『愛媛大学教養部紀要』22巻1号（1989年）21-39頁

関口博久ほか「児童虐待の実態調査および予後に関する研究（第1報）」『安田生命社会事業団研究助成論文集』22号（1986年）85-96頁

（田澤薫）

### Ⅲ 主要判例解説

#### 1 児童福祉法分野

**【判例1①】 28条審判を本案とする審判前の保全処分を認めた事例（浦和家審平成8年3月22日、平8（家口）1002号、家裁月報48巻10号168頁）**

本件は、児童相談所長が、後掲の【判例1②】を本案とする審判前の保全処分として、①児童の入院中における両親の面会の禁止、②同じく退院手続の禁止、③退院可能のときは本案の審判確定まで申立人が一時保護を加えることの承認を求めたものである。

本審判は、児童をこのまま両親の監護に委ねると同様の事態が生ずることが予測されるとして、①児童の退院又は転院手続の禁止、②退院相当のときには申立人は本案審判確定までの間児童に一時保護を加えることができる、③両親は上記2項の申立人による措置を妨げてはならないことなどを命じた。

家事審判法15条の3第1項は、家事審判の申立てがあった場合において、家庭裁判所は、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命じることができる旨規定しており、具体的な対象事件及び保全処分の内容については、最高裁判所の定める家事審判規則及び特別家事審判規則において定められている。しかし、本審判の本案である児童福祉法28条1項の承認審判についてはそのような定めはなく、従来、同規則に規定のない審判事件については保全処分をすることができないと解するのが実務の大勢であった。本審判では、その解釈につき何ら触れられていないが、かねてから28条審判について保全処分の必要性が指摘されてきたところであり、その後の実務及び立法に影響を与えることとなった。また、本審判では、児童相談所長の権限である一時保護に関して保全処分を命じていることも注目される。

**【判例1②】 包括的な承認を求める申立てに対して里親委託又は児童養護施設入所を承認した事例（浦和家審平成8年5月16日、平8（家）610号、家裁月報48巻10号162頁）**

本件は、児童相談所長が、親権者たる実母と養父が児童に頭部外傷、栄養失調等の虐待をしたことを理由に、児童福祉法27条1項3号の措置の包括的な承認を求めた事件である。

本審判は、児童の各傷害が両親のいずれかの行為に直接起因するかは別としても、両親が監護を怠ったことは明らかであるとして、著しい福祉侵害を理由に児童自立支援施設を除く里親委託又は児童養護施設入所を承認した。また、その際、児童が成長し事態が理解できるようになるまで、両親との面会、直接交渉を禁止すべき旨を付言した。

28条審判の申立て及び決定における措置の種類の特定の要否については議論があったが、福岡高裁昭和58年4月28日決定（家裁月報34巻3号23頁、本報告の【判例1】）は、児童福祉法27条1項3号に定められた措置は多様なものであり、いずれの措置が採られるかによって児童やその親権者、後見人らに対して生じる影響も自ずから異なるとして、同号の措置を包括的に認めた原審を変更した上で、児童を児童養護施設に入所させることを承認した。本判例は、そうした実務の流れに沿うものである。ま

た、本審判では、措置の種類として里親委託を承認し、また両親の面会等の禁止について付言しているが、これらは他の審判例ではあまり見られない特徴となっている。

**【判例2】 申立て後に新たに親権者となった者についてその監護能力も検討の上申立てを認容した事例（津家審平成9年12月24日、平9（家）736、737号、家裁月報50巻5号76号）**

本件は、児童相談所長が、単独親権者であった実父の監護懈怠等を理由に児童らの児童養護施設入所の承認を求めた事件であり、申立て後、児童らは実父の代諾により父方祖父母と養子縁組をしている。

本審判は、実父の親権者当時の監護懈怠を認定した上で、養父母の監護状況について検討し、実父同様に養父母に児童を監護させることは著しく本人らの福祉を害する結果になると認め、児童らの養護施設入所を承認した。また、その際、児童相談所に対し、養父母の引受態勢について綿密な調査、指導を経るなどして、将来、継続的な指導の下で養父母に本人らを監護させるのが相当であるとの意見を付している。

28条審判において、保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害すると判断するに当たっては、単に審判時現在にそうであるに止まらず、将来の可能性についても検討すべきであるとされている。本審判は、申立後に新たに親権者となった養父母について、将来児童を引き取ることとなった場合の監護能力について検討、判断しており、そうした28条審判の要件に対する考え方に沿ったものと言うことができる。また、その際、児童相談所に対し養父母の受入態勢について調査、指導等するよう意見が付されており、裁判所の家族再統合に向けた姿勢を示したものとなっている。

**【判例3】 生後4箇月の乳児について重症心身障害児施設への入所を承認した事例（広島家審平成10年1月5日、平9（家）1418号、家裁月報50巻6号104頁）**

本件は、呼吸停止状態で病院に運ばれ、低酸素性脳症、頭蓋内出血により入院中の生後4ヶ月の乳児について、児童相談所長が、両親に監護させることが著しく児童らの福祉を害するとして、児童福祉施設への入所の承認を求めた事件である。

本審判は、児童の心身の状態から、適切なりハビリテーション訓練と発達を促すための看護が専門施設において行われることが最適であり、さらに、児童には首を絞めるなど大きな有形力が加えられたことが推認されるところ、同居者以外の第三者が関与したことを窺わせる事情は存せず、児童を自宅に戻した場合には再び同様の事態を生ずるおそれがあると認め、児童を重症心身障害児施設へ入所させることを承認した。

一般に、虐待等の行為は家庭という密室で行われることが多いことから、対象児童が乳幼児であったり、意識障害等の大きな傷害を負っているような場合には、その事実認定に困難が予測される。本審判は、虐待行為が誰によって行われたのかは特定せず、それが両親のもとで監護されていた日常生活の中で発生したことから再発防止の必要性があると認定して、申立てを認容したものであり、28条審判の要件事実について一つの考え方を示すものと言うことができる。なお、本審判では、【判例1②】

と同様に、施設の種別を特定しない申立てに対してこれを特定して決定している。

(藤川浩)

## 2 民法分野

**【判例4①】** 母と協議離婚をした前夫が、母と自分との間の子（長女と次女）について母の親権喪失を求めた事例で、親権喪失請求の本案についての審判が効力を生じるまでの間、親権者（母・事件本人）の子に対する職務の執行を停止し、弁護士を職務代行者に選任した事例（大阪家裁審判平成6年2月26日 平成6年（家口保）7号、8号、家裁月報47巻2号174頁）

民法834条の親権喪失宣告の請求権者は、「子の親族又は検察官」と定められている。本件では、母と協議離婚をした前夫が、母と自分との間の子（長女と次女）について母の親権喪失を求めた。この事例で、親権喪失請求の本案についての審判が効力を生じるまでの間、親権者（母・事件本人）の子に対する職務の執行を停止し、弁護士を職務代行者に選任したケースである。**【判例4②】**の決定の原審判である。

母（保険外交員）は、平成5年3月18日に協議離婚したころから、内縁の夫（夜間トラックの運転手）と同棲し、未成年者2名も同居している。子の一方Aは、母と内縁の夫から暴行を受け、時々内出血を作って保育園に登園するようになった。もう一人の子Bは、同年7月ころから臀部や顔面に青アザを作って登園することがあったが、同年9月に頭部に瘤様のものを作ったので保育士が母に尋ねると、母は病院に連れて行くと言った。その後、Bを連れて登園した祖父に診察結果を尋ねたところ、直ちに内縁の夫から、祖父にいらんことを言った、今後こんなことをしたらタダではおかない旨の抗議電話があった。同年10月21日にBが救急車で病院に搬送され、CT検査の結果、頭部外傷、硬膜下血腫と診断され、他にも前頭部、顔面、左大腿部に古い内出血痕があった。内縁の夫は、Bが泣いても、心配する様子もなく放置した。Bは、同年11月2日にも救急車で同じ病院に搬送された。頭蓋骨縫合離乖、頭部外傷、硬膜下血腫と診断された。母は、Bがテーブルで頭を打ったと説明したが、引続いて発生しており、傷害の程度が酷いことなどから、親達による虐待が濃厚になった。Bは11月19日、退院後初めて登園したが、保育中に突然倒れて意識を失ったため、保育士が病院に運んだところ、内縁の夫から抗議された。このため、保育園は、母らに対し、通園可能の診断書を提出するよう求めた。その後母らは、Bを通園させなくなった。平成6年1月9日に保健師が在宅中に内縁の夫とBに面接した。その結果、B（1歳10ヶ月）は弱っている様子で、目の下に隈ができて、外気に触れずに養育されている様子であった。Aは通園を続けているが、しばしば青アザを作って登園することがあり、平成5年12月13日には、顔が変形する程の酷いアザを作って登園し、最近ではこれが完治せず、醜痕を残している。母もBを折檻した旨、肯認していることが一応認められるといった事実関係が認められる。

**【判例4②】** **【判例4①】** 事件に対する即時抗告申立事件で、職務代行者選任申立認容審判に対する即時抗告の可否が判断された事例（大阪高裁決定平成6年3月28日、平成6年（ラ）第133号、家裁月報47巻2号174頁）

上記【判例4①】事件に対する即時抗告申立事件である。原審で親権者の職務執行を停止された母からの即時抗告申立事件である。本決定は、職務代行者選任の保全処分に対する即時抗告と親権者の職務執行停止の保全処分に対する即時抗告に分けて判断を示した。親権の職務代行者選任の保全処分については、家事審判規則15条の3第1項、2項の規定により、同規則74条1項による職務代行者選任の保全処分は即時抗告の対象からはずされているため、その申立てを却下する審判に対しても、その申立てを認容する審判に対しても、即時抗告することはできないとして母側からの即時抗告は却下した。親権者の職務執行停止の審判に対する即時抗告については、原審の示した理由に基本的にしたがって、「親権の喪失宣告の審判がなされる蓋然性があるものというべきである」として、抗告を棄却した。

**【判例5】 実母と養父のうち養父についてのみ性的虐待ないし身体的虐待を理由に親権者の職務執行を停止し、児童相談所等を親権代行者とする審判前の保全処分がなされた事例（熊本家裁審判平成10年12月18日審判、平成10年（家口）第502号、家裁月報51巻6号67頁）**

本件は、未成年者女子2名（長女・二女）の親権者を自己にして協議離婚した（平成元年9月18日）実母が、平成4年8月28日に再婚し、同日再婚相手と未成年者両名との養子縁組届出が提出された事例で、養父による未成年者に対する性的ないし身体的虐待を理由に、2名を一時保護中の児童相談所長が申し立てた親権喪失宣告申立事件を本案とする審判前の保全処分申立事件で、養父の親権者としての職務の執行を停止し、児童相談所長をその職務代行者に選任したものである。

本件の特色の1つは、実母の再婚相手と未成年者2名が民法798条但書き（未成年者を養子とするときには家庭裁判所の許可を得なければならないが、自己又は配偶者の直系卑属を養子とするときには家庭裁判所の許可は不要とするもの。いわゆる連れ子養子。）により養子縁組をし、養父となった者が長女については性的虐待を次女については身体的虐待を加えているという点にある。民法798条但書きによる、自己又は配偶者の直系卑属を家庭裁判所のチェックなしに、あたかも契約型の養子縁組のように届出だけで養子縁組が成立し、それに伴い養親が親権者になるという現行制度の欠点が如実に現れた事例である。

もう1つの特色は、児童相談所長が親権喪失宣告を求めているのは、実母と養父のうち養父についてのみだという点である。本件申立人たる児童相談所長は、未成年者2名を一時保護していて、施設収容について実母の承諾は得ているが、養父は両名の施設収容に反対し、実母を介して未成年者両名を早期に家に帰すよう要求しているので、養父の親権者としての職務を停止し、児童相談所長を職務代行者に選任し、施設収容の同意に代えようというのである。

**【判例6】 養女、長男及び長女に対して、日常的に暴力を振るい、性的虐待を行ってきた親権者父が未成年者の福祉を著しく損なっているとして未成年者3名に対する親権喪失が宣告された事例（長崎家裁佐世保支部平成12年2月23日審判、平成10年（家）第321号、332号、333号、家裁月報52巻8号55頁）**

本件は、親権者父が養女、長男及び長女に対して、日常的に暴力を振るい、性的虐待を行っており、未成年者の福祉を著しく損なっているとして未成年者3名に対する親権喪失を宣告した事例である。

公表されている事実関係からのみでは家族関係の詳細については明らかでない。未成年者の養女については、平成8年3月以来児童養護施設に入所しているが、入所するまでは親権者父（養父）は、日常的に性的、身体的虐待を加えていた。また、従来も親権者父が逮捕される度に養女は児童養護施設に入所措置が取られたが、父は出所すると引取りを強要してきたので、今後も、放置すると、引取りを強要し、養女に対し性的、身体的虐待を加えるおそれが高く、子の福祉を著しく損なうので、父の親権に服させることは不相当だとした。なお、父も養女に対する親権については、喪失することを了承している。長男に対しては、父は自分の気に食わないことがあったりすると、日常的に身体的折檻を繰り返しており、平成10年10月25日には左鼠蹊部刺創、頭部打撲の傷害を負わせ逮捕された。そのため長男は児童養護施設に入所中だが、父が出所すると、引取り強要により再び危険な状態に置かれることが予想される。父が日常的に身体的暴力を加え、子の福祉を著しく損なっていたことは明らかなので、長男を父の親権に服させることは不相当であるとした。長女は、父が長男に対する傷害事件で逮捕されたため、児童養護施設に入所中である。父は長女に日常的に身体的暴力を加えていた上に、長女が11歳のころから1年余りにわたり、長男に対する傷害事件で逮捕されるまで日常的に性的虐待を加えていたことから、その福祉を著しく損なっていたことが明らかであるので親権に服させることは不相当であるとした。

**【判例7】 里親を監護者と指定し、実母である親権者からの里子の引き渡し請求を否定した事例（山形家裁平成12年3月10日審判、平成11年（家）212号、平成12年（家）64号、家裁月報54巻5号139頁）**

子の親権者母は、平成5年9月に本件児童を出産した。実父は親権者母と重婚的内縁関係にあり、本件児童を未認知。母は生活状況が不安定で、精神的・経済的に苦しかったことから、本件児童は出生直後から乳児院に措置された。この児童について特別養子縁組を前提とした里親委託を受けて約3年7ヶ月にわたって里親として養育してきた（したがって、親子結びが行われ里親と本件児童の間には心理的な親子関係が構築されてしまっている）申立人らに対して、子の引渡しを求め、これに対して元里親・申立人らは子の監護教育を継続したいと希望したため、引渡しの方向では困難になった。そこで、児童相談所は元里親に本件の児童を一時保護委託した。実母からの子の引取りの意向が示されたことから、元里親が自らを子の監護者として指定するよう求めたのが本件子の監護者の指定申立事件である。子の連れ去り禁止の仮処分申請も行われたが、これは取下げられた。他方、親権者母は子の引渡しを申し立てたのが、本件子の引渡し申立事件である。

山形家裁は、次のようにいう。すなわち「原則として、親権者から未成年者を監護する第三者に対して未成年者の引渡しの請求が行われた場合には、これを認めるべきである」と原則論を述べつつ、「未成年者の監護権が、未成年者の福祉のために認められるものであることからすれば、例外的に、未成年者の引渡しを認めることが未成年者の福祉に明らかに反するといった特段の事情がある場合には、未成年者の引渡しを拒絶し、未成年者を事実上監護する第三者を監護者として指定することができる」とし、本件では、この特段の事情がある場合にあたるとして里親を監護者として指定できるとした。

**【判例8】 性的虐待を受けたことによる精神的外傷の後遺症からの脱却を目的とする氏の変更、名の変更が認められた事例（大阪家裁平成9年4月1日審判、平成8年（家）574号、575号、家裁月報49巻9号128頁）**

本件申立人は、小学生当時に実兄から継続的な性的虐待を受け、その被害の影響が心に深く、長期間にわたって残り、そのことを想起すると強い心理的苦痛を感じ、激しい感情的変化や外界に対する鈍化や無力感といった生理的反応を示すようになっていく。そのため、精神的に安定した生活を送ることができず、定職に就くことも困難で、完全な社会復帰ができない。申立人は、戸籍上の氏名で呼ばれることで、同じ呼称である加害者と被害行為を想起して強い精神的苦痛を感じている。申立人が指名の変更を求めるのは、加害者ひいては被害行為を想起させる氏と、忌まわしい子ども時代を象徴する名前を変更して、被害行為を過去のものとし、その呪縛から逃れて新たな生を生きたいと考えているからである。

上記の事実によると、申立人が氏名の変更を求めるのは、珍奇であるとか難読・難解であるとか、社会的差別を受けるおそれがあるといった社会的要因によるものではなく、「主観的なしかも極めて特異な事由（申立人の上記のような心理状態は、心理学的に見てあり得ない事象ではないことが推認される）」である。主観的事由ではあるが、「近親者から性的虐待を受けたことによる精神的外傷の後遺症からの脱却を目的とするものであり、氏名の変更によってその状態から脱却できるかについて疑念が残らないでもないけれども、上記認定の事実を照らせば、戸籍上の氏名の使用を申立人に強制することは、申立人の社会生活上も支障を来し、社会的に見ても不当であると解するのが相当」であるとして、申立人が氏を変更するについて、戸籍法107条1項の「やむを得ない事由」があるものと認めるのが相当であり、また名の変更についても、単なる好悪感情ではなく上記のような事由に基づくものであること及びその使用年数等を併せ考えると、同法107条の2の「正当な事由」があるものと解するのが相当であるとした。

（鈴木博人）

### 3 刑事法分野

**【判例9】 養女（6歳）に対し、折檻のためシャワーで熱湯を浴びせて熱傷等の傷害を負わせ、ショック死させた事例（東京地裁八王子支部平成8年3月8日判決、平成7（わ）第737号、判時1588号154頁）**

本事案は、被告人が本件犯行前日の夕方から養子の兄妹を残して妻と飲酒に出掛け、翌未明に帰宅したが、寝てはならないとの被告人の言いつけを守らず、被害者が畳の上で寝ていたため立腹し、被害者を起こして平手や手拳で殴る暴行を加えた上、背部、顔面等にシャワーで熱湯を1、2分にわたって浴びせかけ、被害者を死亡させたというものである。被告人は、日頃から被害者が夜寝つかずに被告人らの生活の妨げになるとか、反抗的で被告人の思い通りにならない等の理由で被害者に対して頻りに暴力を加えていた。このような本件犯行以前の暴行を詳細に認定し、これに対して、本判決は「このような暴行が教育やしつけの範ちゅうに入るとは思えない」とし、本件犯行は「子供である被害者の人権を全く無視した暴挙であって、もはや虐待というほかなく、被告人は、被害者に対して、

その場の易変的な気分、感情のままに接していたことが窺え、被告人の被害者ら子供に対する保護能力は甚だ疑問であるといわざるを得ないこと」等から、「被告人の犯情は甚だ芳しくなく、その刑事責任は重いというべきである」と判断している。公刊物に掲載された刑事裁判例の中で、被告人の犯行が「虐待」にあたりと判断された最初の判例であると思われ、また、量刑上、その虐待行為及び日常的な暴行が考慮されている点で注目に値する。

**【判例10】 被告人が内縁の夫による子供（3歳、次男）に対する折檻を放置して、内縁の夫による傷害致死を容易にさせたとの事案につき、無罪を言い渡した第一審判決を破棄して、傷害致死幫助罪の成立を認めた事例（札幌高裁平成12年3月16日判決、平成11（う）第326号、一審釧路地裁平成11年2月12日判決、平成9（わ）184、判時1711号170頁）**

本事案は、親権者兼監護者として被害者に対する内縁の夫の暴行を制止してこれを保護すべき立場にあった被告人が、その暴行を放置して内縁の夫による傷害致死を容易ならしめてこれを幫助したという事案である。内縁の夫の暴行を制止し、被害者を保護しなかったという不作為が、傷害致死の幫助犯を構成するかが争われた事案であり、1審と2審で、事実認定および不作為による幫助犯の成立要件に関して、異なった判断がなされている。被告人はそれまで内縁の夫から暴行を受けており、内縁の夫に逆らえば、自分が酷い暴行を受けるのではないかとという恐怖心があったと1審は認定していたが、本判決は、被告人は、当時なお内縁の夫に対する愛情を抱いていて、かつ懐妊していることもあり、その暴行に目をつぶっていたと認定した。また、2審で判示された不作為による幫助犯の成立要件は、「正犯者の犯罪を防止しなければならない作為義務のある者が、一定の作為によって正犯者の犯罪を防止することが可能であるのに、そのことを認識しながら、右一定の作為をせず、これによって正犯者の犯罪の実行を容易にした場合」であるとしている。その上で、被告人は内縁の夫が暴行を加えることを認識しており、当時の状況からその暴行を阻止し得るのは被告人以外には存在しなかったことから、被告人には極めて強度な作為義務があったとし、かつ被告人が内縁の夫の行為を監視することや言葉で制止することによっても、その暴行を阻止することが相当程度可能であったとし、実力をもってその暴行を阻止することも、1審の判断のように著しく困難な状況にあったとは認められないとして、傷害致死の幫助犯の成立を認めている。本事案は、保護者の一方の虐待をもう一方が阻止せずにいたという事案であり、虐待行為を行った者だけでなく、その虐待を阻止すべき立場にある保護者の刑事責任を明確化した判例であるといえることができる。

**【判例11】 強制わいせつ被告事件において、被害者である4歳の少女の供述の信用性を肯定した事例（神戸地裁姫路支部平成8年10月22日判決、平成8（わ）第223号、判時1605号161頁）**

本事案は、被告人が同棲していた女性の連れ子である4歳の少女に対してわいせつ行為をした事案である。被害者の母親は、本件犯行のあった日に被害者から被告人のした本件犯行について告白を受けたため、即日被害者を連れて家出したうえ、その5日後に少女の供述状況をテープに録音し、被告人を告訴するとともに、右テープを任意提出した。本判決は、まず被害者の供述能力について、被害



者の知的発達能力や発語能力に特に問題点は認められず、簡単な事実に関する記憶力や供述能力は十分であると認めた。その上でテープに録音された被害者の供述内容について検討し、全体としては、終始母親が主導し、母親の被告人に対する強い反発が窺える等の問題はあるものの、本件犯行に関する供述は誘導によってなされたものではなく、被害者が具体的かつ自発的に供述していると認められる点、4歳の被告人が母親の影響下で、ことさら被告人を陥れるために虚偽の供述をしているとは到底考えられない迫真性を有している点から高い信用性が認められると判断した。また、母親は他の日にも同じような行為があったか聞くなどしていることから別件との混同も考えられず、かつ被害者が検察官に対しても同様の供述を継続している点を併せ考えると、判示事実は優に認定できるとした。本判決は、これまでの児童の証言に関する判例の認定手法を踏襲したものであるが、児童の証言を録音したテープの信用性が判断された珍しい事案である。

**【判例12】児童福祉法34条1項6号にいう「児童に淫行をさせる行為」に当たるとされた事例（最三小平成10年11月2日決定、平成8年（あ）1308号、判時1663号149頁）**

本事案は、中学校の教師であった被告人が、教え子の女子生徒に対し、性具の電動バイブレーターを示し、その使用方法を説明した上、自慰行為をするように勧め、あるいはこれに使用するであろうことを認識しながらバイブレーターを手渡し、被告人のいるところで自慰行為をさせたという事案であり、児童虐待の防止等に関する法律2条の定義する児童虐待には当たらない事例ではあるが、広い意味での児童の性的虐待事例として紹介する。最高裁は、本事案について、単に被告人の各行為が「児童福祉法34条1項6号の『児童に淫行させる行為』に当たるとした原判断は正当である」との事例判断を下したのみである。これに対し、本決定の評釈においては、被告人の行為が、児童福祉法34条1項6号の「児童に淫行させる行為」に当たるかどうかに関しては、被告人側の上告趣意にもある、①被害児童の行為は「淫行」に当たるか否か、②行為者自身が相手方となる場合も、児童福祉法34条1項6号に該当するか否か、③被告人の行為は淫行を「させる行為」に当たるか否かが論点となっている。これらの点について詳しくは、各評釈を参照していただきたいが、概ね、3つの論点とも肯定されているようではあるが、「淫行をさせる行為」とは、児童福祉法34条1項の各号に定められた児童福祉阻害犯罪との関係から、性的搾取行為の一形態であり、淫行の助長犯罪との位置付けをなすべきであるから、淫行の相手方は、そのことだけでは児童福祉法34条1項6号に該当しないという見解も存在する。

なお、親による性的虐待の犯罪化の問題については、安部【文献22】、林【文献25】参照。

（初川愛美）

## IV 主要文献解説

### 1 児童福祉法分野

【文献1】近畿弁護士連合会少年問題対策委員会編『子どもの権利条約と児童虐待（第20回近畿弁護士会連合会大会シンポジウム第4分科会資料）』（近畿弁護士会連合会少年問題対策委員会、1991年）

本資料は、児童虐待に対する法的対応が問題にされ始めた時期に開催された近畿弁護士連合会シンポジウムの資料であり、児童虐待の実態、関係機関の対応上の問題点、英米の児童虐待防止制度と並んで、児童の権利条約から見た児童虐待に関する法的諸問題を提示している。また、資料として大阪府小児科学会員向けに実施したアンケート結果が報告され、とくに通告義務に関するこの時期の小児科医の意識を知る上で興味深い内容となっている。

これらの検討をもとに、同連合会として、児童虐待の予防、発見、通告、調査、援助、処遇のための統一的な法律の制定、自治体による広報・相談体制の強化、関係機関の連携の強化、児童相談所機能の充実を提言している。

関西地域における児童虐待への先進的取り組みの実状を示す資料として貴重であり、その後各地の取り組み、とくに司法分野での対応に与えた影響は大きい。

【文献2】泉薫「児童虐待と親権」『自由と正義』42巻2号（1991年）22～27頁

本号は、1990年に発効した「児童の権利条約」に関連して、日弁連によるこれまでの到達点を示すとともに、本条約に対する期待と条約活用のための課題を明らかにすることを目的に編集されている。少年司法、家族法、教育法と並んで児童虐待についても言及されている。本論文では、泉薫弁護士が「児童虐待と親権」をテーマに、わが国における児童虐待の実態、制度上の問題点、アメリカの児童虐待防止法制、大阪の取り組み等を紹介している。アメリカとの比較については、法制度・医療制度の違い、司法システムの差異、人的体制の多寡等をあげ、わが国に直接移入することはできないものの、児童虐待の予防と被虐待児の救済の重要性について、コスト負担を含めた社会全体のコンセンサスが必要であると述べる。

弁護士会が被虐待児の救済に本格的に関与し始めた時期の論文であり、この時期の取り組みの実情と課題を知る上で貴重な資料である。

【文献3】津崎哲郎『子どもの虐待』（朱鷺書房、1992年）

本書は、雑誌「少年補導」36巻4号から37巻7号に連載された「閉ざされた家族」に加筆修正して刊行されたものである。内容としては、児童虐待の類型、原因、児童への影響等、児童虐待に関する総論的な解説とともに児童虐待に関する法制度や運用の方法、実状について、外国法との比較を交えながら、児童相談所実務の立場から詳細に検討している。例えば、当時まだ事例が少なかった児童相談所と弁護士との連携事例が紹介され、連携の有用性や運用上の課題等が述べられている。

児童虐待に関する法的対応に社会的にも実務的にも十分な関心もたれていなかった時期に、児童

相談所の現場から法制度活用の可能性と運用及び立法上の課題が示されるなど、児童虐待に関する法学研究の足がかりとなったランドマーク的文献である。

**【文献4】許末恵「児童虐待」川井健他編『講座 現代家族法第3巻』（日本評論社、1992年）285～304頁**

本論文は、著者の一連のイギリス児童法研究を踏まえて、児童虐待の定義、原因について言及した後、児童虐待への対応——とくに強制的保護の制度——をイギリス法との比較の観点から検討する。イギリス法からの示唆として、法律関係を含めた援助者の訓練の必要性、児童相談所の拡充を指摘し、法的対応のあり方として、被虐待児の安全確保はもちろんのこと、法による対応が強力な効果を伴うところから、場合によっては事態を悪化させることもあることに留意し、関係機関との関わりの中から法が果たすべき役割を明らかにすることの重要性を指摘する。

とかく法的強制力による被虐待児の保護が強調されはじめたこの時期に、法的介入の限界を指摘し、親への援助および代替的監護まで視野に入れた法的枠組みを提示した点で貴重な論文であるといえよう。

**【文献5】斎藤学編『児童虐待（危機介入編）』（金剛出版、1994年）**

本書は、「子どもの虐待防止センター」の発足と運営に関わってきた各領域の専門家により執筆されている。同センターが開催した連続セミナーの内容をもとに、精神医学、小児科学、母子保健、児童福祉、臨床心理学等の立場から、児童虐待の初期介入から治療まで総合的に論じている。法律学関係では、児童虐待に関する法制度の概要、児童の保護と親権についての論稿が収められている。当時まだ被虐待児の保護のために児童福祉法や民法上の制度が積極的に運用されていなかったという状況のもとで、これらの制度の効果的運用のための方策等が工夫されていたことを知ることができ、興味深い。

**【文献6】石川稔・森田明編『児童の権利条約——その内容・課題と対応』（一粒社、1995年）**

本書は、1994年における児童の権利条約批准に併せて、同条約批准に伴うわが国の法制度上の課題を検討するものである。児童虐待については、石川稔が「児童虐待」部分（同条約19条）を執筆し、その審議経過を詳細に検討し、同条の立法趣旨を明らかにする。すなわち、①第1項の保護措置には当初立法上および行政上だけであったものが、予防との関係で社会上および教育上の措置が含まれるに至ったこと、②第1項の保護措置を具体的に実施に移すための手段が第2項に規定されたものであること、③第1項も第2項も予防措置を重視していること、④児童虐待事件の手続にとどまらない福祉的措置の手続が入ったこと、⑤処罰措置として児童虐待事件が取り扱われるのが嫌われたこと等、「本条第2項は福祉モデルと司法モデルの折衷として成立したものであること」が明確にされた。

わが国の課題としては、社会的援助の制度は比較的整ってはいるものの、予防のための措置が公的にはほとんどとられていないこと、被虐待児に対する教育的予防措置、虐待親に対する治療のシステ

ムが不十分であること、児童虐待発見のためのシステムが効果的でないこと等をあげるとともに、児童虐待の予防、治療のための研究専門機関の設置を検討すべきであるとした。

本論文は児童の権利条約から見た課題を適切に指摘するなど、その後の児童虐待防止制度のあり方を検討する上で重要な示唆を与えた。

その他、児童の権利条約との関係で児童虐待について論じるものとしては、波多野里望『逐条解説 児童の権利条約』（有斐閣、1994年）、永井憲一・寺脇隆夫編『解説・子どもの権利条約』（日本評論社、1990年）がある。

#### 【文献7】許斐有『子どもの権利と児童福祉法——社会的子育てシステムを考える』（信山社、1996年）

本書には、児童福祉法及び児童の権利条約の基本理念の研究の一部として、児童虐待の法律問題に関する論文が3編収められている。その他に、児童の権利条約からみた児童福祉の課題、親の養育責任と国の責任の関係、子どもと家族に対する公的・社会的支援システムの課題等の論点に関する論文も収録されている。

本書の特徴は、児童虐待の問題にとどまらず、児童の養育に関する親・家族の責任と国・社会の責任の関係を児童の権利条約という枠組みでとらえているところにある。また、児童虐待における対応方法についても、児童の権利の視点から検討されるなど、それまでの「保護の対象としての子ども」観ではなく「権利の主体としての子ども」観に立脚して、制度のあり方を検討している点で示唆に富んだものとなっている。こうした視点は、児童虐待に対する積極的介入が求められている現在、今後の方向性を示すものとして、今後ますます重要になるだろう。

#### 【文献8】釜井裕子「児童福祉法28条1項1号の家庭裁判所の承認について」『家庭裁判月報』50巻4号（1998年）1～84頁

本論文は、家庭裁判所判事補である著者が1994年から1996年にかけて全国で扱われた児童福祉法28条事件のうち51事例を紹介・検討するとともに、28条事件手続運営上の留意点等に言及するものである。内容としては、児童虐待に関する法的対応の制度とその問題点を検討し、とくに児童福祉法上の制度について詳細に紹介する。これまで家庭裁判所関係者にあまりなじみのなかった児童福祉制度を紹介しており、同制度の理解につながったものと思われる。28条審判については、虐待の各類型ごとに判断基準を詳細に検討し、これらを踏まえて運営上の留意点が述べられるなど、28条事件の実務に有益な内容となっている。また解釈上の論点——28条審判を本案とする保全処分の可否や28条審判の効果等——についても詳細な検討が加えられている。

これまで児童虐待問題にあまり積極的に対応してこなかった司法分野ではあったが、本論文は啓発的影響と共に、実務への影響も大きく、その後の家庭裁判所関与のあり方について一石を投じた論文であるといえよう。

**【文献9】 吉田恒雄編『児童虐待への介入』（尚学社、1998年）**

児童虐待に関する法制度のあり方を考えるためには、児童虐待に対する多面的な理解が不可欠である。本書は、こうした観点から、児童虐待に対する法的介入——とくに強制的介入——について、民法、児童福祉法を中心とする現行法制度の解釈を中心に、司法、心理、福祉、医療といった学際的な立場から、児童虐待への介入について論じるものである。

法学的検討としては、児童虐待に関する法制度、28条審判による入所措置をめぐる問題、親権喪失、28条事件を中心とする保全処分制度の他、家庭裁判所における調査官の役割や弁護士実務から見た児童虐待事件及び被虐待児への面接技法についてそれぞれ検討されている。

その後、刑事的介入に関する論文を加えて、増補版が1999年に刊行された。

**【文献10】 桑原洋子＝田村和之編『実務注釈 児童福祉法』（信山社、1998年）**

本書は、1997年の第50次改正までを対象として、児童福祉法の逐条解説をする大部の注釈書である。本書の目的は、「各条文ごとに判例に重点を置き、学説を検討し、実務の客観的状況を明らかにすることにより、今後の児童福祉のあり方を模索する」ことである。内容としては、児童福祉法の総論的解説に始まり、各条文ごとに参照条文、参考文献、判例とその評釈、当該条文の趣旨、改正経過に続いて、条文の個々の問題点について解説が付されている。刊行当時から時間が経過しているとはいえ、明確な方針のもとに編集され、児童福祉法の解釈を知る上でたいへん貴重な文献である。また、判例、参考文献なども有益である。

**【文献11】 中村昭代他「児童虐待に関する家事事件の調査及び関係機関との連携について」『家庭裁判月報』51巻6号（1999年）95～143頁**

本論文は、大阪家庭裁判所における児童虐待事件調査の実状等を報告するものである。内容としては、児童虐待の定義を踏まえて、家庭裁判所の審理対象と審理の枠組みについて総括的検討をし、各論としてモデル事例に則して、調査方法及び関係機関との連携のあり方を論じ、最後に児童虐待事件調査の勤どころを「虐待事件に臨む姿勢について」としてまとめている。

児童虐待事件が家庭裁判所に係属した場合の家庭裁判所の対応について具体的に述べられ、調査・審理の内容を把握することができるなど、本論文は、たいへん有益な資料となっている。家庭裁判所関係者はもちろん、弁護士、児童相談所関係者にとって必読の論文である。

**【文献12】 橋本和夫「子の虐待と家庭裁判所」『ケース研究』249号（1996年）62～86頁**

本論文は、家庭裁判所における虐待問題への取り組みが始まろうとするときに、家庭裁判所調査官が初めて児童虐待問題について本格的に論じた論文である。内容としては、虐待についての知識や法的対応方法を概説した上で、家庭裁判所における虐待事件を調査する上での留意点を挙げている。すなわち、①危機介入という視点をもつこと——迅速性と事態把握の適正性、②虐待親への面接技法を駆使すること——虐待親の特徴に見合った面接技法を駆使すること ③子どもの調査の難しさの克服

——表現能力の問題、調査についての子どもの理解、被害児への感情移入のおそれである。これらの点は、家庭裁判所での経験や研究の成果と思われるが、その後の家庭裁判所における対応方法に重要な示唆を与えている。文末に付された児童福祉法28条事件の一覧表も有益である。

【文献13】児童福祉法規研究会編『最新 児童福祉法 母子及び寡婦福祉法 母子保健法の解説』（時事新報社、1999年）

【文献10】とは対照的に、本書はその系譜からみても、児童福祉法について、いわば厚生省の公権的解釈を示すものであり、通知その他に言及している。1951年以降の児童福祉法行政の状況や変遷を知る上では不可欠の資料である。

（吉田恒雄）

## 2 民法分野

【文献14】辻朗「親権喪失制度について—子の虐待との関連を中心として—」『谷口知平先生追悼論文集1 家族法』（信山社、1992年）291～310頁

子の虐待に対する民法上の対応として基本的には重要なのは親権喪失宣告制度である。しかし、この制度の利用は多くない。そこで、親権喪失宣告制度が実効性あるものとしてうまく機能しうる制度あるかを伝統的な民法理論に基づいて検討した論文である。

立法史をみると半封建的性格をもつ明治民法のなかで親権はもともと近代的性格をもつものだったとはいえ、戦後の民法改正が「子の福祉」まで直接的な射程に入れていなかったことから、民法は親権を親の側から観念していることは否定できないという。こうした特色をもつ親権に関する喪失制度が、立法当初は考えに入れていなかった子の虐待に有効に対処しうるのかを検討している。子の虐待は、主に「親権の濫用」との関連で問題になる。親権濫用は、権利者の適切妥当な権利行使の期待に基づく権利濫用法理の中に位置づけられるべきだし、また権利濫用法理に非常になじみやすいものだという。親権（身上監護権）の濫用とは、親権者が親権を認められている社会目的から逸脱して、それを事実上もしくは法律上行使することまたは行使しないことによって、子の福祉を著しく害することになるという。この判断基準は、身上監護権行使の自由も肯定せざるをえないので、親権濫用はいかに子の福祉を害しているか、その程度が著しい場合に限られるべきだという。そして、「親権喪失制度は、それ自体は子の福祉を積極的に促進するための制度ではなく、子の福祉が著しく害されていることが親権者の義務不履行に起因するときに、事後的に、その親権を剥奪することにより当該親権者以外のもとの子の福祉を実現させることを目的とするものである。子の福祉の実現ということからいえば、この宣告により当該親権者以外のところで監護教育される子に対して、その後における親権の行使を名目とする不当な干渉を排除できることこそが、この制度のはたすべき重要な機能のはずである。したがって、現実には子の福祉が著しく害されている場合には、親権者の有責性の有無にかかわらず、児童福祉法に基づく措置などなんらかの保護・救済手段が講じられなければならないとしても、それが親権者の責に帰すべき事由に基づかない場合にその親権を剥奪しても、著しく害されて

いる子の将来にわたる福祉にとってほとんど実質的な意義はない」として、子の利益、子の福祉の観点から濫用かどうかを判断し、親に責任がないときも親権喪失を認めるべきだという見解には反対する。

**【文献15】吉田恒雄「児童虐待防止制度試論—予防・発見・通告を中心に—」田山輝明他編『現代家族法の諸相 高野竹三郎先生古希記念』（成文堂、1993年）179～212頁**

児童虐待の特質にはどのようなものを挙げることができるだろうか。古くから見られる親の貧困による子どもの放置、「しつけ」に名を借りた折檻のほか、親のストレスのはけ口が子どもに向くような「家族病理的」もしくは「社会病理的」虐待も存在する。虐待は当該の親子間だけではなく、世代を越えて虐待のサイクルが継続していくという。こうした児童虐待に対しては子どもの保護や親子再統合が問題になるが、虐待が発生してからいかに対処するかに比べて、虐待を予防する方が子どもの保護のためには有効であり、費用の点でもはるかに少なく済むという。

このような視点から見て、わが国の保健、医療、福祉、教育、法律の各分野の制度は十分なものといえるのだろうか。本論文は、わが国の児童虐待防止のための総合的制度のあり方を、虐待の予防および発見・通告に焦点を絞って議論するものである。

児童虐待対策の基礎には「児童の権利条約」が置かれ、この条約の趣旨に従えば、子どもの保護が必要なときでも、できる限り親子分離せずに親による養育を継続する方法で行われなければならないという。また親子分離がなされても、親の第一次的養育責任からすると、国は、親による本来の養育を回復し、家庭復帰のための援助をしなければならないという。親子分離ができるだけ行われたいためには、児童虐待の予防施策、問題発見施策の充実が重要になるのである。

児童虐待の予防対策は、一般市民と児童福祉の専門家を対象とした啓発・教育のための一般的予防対策と、児童虐待の危険の大きい親子を対象とした援助、治療である個別的予防対策がある。一般的予防対策の充実には、児童虐待に対する社会認識を深め、被虐待児とその親に対する援助を充実させ、さらに虐待の発見を容易にして、子どもを親の私物視する意識を変えて、子どもの養育に対する社会全体の責任の自覚にもつながる。一般的予防の方法としては生活援助・啓発活動・相談活動が挙げられている。個別的予防対策としては、リスクの高い家族・親等の虐待要因の治療・援助が効果をもつが、その実施には、自発性や家庭介入への法的問題等様々な問題があるとも指摘されている。個別予防の方法としては、保健所等による健康診査、ハイリスク児・ハイリスク親に関する育児相談・妊産婦教育が重要だという。

児童虐待の発見と通告に関しては、アメリカの通報法を参考にして日本の通告制度の不備をどのように克服して、より実質的内容をもつものにしていったらいいかが検討されている。他方、アメリカの通報制度の問題点も指摘されている。

最後にアメリカとは異なる虐待予防制度をもつイギリスの制度に言及した上で、日本における保健所を中心とする母子保健制度の重要性とその活用が指摘されている。

【文献16】許斐有＝白石孝「親権の消極的濫用を理由とする親権喪失宣告—児童相談所長の申立により認容された事例の考察—」『社会問題研究』42巻2号（1993年）47～75頁

「《判例研究》身体的虐待を理由とする親権喪失宣告—児童相談所長の申立により認容された事例の考察(2)」『社会問題研究』44巻2号（1995年）175～198頁

「《判例研究》児童福祉法28条による施設入所措置の承認—児童相談所長の申立により認容された事例の考察(3)」『社会問題研究』45巻2号（1996年）245～267頁

児童相談所長による裁判所への申立が認容されたケースの事例研究である。(2)からは判例研究という表題が付されている。たしかに裁判所に申し立てられた事例なのでその意味では判例研究であるが、内容的には児童相談所の児童福祉司がケースの紹介と詳細な分析を行い、研究者が親権法・児童福祉法制の中での位置づけ、当該のケースを通して明らかになった他のケースでも問題になる論点の分析を行うという役割分担をして試みられたケース研究である。いずれも具体的なケース、未公判判例を検討するという今日では個人情報保護との関連もあり、なかなか行われにくいタイプの論考である。児童福祉法28条に関する研究はその後ある程度の進展を見せたといえようが、ネグレクト事例や児童相談所長からの親権喪失申立に関する事例の研究は少ないため、現時点でも有用性を失っていない。このような研究に接すると、児童相談所と法律学の研究者による共同の事例研究の必要性和有効性を現在でもなお感じさせる。

【文献17】吉田恒雄「児童虐待に関する法的対応のあり方」『早稲田法学』69巻4号（1994年）67～93頁

【文献15】が、児童虐待の予防・発見・通告を中心に論じているのに対して、本論文は、まず児童虐待に対する法的対応の理念を児童の権利条約に基づいて明らかにする。その上で、民法、児童福祉法、人身保護法による強制的介入の方法とその問題点が検討される。さらに、刑法による対応を検討して、刑法が児童虐待への対応において果たしうる機能と問題点が検討される。このような段階的に次第に強くなっていく介入の度合いに応じた法的対応について順を追って論じていくことの根底には、児童虐待への法的対応には、関係する当事者の人権に配慮した手続と基準が必要であるとの認識がある。児童虐待の予防・発見段階では、法の機能は親による養育を可能にする条件整備にある。これに対して強制的介入の段階で、子どもの公的保護と親の監護教育権の紛争となったときには、その判断は司法に委ねられねばならず、この段階での法の役割は、対立する利益の調整のための判断基準ということになる。しかし、法以外の社会規範や援助手段が存在するときにはそれらによるべきであって、それが不可能なときにはじめて、適正な手続に基づく法的介入が強制的になされるべきであると主張する。

【文献18】津崎哲郎「親権と子どもの利益——児童虐待をめぐる——」『家族＜社会と法＞』10号（1994年）140～154頁

1993年11月13日に行われた日本家族＜社会と法＞学会の学術大会「児童の権利に関する条約をめぐる



る問題—子どもと家庭—」での報告である。児童虐待の定義から説き起こす。児童相談所が行う児童虐待への援助の一環として親権制限の問題も取り上げ、最後に児童の権利条約との関連について論じている。児童虐待への援助としては、(1)在宅指導、(2)緊急一時保護、(3)保護者の同意による施設入所、(4)家庭裁判所申立て（児童福祉法28条）による施設入所、(5)親権喪失申立てである。それぞれについて、その具体的内容と実施にあたっての課題が示されている。民法親権法に直接関連するのは、親権喪失申立てである。「児童福祉法28条の申立てによる処遇では実効が得がたいとき、最後の対処方法として」行われるのが親権喪失申立てである。実際には児童相談所長からの親権喪失宣告請求（児童福祉法33条の6）は、きわめて稀にしか行われぬが、親権喪失宣告の請求を本案として、「保全処分（親権の一時停止と代行者の選任）が可能なので、そのうえで親権の変更や監護者の指定など、別の養育者を確保することによって問題の解消を図るという方法も可能である」と指摘する。（親権喪失申立てにあたっての課題についてはⅡ3判例の動向の(2)民法①親権喪失を参照のこと。）

また、児童の権利条約との関連で民法上特に重要な指摘は、条約12条（意見表明権）に関して、従来の児童福祉の実務では、児童を権利の主体者としてとらえ、手続き上、児童の権利を制度的に保障しようという発想は存在しなかったという。児童の意見表明は、ケースワーク・カウンセリングの技法を活用して本意を汲み取り、併せて年齢・能力に応じた情報提供を十分行った上で意見を聞く必要が強調されている。

#### 【文献19】 弁護士実務研究会『児童虐待ものがたり—法的アプローチ—』（大蔵省印刷局、1997年）

弁護士がかかわった児童虐待ケースの紹介部分とかれらの座談会部分から構成されている。身体的虐待（4ケース）・性的虐待・精神的虐待・遺棄（各1ケース）に分けて各ケースでどのような対応をしたかが紹介されている。民法や児童福祉法上の法制度が存在していても、それら制度は児童虐待事例から子どもを救出するための制度としては十分な制度ではないという側面と、制度はあってもそれを使う関係者・関係機関が十分に制度を使いこなしていないという側面があることを指摘している。その意味では法的介入の方法の改革に向けた（例えば、親権喪失請求権者に公益の代表として検察官が加えられているが、検察官が請求することは現実にはまずないので、公益代表としての請求権者に弁護士会長を加えるべきだというような）議論や制度をこのように使って対処したといった、いわば児童虐待への法的対応の比較的初期段階での経験を報告することによって一般市民にとっても、専門家にとっても法的対応や法制度がどうあるべきかについて問題を提起する啓発的な内容になっている。その中でも特に目につくのは、親権の義務性を主張する議論と関係機関の親権への配慮に起因する対応の遅れや鈍さへの苛立ちである。

（鈴木博人）

### 3 刑事法分野

**【文献20】** 小林寿一「犯罪・非行の原因としての児童虐待—米国の研究結果を中心に」『犯罪と非行』109号（1996年）111～129頁

本論文では、アメリカにおける児童虐待と非行に関する調査研究、児童虐待と非行との関連のメカニズム、少年の性犯罪者の攻撃性に児童期の被虐待経験が影響を及ぼすプロセスに関する筆者が行った研究が紹介されている。本論文は、研究者が児童虐待と非行の関連性を認識する契機となった論文であると言っても過言ではないと思われる。本論文発表以前にも児童虐待と非行の関連性を示す論文はみられたが、調査研究としては、対象者数が少なかった。これに対し、本論文で紹介されたアメリカにおける児童虐待と非行に関する調査研究では、908人の虐待経験のある者を被虐待群とし、比較対照群667人と比較し、非行歴や成人後の逮捕歴等を検討している。その結果は、非行歴で26%対17%という結果が導かれている。

**【文献21】** 萩原玉味＝岩井宣子編著『児童虐待とその対策—実態調査を踏まえて』（多賀出版、1998年）

本書は、女性犯罪研究会が、1993年から1995年までの3年間にわたって行った児童虐待の実態調査、内外の文献収集・分析をもとに、児童虐待の病理性、外国の事情・法制、日本での対応策について検討を行った結果をまとめたものである。特に、児童虐待の実態に関しては、女性犯罪研究会が独自に行った調査をもとに統計が取られている点で注目値する。また、外国の対応策については、アメリカ、ドイツ、イギリスが取り上げられ、わが国における対応策については、刑事的アプローチ、福祉的アプローチ、治療的アプローチという3つに分類され、多角的に検討が行われている。特に刑事法的アプローチに関しては、後掲文献（【文献22】）の著者である安部哲夫が担当し、刑事法的対応のデメリットや刑法の謙抑性等に言及した上で、「それにもかかわらず、そしてそうであればこそ、児童虐待を特別の犯罪類型として意識し、かつ新たな構成要件を整備する必要性を強く感ずる」と刑事的対応の必要性を強調している。

**【文献22】** 安部哲夫「児童虐待の刑事法的対応について」『北陸法学』7巻1号（1999年）1～20頁

本論文は、アメリカにおける児童虐待対策、特にカリフォルニア州における児童虐待への刑事法的対応を参考に、わが国における児童虐待の刑事規制の検討を行っている。刑事規制について詳細に検討し、そのあるべき姿を明確に示しており、その点で先駆的である。本論文が主張する刑事規制の主なものは、誤報通告者への免責と不通告者への刑事罰、親権者または監護責任者による児童への虐待傷害罪および虐待致死罪、親権者または監護責任者による児童への性的虐待罪である。虐待行為自体に対する刑事規制は、後者2罪であるが、これらは刑法ではなく、児童福祉法34条1項に導入すべきであるとの主張がなされている。それは、児童福祉法に規定されると、事件の管轄が家庭裁判所になり、児童の立場や家庭環境の調整について、より保護的な対応が可能になるからであるとされている。また、筆者は、刑法の謙抑主義を重視し、刑事法的対応は、まさに最後の手段（ウルティマ・ラティオ）であるべきであるという考えから、刑法ではなく、より柔軟な児童福祉法にこれらの規定を置くべき

であると考えているようである。

**【文献23】岩井宣子「児童虐待の病理と対策」『犯罪と非行』120号（1999年）4～28頁**

本論文は、統計を用いて児童虐待の実態を明らかにし、児童虐待の対応策について予防、発見、調査・評価・救済、そして刑事規制という4つの角度から検討をしている。予防においては、母親の育児負担の軽減のための社会的支援体制の整備や児童虐待のおそれのある致死傷事件を扱った警察による児童相談所への通告の必要性が主張され、発見段階では、通報があった場合に警察が速やかに調査を開始する等の積極姿勢をもつことや、保健所、医療機関、保育所、学校、警察等の関係機関職員に対する罰則なしの通告義務の明定等が主張されている。また、調査・評価・救済においては、関係諸機関の連携の強化等が主張されている。刑事規制に関しては、「『法は家庭に入らず』の原則は、暖かい家族関係が崩壊している家庭には、適用されるべきではない」との強い主張がなされている。また、子どもの最善の利益を考慮し、福祉的アプローチを評価しながらも、必要な場合には、親権者に対しても強行措置がとられうる法的根拠として、児童虐待に対する刑事規制を盛り込んだ包括的規制法の立法の必要性が説かれている。

**【文献24】明治学院大学法学部立法研究会編『児童虐待—わが国における現状と課題』（信山社、1999年）**

本書は、1997年6月に行われた明治学院大学立法研究会シンポジウム「児童虐待—わが国における現状と課題」をまとめたものである。同シンポジウムでは、法学的観点からだけでなく、実務や精神科、社会学等の観点からの報告が行われ、児童虐待について多角的な検討が行われている。それぞれの分野での現状、諸外国の状況、児童虐待の対応策問題点やそれに対する提言などがまとめられている。法学的観点からは、中谷瑾子が児童虐待の実態と法的対応について総合的に報告し、安部哲夫が児童虐待の規範化、通告義務の問題、児童相談所や家庭裁判所の法的機能の強化について報告している。報告後の討論においても、親権の問題、通告義務の罰則化等法的問題が取り上げられている。

その他、参考資料として全国各地での子ども虐待への取り組みの紹介や法医学からの調査報告等有益な資料が掲載されている。また、多くの参考文献がリストに挙げられている。

**【文献25】林弘正「児童虐待、特に『親による性的虐待』に対する刑事規制について」『常葉学園富士短期大学研究紀要』2号（1992年）67～93頁、同著『児童虐待 その現況と刑事法的介入』（成文堂、2000年）所収**

筆者は、性的虐待に関して数々の研究を行い、性的虐待の刑事法的介入に関して提言を行っている。本論文は、その研究および提言の初期のものであるが、児童虐待、特に性的虐待に関して、事例研究及び刑事規制についての考察が詳細に行われている。刑事規制に関しては、児童の権利条約19条から、「『親による性的虐待』に対して何らかの刑事規制の措置が検討されねばならない」とし、「『親による性的虐待』を規制するための新たな犯罪類型の設定」が必要であるとしている。具体的には、「ドイ

ッ刑法174条1項3号の規定を参考にわが改正刑法草案301条2項として同種の規定をおき、同2項を3項とすることが一つの方策」であるとされている。

(初川愛美)

#### 4 児童福祉分野

【文献26】全国児童養護施設協議会「特集 児童養護施設における被虐待児処遇の実際」『児童養護』30巻3号(2000年)4~33頁

本誌発刊30周年を記念して4回の児童養護セミナーを催したが、その3回目にあたる「児童養護施設における被虐待児処遇の実際」をテーマとしたセミナーの報告が特集となっている。特段、児童虐待防止法の成立をにらんだ企画ではなく、むしろ、児童養護施設での日常における困難な課題として、被虐待児の処遇に着目し、現場職員の問題意識に答える学習資料としての意味合いが強い編集となっている。構成は、法医学者・児童相談所の虐待専門委員会に参加している弁護士・児童相談所職員を擁したシンポジウム、同意入所の難しさから28条申し立てに踏み切った「虐待を行う親へのアプローチ」・「トラウマを抱えた子どもとほかの子ども集団との適応課題」・「問題行動を起こす子どもへの対応」という各事例報告からなっている。施設入所に際する親権者の同意、親権を持たない保護者の面接要求への対応は、児童養護施設に共通の課題として話題に上っている。このうち非親権者の面接交渉については、近年「子どものために必要がある」から家庭裁判所が認めるようになってきた経緯をうけて家裁への申し立てを経なくても積極的に児童相談所が認めてかまわないという流れに変わってきている旨がシンポジストより報告され、「子どものために法律があると思っています」(安部計彦・北九州市児童相談所判定係長)と締めくくられている。

【文献27】日本子ども家庭総合研究所「特集 虐待をめぐって」『母子保健情報』42号(2000年)2~172頁

本書は、児童虐待防止法の施行を期に、「特集 虐待をめぐって」を組んで刊行された。厚生省児童家庭局母子保健課が編集協力している本誌の性格上、児童虐待防止法制定の趣旨に即した内容の論考が盛り込まれていると見てよいだろう。

実際、才村純「児童虐待対策の現状と課題、その解決方向について」、川崎二三彦「児童虐待と児童相談所」、平湯真人「『児童虐待の防止等に関する法律』の概要と残された問題点」、前橋信和「『児童虐待の防止等に関する法律』及び関係通知等の概要」では、新法によって実効性を増し強化された虐待の発見と介入のためのシステムを解き明かし、さらに積み残しになった課題について言及している。

一方で、「早期発見・早期対応に向けて第一線レポート」として、児童虐待の近くに位置する可能性のある専門職一産科医、助産師、小児科医、保健師、児童福祉司、保育士、養護教諭一が報告を寄せているが、このうち児童福祉司を除いては法的処遇によらない各専門職域での家族支援について、具体的な取り組みの可能性が述べられていて興味深い。こうした法律以前の有機的な動きを活発化さ

せたのも、新法制定の効果の1つに数えられるだろう。

(田澤薫)

**【文献28】厚生省児童家庭局企画課監修『児童相談所運営指針』（日本児童福祉協会、1990年）**

本資料は、児童相談所の適正な運営及び相談援助活動の円滑な実施を目的として作成された業務運用に関する指針である。本指針は『児童相談所執務提要』（1977年発行）を、1990年に『児童相談所運営指針』と改称し、内容の見直しも全面的に行なわれ策定されたものである。改訂の経緯は以下の2点と考えられる。1つは、「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律」の制定（1986年）により、児童福祉施設入所措置等の団体事務化が実施されることになり、児童相談所の運営に関して新たな内容を追加する必要が生じたためである。もう1つは、1989年に国際連合において採択された「児童の権利条約」を反映して、相談業務に関して、子どもの権利擁護の尊重および子どもの最善の利益に対する配慮が行なわれたからである。

当時の児童相談所の運営及び活動は、本指針、すなわち厚生省児童家庭局長通知「児童相談所運営指針について」（平成2年3月3日児発第133号）を基に行なわれていたが、本通知の作成担当者の一人であった柏女霊峰は、本指針について以下のように述べている。「(1)児童相談所の運営の特徴を①診断主義、②チーム・アプローチと合議制の2点を根幹に据えて明確化したこと、(2)児童相談所事務の団体事務化にともない、児童相談所運営の地域間格差が広がることのないよう、運営指針の行政通知としての位置付けをより明確化し、国としての考え方を改めて提示したこと、の2点が本指針改訂の最大の特徴といえるのである。」（柏女霊峰「児童相談所運営指針通史」『淑徳大学大学院総合福祉研究科研究紀要』13号〔2006年〕52頁）。この記述が示すように、近年の児童を取り巻く状況に応じて、また団体事務化の影響を受けて、児童相談所の役割が、本指針から徐々にではあるが変化してきたことを理解することができる。しかし、児童虐待の対応に即した内容を確認すると、本指針においては記載量が非常に少なく、また法的部分の運用に関する箇所も特記事項はなく、要保護児童について児童福祉法の規定のもとに対応する旨が記されているに過ぎなかった。とはいえ、その当時、日本においても社会問題として児童虐待の問題が顕在化し始めており、その影響を受けてか厚生省は児童相談所を通じて集計する全国統計の様式（項目）を改定した。その結果、児童虐待相談件数の集計が、この指針の規定から開始され始めた点は着目するところである。

**【文献29】厚生省児童家庭局企画課監修『児童相談所運営指針 改訂版』（日本児童福祉協会、1998年）**

本資料は、1990年に発行された『児童相談所運営指針』【文献28】を改訂（1998年）したものである。改訂の理由は、1994年の「児童の権利条約」批准による児童の最善の利益を主眼とした相談援助活動への展開と、1997年の児童福祉法改正に伴い児童相談所の新たな取り組みが実施されることとなったからである。特に注目すべき部分は、深刻な児童虐待事例への対応が、今回の改訂内容に付加された点である。虐待への法的な対応に関しては、特に立ち入り調査、一時保護、児童福祉法28条の活用、親権喪失宣告の請求等について、本指針および厚生省児童家庭局長通知「児童虐待等に関する児

童福祉法の適切な運用について」(平成9年6月20日児発第434号)に基づいて実施する旨が明記されている。

虐待に関連する記述について、法的部分を中心に確認すると、具体的には概ね以下のようにまとめられる。1. 調査については、(1)面接では、虐待相談の場合、緊急保護の要否を判断する上で児童の心身の状況を直接観察することが極めて有効であり、児童の来所が望めない場合、可能な限り早期の段階で児童の家庭や所属集団等において児童の観察を複数の職員により行なうこと。(2)立入調査(児童福祉法29条)では、虐待や放任等の事実の蓋然性、児童の保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、児童福祉法28条に定める承認の申立の必要性を判断するために調査が必要な場合にも行なえることに留意すること。立入調査に当たっては、必要に応じ、児童又は調査担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう警察に対する事前協議を行い、連携による適切な調査を行い、その状況に応じて一時保護につなげるなど児童の福祉を最優先にした臨機応変な対応に努めること。2. 一時保護では、虐待・放任等を受けた児童を家庭から一時引き離す必要がある場合、本指針に定めるほか、前述した第434号通知に従うこと。3. 児童福祉法28条の規定に基づく請求では、(1)その条件として、①保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、児童福祉法27条1項3号の措置をとることが児童の親権を行なう者又は後見人の意向に反する場合。②上記①に該当する児童で、児童を現に監護している者から親権を行なう者又は後見人に引き渡しても同様の児童虐待、監護の懈怠等が明らかに予想される場合等。(2)施設入所の措置を採るに当たっては、親権を行なう者又は後見人の意向を十分聴き、その同意を得て行なうことが望ましいが、それが困難な場合には児童福祉法28条の請求を行なうが、これによっても児童の福祉が守りがたい場合には親権喪失宣告の請求も検討すること。4. 親権喪失宣告の請求及び保全処分の申立では、(1)親権の濫用又は著しい不行跡が認められる場合には親権喪失宣告の請求を検討すること。これには、児童相談所や施設の指導にもかかわらず、親権者が再三にわたって児童を施設から強引に連れ戻し虐待等を続ける場合も含まれる。(2)親権喪失の審判があるまでの間、緊急に児童を保護する必要がある場合には、家事審判規則74条1項に基づく審判前の保全処分(親権者の職務執行停止及び職務代行者選任)の申立を検討すること。

このように、本指針は、児童虐待への対応に関する記載量が多く、第434号通知に基づき現行の法律を十分に活用し積極的に臨むことが、児童相談所の役割として必要であるということが強調されている。また、具体的に法律をどのように活用すべきかについても、これまでの指針と比較すると詳細に渡り述べられており、その点も本指針の特徴であると言える。この1990年の改訂から児童相談所の機能自体が虐待対応によって大きく変容してきていること、そして従来への運営指針とは違い、虐待に対応するために法的内容が多く盛り込まれたものとなっている点にも留意する必要がある。

(加藤洋子)

**【文献30】大阪府児童虐待対策検討会議『被虐待児童の早期発見と援助のためのマニュアル（第一次版）』（大阪府福祉部福祉総務課保健福祉政策室、1990年）**

日本で最も早い時期に編集された児童虐待の対応の手引きである。大阪府では、府下を対象に1988年に行った「被虐待児のケアに関する調査」（大阪府児童虐待調査研究会）の結果を踏まえて、1989年に児童虐待対策検討会議と児童虐待マニュアル検討委員会を発足させた。本書は、その成果である。全101頁の本文に、行政文書の書式をはじめとする資料が付されている。

「はじめに」に「わが国最初のマニュアルであり不備も多いが、さらに取り組みが進み制度が充実することによってより高度のマニュアルへと発展する礎になることを願う」とあるように、まとまった手引きとして全国初のものである。しかしながら、マニュアル検討委員会は大阪府と府下の市の関係機関職員ですべて構成されており、全国的な視野にたつて指標を提起するというよりは、大阪府の児童虐待対策の現場に直結した手引き作成が編集目的であったと見られる。

本書は、児童虐待の概念把握から書き起こされ、大阪府独自の詳細な判断基準を伴った児童虐待の定義が述べられている。また、従来から、児童相談所での実際の処遇は、厚生省の「児童相談所運営指針」【文献28】のほか大阪府児童相談所の内規である「被虐待児童処遇マニュアル」によっていたとあり、大阪府での児童虐待問題への取り組みの早さが指摘できるが、いうまでもなく背景には、1988年度下半期で403件（「被虐待児のケアに関する調査」報告）という全国に比して多い児童虐待の問題がある。

児童相談所、保健所、医療機関での児童虐待の見極めと具体的な対応に関しては、詳細な記述をもって積極的な姿勢を奨励している本書であるが、法的な側面については困難な認識を前に躊躇が顕著である。児童福祉法28条による申し立てについては、「この場合は、養育者との対立関係が生じ、ケースワーク処遇が困難になる場合があり、家庭裁判所への申し立ての判断は極めて困難かつ微妙なもの」（81頁）とされ、具体的な問題点として①家庭裁判所の承認を得て施設入所の措置をとった後に、親権者が家庭引き取りを主張すれば応じなければならない「承認の限界」、②申し立てから審判まで少なくとも1ヶ月以上、審判から保護者への通知や抗告期間を経て確定までに1ヶ月という「要する期間」、③「ケースワーク関係への影響」を挙げ、消極的な立場をとっている。

**【文献31】東京都福祉局子ども家庭計画課『子どもの虐待防止マニュアル—虐待への気づきと対応、援助のために—』（東京都福祉局子ども家庭計画課、1996年）**

冒頭に「子どもの虐待に関わる様々な関係機関の人たちが共通に利用し、虐待の早期発見や適切な対応を行っていくためのもの」（「発刊にあたって」）と明記され、公的機関による早期発見が編纂の1つの意図として読み取れる。本書は、「子育て支援」に関する東京都児童福祉審議会答申を受けて、1993年秋に発足した都福祉局、衛生局、教育庁の関係職員による「児童虐待マニュアル作成検討委員会」が、2年余にわたって医師・弁護士らに協力を仰ぎ、児童相談所・福祉事務所・保健所・医療機関・学校・警察等を巻き込んで事例検討を行って編んだ成果であるという（64頁）。「早期発見のためのチェックリスト」（14-17頁）は、子どもと関係機関職員が接点を持つ各場面ごとに具体性に富ん

だ項目がならび、多方面の専門職の実務経験が集められたことがうかがわれる。また関係諸機関を「調整機関」と「協力機関」に分け、連携と責任の考え方を詳細に説いている点で、本マニュアルは秀逸である。しかしながら初期のマニュアルとしての限界もみられる。一例をあげれば、「援助のポイント」として第1にあげられているのが「指導的な対応を避け、共感的な関わりをもちながら援助にあたる」といった、ソーシャル・ケースワークの初歩を学んだ関係機関職員にとっては知識としてごく常識の範囲の内容であり、一方で、「指導的な対応」と敬遠されるのはどのようなことか、とか「共感的な関わり」とはどのようなことか、などといった職員個人の力量が大きく差が出る場面への具体的な踏み込みはない。

**【文献32】厚生省児童家庭局企画課監修・子ども虐待防止の手引き編集委員会編『子ども虐待対応の手引き』（日本子ども家庭総合研究所、1997年）**

全国的な手引きとしては初めてのもので、保育所保育士、幼稚園や学校の教職員、保健所保健師、民生・主任児童委員等の家庭に身近な関係機関職員を対象に、早期発見と早期通告・相談を促す目的で作成された。総頁数60頁に満たないコンパクトな冊子で、虐待発見の目安や対応については箇条書きが主体となっている。

「あなたは、子ども虐待のケースに関わったことがありますか」（6頁）と書き起こされている本書は、虐待について理解が深いといえない限定された読者の意識改革に焦点がしぼられた構成となっている。したがって法的対応については概要が紹介されているにとどまり、むしろ「親権者への遠慮や、守秘義務との関係でためらうこともあるでしょうが、子どもの命を守り、権利を救済するために、一人で抱え込むことなく、勇気をもって通告や相談をしてください」（51頁）と述べ、児童関係の専門職である読者を励まし、早期通告・相談につなげることに力点が置かれている。

**【文献33】東京都児童相談センター『子どもへの虐待 相談処遇マニュアル』（東京都児童相談センター、1997年）**

児童虐待の早期発見をねらって編まれた『子どもの虐待防止マニュアルー虐待への気づきと対応、援助のためにー』（東京都福祉局子ども家庭計画課・1996【文献31】）からの継承として、児童相談所が作成した詳細な業務マニュアルである。増加してきている児童相談所での児童虐待事例の経験の蓄積を共有し、実際の場面で何に留意しながらどのような手順で作業を進めるかが示されている。内容は、児童相談所職員としての虐待事例にあたる際の心構えから、書類の書き方、調査の実際、資料の集め方等に関するきわめて具体的な事柄まで多岐にわたっている。

法的手続きについては、「法的対応と手続き」の章が設けられ、「児童福祉法28条申立て」「親権喪失宣告の申立て」「不服申立て」「人身保護法への対応」の各項目について解説されている。



**【文献34】 横浜市子育てSOS連絡会『子どものSOS 養育者のSOSに応えるために 横浜市児童虐待防止ハンドブック [改訂版]』（横浜市、1997年）**

本書は、横浜市中心児童相談所を事務局とする横浜市子育てSOS連絡会が、企画・編集した地方自治体版の虐待早期発見・早期対応マニュアルである。地域で子どもと関わることの多い関連機関（幼稚園・保育所、小・中・高等・盲・ろう・養護学校、民生委員・主任児童委員、医療機関、福祉事務所・保健所、児童福祉施設・児童相談所等）の職員に向けて書かれ、これら専門職が児童虐待とその対策について共通の認識を持つことがねらいとして掲げられている。児童虐待の予防と対策を「子育て支援という枠組みのなかでも展開されるべき社会的施策」と捉える姿勢は、従来の虐待を特別視する傾向とは一線を画し、先駆的である。ハンドブックには具体的に「保育所・幼稚園」「学校」「医療機関」等の場面別に虐待を疑い得る視点を示しているが、いずれも「子どものSOS」とならんで「養育者のSOS」をあげ、被虐待児・虐待者ともに援助を必要としている存在として描かれている。虐待への援助者を孤立させないための拡大ケースカンファレンスなど職種を超えた連携についても力説されており、「参考資料」の豊富な事例には「関わった機関」が列記され連携の具体を示している。

ハンドブックの編集意図が、虐待問題を抱える親子の援助にあるため、法的手段は前面に出ていないが、コラム扱いで「親権喪失の申立」「審判前の保全処分について」「施設入所に関して…(2)養育者の同意が得られない場合」などについて説明されている。

**【文献35】 厚生省児童家庭局監修『子ども虐待対応の手引き』（日本児童福祉協会、1999年）**

平成10年度に予算化し、幅広い関係諸領域からの多数の編集委員と執筆協力者が集まって編纂された『子ども虐待対応の手引き』が、一般の利用に供するために刊行されたのが本書である。前書の1997年版『手引き』【文献32】の改訂ではなく、「児童相談所や児童福祉施設など虐待対応において中核的な役割を担う機関を対象として、対応のノウハウを専門的に解説した国のガイドライン」（日本子ども家庭総合研究所編『子どもの虐待対応の手引き 平成17年3月25日改訂版』〔有斐閣、2005年〕377頁）と位置づけられる。本書は、「実践する過程で困った項目について事典感覚で引けるよう、対応の流れに沿ってポイントとなる事項について詳細な解説が加えられている」（才村純「厚生省発行『子ども虐待対応の手引き』」『母子保健情報』39号〔1999年〕103頁）というように、本文で300頁を超える体裁が事典のようであるばかりでなく、「…どのように行うか」「…どう説明するか」等の具体的方法を問う目次で構成され、その各項目に答える形で執筆されている。随所に具体例や事例が置かれ、非常に詳細で具体的である。

法的対応についても項目ごとに盛り込まれており、虐待ケアに法的な対応が不可欠であるという認識が根底にみられる。例えば児童福祉法28条の手続きについては、手続きの困難さの記述はなく、一方で期間を短縮する方策として「いつごろどのような事件を申し立てる予定かなど、連絡担当の家庭裁判所調査官とあらかじめ連携をとっておくと、その後の審理が円滑に運ぶことにつながる」（132頁）、「申し立てた後は、ただ審判期日を待つといった姿勢ではなく、緊密に家庭裁判所調査官と連絡を取り、調査への協力や必要な資料の追完等によって、迅速な心理に協力していく姿勢を示す」（132頁）

等の実務上の工夫と、さらに「申し立て費用 収入印紙600円、郵便切手800円」「添付書類 申立人、子ども、親権を行う者または保護者等の戸籍謄本」(139頁)等を含む手続きの実際の記述など、痒いところに手が届く情報が盛り込まれている。また、最近8年の審理結果(認容61%、取下げ35%、却下1.4%)を紹介し、「家庭裁判所の判断が却下になりそうである場合でも、児童相談所としては福祉侵害が明らかにできると判断した場合には、却下の審判に対して高等裁判所に抗告し、福祉侵害の存否の判断を仰いで新しい判例を得ていくことも時には必要であろう」(133頁)と、従来にない一歩踏み込んだ姿勢も示している。

本書には、専門機関の職員に必要とされる各場面での判断や対応に関するノウハウが網羅的に編纂されているが、類書の嚆矢としてこの後の改訂を想定している。具体的には、「親や子どもへの心のケアのあり方、子どもへの意向確認の方法など」「介入の必要性や緊急保護の要否判断等に関する客観的尺度(リスクアセスメント基準)」が、加筆の必要な項目として挙げられている(才村純「厚生省発行『子ども虐待対応の手引き』『母子保健情報』39号〔1999年〕106頁)。

なお巻末には、厚生省児童家庭局企画課監修・子ども虐待防止の手引き編集委員会編『子ども虐待対応の手引き』(日本子ども家庭総合研究所・1997【文献32】)が全て収録されている。

**【文献36】日本子ども家庭総合研究所編『子ども虐待対応の手引き 平成12年11月改訂版』(有斐閣、2000年)**

本書は、「児童虐待の防止等に関する法律」の施行を受けて改定された『子ども虐待対応の手引き』に関連法令等の資料を付して、一般の利用に供するために刊行したものである。

具体的な変更点としては、「児童虐待の防止に関する法律」が警察等の関係機関との連携の強化を謳っているのを受けて具体的な連携の実際について加筆された。例えば、前書では立入調査の項で「警察には民事不介入の原則があるため、家庭内にみだりに入ることはできない」(『子ども虐待対応の手引き』【文献35】258頁)と述べ警察の同行について慎重姿勢であったのが、本書では警察の「援助」、警察との「連携」という位置づけに変わっている(248頁)。また、施設内虐待、苦情解決処理システムに言及した。

なお2004年の児童虐待防止法と児童福祉法の改正を受けて『子どもの虐待対応の手引き 平成17年3月25日改訂版』(日本子ども家庭総合研究所編〔有斐閣、2005年〕)に改訂された。

**【文献37】日本弁護士連合会子どもの権利委員会『子どもの虐待防止・法的実務マニュアル』(明石書店、1998年)**

児童虐待防止に関するマニュアルの刊行が相次ぐ中で、法律実務に特化した専門マニュアルとして編集された。背景には、虐待事件に弁護士が関与することが徐々に増加し社会的にも要請されるようになってきた一方で、児童虐待そのものやその対応についての知識が弁護士全体の共通理解となっていない現実があったとみられる。本書は、1995年に始まる日本弁護士連合会子どもの権利委員会「児童福祉チーム」の研鑽の蓄積をまとめたものであり、児童虐待防止や対応にとくに早期から積極的に

取り組みをなした先駆者たちの試行錯誤の成果といえる。虐待の理解から書き起こされ、相談を受けた弁護士が、関係諸機関と連携しながら、いずれの法的手続によって問題をいかに解決に導くかの実際が、項目ごとに詳細に解説されている。虐待問題の解決には、子どもへのケアと親への援助の双方が必要であるという視点にたち、「相談を受ける者が法律家であるという資格を有していること自体に価値がある」場合があるとして、相談者の「癒しと成長」に役立つ弁護士のケアマインドの重要性が指摘されている（183頁）。すなわち、本書は、法律実務家である弁護士のための「法的」マニュアルでありながら、児童虐待に「法的」に向き合う場合に児童福祉的な姿勢が不可欠であるとする法律実務家のための「福祉的」マニュアルでもある。児童虐待という問題の切り口として法が大きな役割を果たすという自覚にたちながら、法だけでは問題の解決は望めない、方法論として福祉的な要素を取り入れなければ法的実務自体が活かせなくなるという視座に立っている点が注目される。巻末資料として「弁護士が関与した家事審判事例一覧表」、「『家庭裁判月報』に掲載された児童福祉法28条事件の審判事例」、「昭和30年～62年までの児童福祉法28条による審判事例」が収められており、この時期までの法的関与事例を集めたものとして貴重である。

（田澤薫）

## 5 非行・教護分野

### 【文献38】 稲岡隆之「非行と虐待」『非行問題』206号（2000年）71～81頁

群馬県中央児童相談所心理判定員の稲岡隆之は、1990年から2000年という10年での児童相談所が非行を虐待の視点から理解しようとするようになってきたことを14事例から解き明かした。本論の立場は、まず、1990年から2000年という10年間が児童相談所の実務レベルでの児童虐待理解での転換期であったとみるもので、我々の研究における「第2期」の理解と重なり興味深い。「大阪府児童相談所の調査では、性的虐待の39ケース中30ケースに非行的な問題行動が見られたという報告もある」と紹介している論文（菅原昭秀「性的虐待をめぐる～大阪府児童相談所の報告」『第16回児相研セミナー報告書』1990年）の発表も1990年である。1990年から2000年にかけて、非行を虐待からどう解き明かすかが問題提起され引き受けられてきたと理解してよいだろう。

稲岡は、1つの非行事例を捉えるのに虐待の視点を持つか否かで、虐待事例に特有な傾向（例えば虐待関係の再現性や解離症状）への配慮が可能になると主張し、治療環境・治療システムの構築を1つのゴールとして考えている。したがって、その論に法的な提言はまったく含まれていない。

（田澤薫）

## 6 心理分野

### 【文献39】 西澤哲「子どもの虐待への対応—治療的介入のためのシステムについて—」『子どもの虐待』（誠信書房、1994年）182～197頁

本論文は、臨床心理学的な視点から、児童虐待という現象を適切に理解し、子どもと家族への援助方法と今後の実践の枠組みについて提示したものである。児童虐待が及ぼす心理学的問題への提起と、

その援助の重要性を示した日本における初期の文献と言える。具体的には、虐待経験が子どもに及ぼす心理的影響、虐待が生ずる家族力動の心理的特徴、および子どもや家族への心理治療的アプローチを中心に論じている。

法制度に関しては、原著の第7章にあたる「子どもの虐待への対応－治療的介入のためのシステムについて－」で論及しており、「心理治療的なアプローチが効果をあげるためには、それを可能にするような枠組み、つまり虐待ケースへの介入のための制度が確立されていなければならない」(182頁)と主張する。虐待に係る各分野から提供されるサービスが適切に運用できるような枠組み、すなわち法制度を確立させる必要性をアメリカの例を踏まえて述べている。そこでは、カリフォルニア州法における虐待報告義務制度の紹介、裁判所の審議を中心とした介入システムの現状と問題点について論じている。子ども保護機関：CPS (Child Protective Service) の介入システムについては、まず最初に、子どもの緊急サービス：CES (Children's Emergency Services) のユニットの1つであるERU (Emergency Response Unit：緊急対応部) の役割と機能について述べている。ERUは、電話により虐待報告を受け、その報告に基づき調査を実施する機関である。次にCDU (Court Dependency Unit：裁判対応部) に関して紹介している。CDUは、裁判所に対して虐待ケースの審理を申し立てる機関であり、裁判所の審議に必要な様々な資料を集めるとともに、親や子どもへの教育及び治療プログラムを提供している。最後に、親権の一時停止について記述している。裁判の結果、裁判所が一時的に子どもの親権を持つ場合は、その後のプロセスが以下の3つに分かれているという。①一定期間の後に子どもを家族と再統合させることを前提に、一時的に家庭外に措置する場合、②一定期間子どもを家庭外に措置したとしても家族の再統合が望めそうにない場合(子どもの自立までを見通したプログラム)、③親権の一時停止を受けた上で、社会福祉局が家族の生活に介入しながら子どもが家族のもとに留まる場合。いずれのケースにおいても、裁判所の権威を持って、親や子どもの心理治療や家族療法のプログラムが組まれる形式を取っており、子どもとの再統合を望む家族は、これらのプログラムを受け、子どもと生活できる状況とその努力を裁判所に示そうとする。そして、日本におけるこのようなシステムの不在が、親への治療を困難にしていると著者は主張する。また、法的な権威による介入とケースワーク的な援助という、ある意味では矛盾した機能を見守る機関という一つの機関に併せ持たせることで、虐待対応のシステムに混乱が生じ、機能が十分に発揮できていない日本の現状に対しても、虐待特徴を踏まえた介入システムの再検討の必要があると指摘する。法制度の側面からは、治療と司法介入の関係にのみ焦点を絞り論述しているものの、原著は、被虐待児・保護者への心理的問題への治療がなぜ必要であり、その援助が虐待の解決に欠かすことができないものであることを論じた先駆的な著書として着目すべき文献である。

**【文献40】西澤哲「虐待を受けた子どもとの面接－子どもからの証言の聴取について」吉田恒雄編『児童虐待への介入 その制度と法』(尚学社、1998年) 165～187頁**

本論文は、児童虐待に対する介入、特に法による強制的介入について、児童虐待に関する法制度および法解釈を中心に論じているものである。西澤による第7章「虐待を受けた子どもとの面接－子ども

もからの証言の聴取について」では、子どもの虐待に対する法的介入に伴って生じることが予想されるさまざまな問題への対応について論及している。臨床心理学の研究者であり、実際に心理臨床家でもある筆者は、その論点を考察することについて、その背景として「今後、法律関係者が法廷などで子どもから証言を得なければならない機会が増えることが予想される」（165頁）からであろうと述べている。

本章では、子どもからの証言を得る方法の参考例として、心理臨床という場面での子どもとの会話のあり方（面接内容・手順）がどのようなものであるかについて具体的に紹介している。その中で筆者は、心理臨床の場面では、常に子どもの話を『真実』として受け止めていかなければならないのに対して、法律関係者の場合は、子どもの言葉の真偽のほどを吟味しなければならないという違いがあることを指摘する。また、虐待を受けた子ども全般に関して、子どもから虐待の話を書く上で特に注意すべき点、そして、性的虐待を受けた子どもから話を聞く際に考慮せねばならない事柄について記し、子ども達は虐待の話了他者に話すことによる心理的な大きな負担を持ち、場合によっては再び深く傷つけられることも珍しくないと論じている。子どもの話の信頼性に関する評価については、その例として最近のアメリカでの性的虐待をめぐる裁判においての子どもの「誤った」証言や、成長後に思い出された「偽りの記憶」（例えば、FMS : false memory syndrome 偽りの記憶症候群）によって不当な判決を受けたと主張する人達が現れていること、そして子どもの話や「よみがえった」過去の記憶の真偽性の考察についても、記憶を真実の部分と歪曲された部分とに分類して理解し、検討すべきだと提起している。これらが示すように、本章は、今後、日本においても法律関係者が法廷などで子どもからの証言を得る状況が想定されること、それに伴い、子どもの人権に配慮した証言聴取の必要と、子どもの証言の信頼性への考察など、これから発生すると考えられる課題を検討した先駆的な論考と言えよう。

（加藤洋子）

資料1 児童福祉法等、法律改正の経緯

年月日	法律番号	法律名	概要
平成元(1989)年4月10日 (第44次改正)	法律第22号	国の補助金等の整理及び合理化ならびに臨時特例等に関する法律	国の負担金、補助金等に関する整理及び合理化並びに臨時特例等の措置に伴う児童福祉法の改正として、児童福祉にかかる地方公共団体に対する国の負担金又は補助の割合を5分の4から2分の1に引き下げることとを内容とするもの。
平成2(1990)年6月29日 (第45次改正)	法律第58号	老人福祉法等の一部を改正する法律	高齢者、身体障害者等の居宅生活支援と施設福祉を一元的に実施するため、施設入所措置の町村移譲、市町村の居宅生活支援事業の位置付け、居宅生活支援事業の社会福祉事業としての位置付け等に関連して児童福祉法の一部を改正し、心身障害児等の居宅における介護の措置等を追加する規定ならびにかかる措置に要する費用に関する規定を整備した。
平成5(1993)年11月12日 (第46次改正)	法律第89号	行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律	行政手続法の施行に伴い児童福祉法における関係規定を整理する法律。児童福祉法においては、不利益処分（行政手続法12条及び14条を除く）の規定の適用除外として、都道府県知事等による措置（27条1項2,3号等）等の解除につき、措置解除理由の説明、意見聴取等を定める規定が設けられた（33条の4）。
平成6(1994)年6月29日 (第47次改正)	法律第49号	地方自治法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律	地方自治法の改正により中核市に関する特例が設けられたこと、地方公共団体の組合に広域連合が追加されたことに伴い、児童福祉法について必要な規定の整備をした法律。
平成6(1994)年6月29日 (第48次改正)	法律第56号	健康保険法等の一部を改正する法律	国民健康保険法の一部改正において、児童福祉施設入所措置が採られたために生ずる被保険者に対する市町村間の取扱いに関する規定を設ける。

<p>平成 6(1994)年 7 月 1 日 (第 49 次改正)</p>	<p>法律 84 号</p>	<p>地域保健対策強化 のための関係法律 の整備に関する法 律</p>	<p>地域保健法の成立に伴い、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童について、保健所長が療養の指導を行うことができるとされた。</p>
<p>平成 9(1997)年 6 月 11 日 (第 50 次改正)</p>	<p>法律第 74 号</p>	<p>児童福祉法の一部 を改正する法律</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所への入所の仕組みを従来の措置から市町村への申し込み方式に変更する等、保育所に関する改正。</li> <li>・ 放課後児童健全育成事業を第 2 種社会福祉事業として明文化。</li> <li>・ 児童相談所から知事への報告書等に保護者及び児童の意向を記載。</li> <li>・ 一定の場合、知事による施設入所措置の決定及び解除に際して、都道府県児童福祉審議会の意見聴取を義務付け。</li> <li>・ 家裁の保護処分を受けた児童について、知事は当該決定に従った措置をとるべきこと。</li> <li>・ 児童自立生活支援事業を児童居宅生活支援事業として第 2 種社会福祉事業に位置付け。</li> <li>・ 母子寮を母子生活支援施設と改称し、目的として自立促進のための生活支援を追加。</li> <li>・ 養護施設を児童養護施設と改称し、児童の自立を目的として明文化</li> <li>・ 虚弱児施設の廃止。</li> <li>・ 情緒障害児短期治療施設の対象年齢規定を削除。施設長の就学義務を明文化。</li> <li>・ 教護院を児童自立支援施設と改称し、家庭環境等環境上の理由により生活指導を要する児童も対象とするものとし、通所指導もないうるものとする。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教護院入所児童に対する施設長の就学義務を明文化。</li> <li>・ 児童家庭支援センターを新たに設置。</li> <li>・ 関係地方公共団体相互間の連絡調整の責務を保育の実施にも拡大。</li> <li>・ 児童福祉施設の設置者による相談等積極的支援義務を明文化。</li> <li>・ 精神薄弱児・者の用語を知的障害児・者に改めることにより、関係する児童福祉法の一部を改正する法律。</li> </ul>
平成10(1998)年9月28日(第52次改正)	法律第110号	精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部改正法	
平成11(1999)年7月16日(第53次改正)	法律第87号	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉審議会に関する改正、児童福祉司の任用資格等、地方分権推進法の制定に伴う児童福祉法の改正</li> </ul>
平成11(1999)年7月16日(第54次改正)	法律第102号	中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央児童福祉審議会を社会保障審議会に改める等、国の行政組織の改編に伴う改正</li> </ul>
平成11(1999)年12月8日(第55次改正)	法律第151号	民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民法の一部改正に伴い、児童福祉法中の「後見人」を「未成年後見人」に改める改正</li> </ul>
平成12(2000)年5月24日	法律第82号	児童虐待の防止等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童虐待の禁止、児童虐待防止に関する国および地方自治体の責務、被虐待児の保護等、児童虐待の防止等に関する施策の促進を図る法律</li> </ul>



資料 2 児童虐待関係通知 (平成 3 (1991)年 4 月～12(2000)年 6 月)

通知名	タイトル	通知年月日	概要
厚生省児童家庭局長通知児発第357号	養護施設における不登校児童の指導の強化について	平成3年4月11日	家庭的要因により不登校に陥っている児童を養護施設に入所措置し、生活訓練、生活指導等を行うとともに、カウンセリング等の心理療法を行うための職員および精神科医の配置等に関する通知
厚生省児童家庭局長通知児発第358号	ひきこもり、不登校児童福祉対策モデル事業の実施について	平成3年4月11日	不登校児童の増加に鑑みて定められた「ひきこもり、不登校児童福祉対策モデル事業実施要綱」の円滑・適正な実施を求める通知。事業としては、「ふれあいの心の友訪問事業(メンタル・フレンド)」や「不登校児童宿泊指導事業」等がある。
厚生省児童家庭局育成課長通知児育第13号	養護施設分園型自活訓練事業の実施について	平成4年4月10日	「児童福祉施設等における施設機能強化推進費について(昭和62年5月20日児童450号厚生省児童家庭局長通知)」の改正に伴い、社会的自立を予定している児童の自活訓練を目的として新たに追加された「養護施設分園型自活訓練事業」の取扱いのための留意事項についての通知
厚生省児童家庭局児童手当課長・企画課児童環境づくり対策室長通知	都市児童特別対策モデル事業の実施に係る留意事項について	平成4年10月1日	都市における児童の健全育成及び資質の向上に資する事業、児童が健やかに生まれ育つための環境作り)に資する事業で、児童福祉の増進に寄与する事業に対して、国が国庫補助することを内容とする通知
厚生省児童家庭・社会援護局長連名通知児発第283号	主任児童委員の設置について	平成5年3月31日	地域において児童・若年層の福祉に関する相談・援助活動を行う者である児童委員への期待が高まっていることから、児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員(主任児童委員)を新たに設置し、従来の区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することにより児童委員活動の一層の推進を図るものとした通知
厚生省児童家庭局長通知児発第318号	教養院における指導の充実等について	平成6年3月30日	平成6年2月の中央児童福祉審議会児童健全育成部会による意見を踏まえ、対象児童や入所期間の多様化の試み、処遇の向上、学校教育との連携の推進等に関する教養院の種別的な対応を図るため、中学校卒業生の人所及び処遇の充実、児童・保護者等への情報提供及び児童相談所への協力、生活指導及び職業指導、学科指導の充実、措置解除後の学校復帰、高校進学を目的とする学校・教育委員会との連携、分校・分教の設置等を求めるもの。
厚生省児童家庭局育成課長通知児育第22号	情緒障害児短期治療施設家族療法事業の実施について	平成6年6月29日	「児童福祉施設等における施設機能強化推進費について(昭和62年5月20日児童450号厚生省児童家庭局長通知)」の改正に伴い、情緒障害児短期治療施設の心理治療機能を活かし、ひきこもり、不登校児童等の情緒障害児を含む家族全体に対する心理療法により、家族の回復及び児童の生活環境調整を図ることを目的とする通知。
厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知児家第8号	都市家庭在宅支援事業の実施について	平成6年9月16日	都市部における家庭内の育児不安、虐待及び非行等の養育上の問題に対処するため、養護施設等民間施設の専門性を活かして近隣地域の家庭からの相談を受け、必要に応じて家庭訪問を行う等により、即時的継続的な在宅支援を行うことを目的とする事業実施のための通知
厚生省令第62号	福祉の措置及び保育の実施等の解除に係る説明等に関する省令	平成6年9月27日	児童福祉法等実施のため、福祉の措置の解除に係る説明等について定める省令
厚生省社会・援護・老人保健福祉・児童家庭局長連名通知 支援更第243号・老計第129号・児発第894号	福祉の措置の解除に係る説明等に関する省令の施行について	平成6年9月30日	行政手続法の施行に伴う児童福祉法等の一部改正が行われ、各法に措置の解除に係る理由についての説明及び意見の聴取の手続が規定されたことから、その趣旨及び内容につき都道府県から市町村に周知を図るようとも定める通知
厚生省児童家庭局長通知第374号	子育て支援短期利用事業の実施について	平成7年4月3日	保護者の疾病等の理由のために家庭における養育が一時的に困難になった児童や配偶者暴力により緊急一時保護を必要とする場合、養護施設等において一定期間、養育・保護することにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ることを目的に、ショートステイやトワイライトイの実施を求める通知
厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知児家第29号	養護施設入所児童早期家庭復帰促進事業の実施について	平成7年7月25日	養護施設に入所している被虐待児等のうち、家庭環境等の調整を行うことにより家庭復帰が可能となるケースについて、施設入所後の早い時期から施設職員が家庭等を訪問して調整援助をすることで、児童の家庭復帰を促進することを目的に、児童相談所との連携、援助計画の策定等、事業実施上の留意点を示す通知
厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知児家第31号	地域児童健全育成推進事業の取扱いについて	平成7年8月11日	要保護児童等の福祉の向上を図るため、地域の実情に応じた先駆的的事业(健全育成啓発事業、関係職員研修事業、処遇困難児のための調査研究活動等)の実施をもとめる通知
厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知児家第1号	措置解除後、大学等に進学する児童への配慮について	平成8年1月29日	大学等への進学を希望する児童のうち、家庭復帰等が難しい場合に、措置解除後も引き続き養護施設等から通学することを認める通知

厚生省児童家庭局長通知児発第516号	児童虐待ケースマネージメントモデル事業の実施について	平成8年5月15日	児童虐待の増加に鑑み、児童虐待事例について、児童相談所を中心とする関係機関等とネットワークをつくり、地域における児童虐待防止と早期発見に努めることを目的とし、児童虐待事例検討委員会を設置等を内容とするモデル事業の実施に関する通知
厚生省児童家庭局企画課長通知児企第16号	児童虐待ケースマネージメントモデル事業の実施について	平成8年5月15日	同上通知の実施にあたり、実施体制、関係機関、検討委員会等について定める通知
厚生省児童家庭局長通知児発第983号	母子保健施策の実施について	平成8年11月20日	地域保健法の施行に伴い、保健サービスについては市町村が対応するものとされたために児童福祉法の一部が改正され、これまで都道府県、政令市、中核市が行っていた母子保健事業を市町村に委譲したことから、「都道府県等及び市町村における母子保健事業指針」を定め、その実施を求める通知
厚生省児童家庭局長通知児発第984号	母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について	平成8年11月20日	地域保健法の施行に伴い母子保健法の改正にあわせて、「母子及び乳幼児に対する健康診査及び保健指導」に関する実施要綱を定め、その推進を求める通知。児童虐待については、虐待兆候の早期発見に努めることとされた。
厚生省児童家庭局企画課長通知児企第37号	児童福祉司の任用資格の取り扱いについて	平成8年11月21日	児童福祉司の任用資格について、人間関係学部や児童学部の上記に心理学・教育学・社会学を総合的に履修した者や社会福祉学部を卒業した者等も含む趣旨であることを明らかにした通知
厚生省児童家庭局長通知児発第274号	養護施設等退所児童自立定着指導事業の実施について	平成9年4月9日	養護施設退所児童の社会的自立を支援するため、「養護施設等退所児童自立定着指導事業実施要綱」を定め、その実施を求める通知
厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知児家第13号	養護施設等退所児童自立定着指導事業の取扱いについて	平成9年4月15日	同上局長通知の実施上の留意点、実施方法、申請手続き等を定める通知
厚生省児童家庭局長通知児発第411号	児童福祉法等の一部改正について	平成9年6月11日	平成9年法律第74号による児童福祉法の一部改正(内容としては、保育所への入所の仕組み、放課後児童健全育成事業、児童相談所業務における保護者や児童の意向の聴取、児童自立援助事業、児童福祉施設の名称の変更等)に対応すべく、その周知徹底、適切な運用を求める通知
厚生省児童家庭局長通知児発第484号	児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について	平成9年6月20日	児童虐待の増加に対応するため、立入調査、通告義務、一時保護、家庭裁判所への申立等、児童福祉法上の規定を適切に運用し、児童虐待に積極的に対応することと定める通知。内容として、要保護児童の概念、通告義務の周知および守秘義務への廃止、立入調査および一時保護の積極的活用、家庭裁判所への申立および家庭裁判所の承認により措置された児童の親権等、多岐にわたっており、児童虐待について児童相談所、施設等関係機関の積極的対応を求める重要通知
厚生省児童家庭局長通知児発第596号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係政令の整備に関する政令等の施行について	平成9年9月25日	平成9年法律第74号による児童福祉法の一部改正法の施行に際して留意すべき点について定める通知
厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知児家第28号	児童養護施設等における適切な処遇の確保について	平成9年12月8日	施設における体罰事件の発生を受けて、懲戒権の濫用禁止等、事件発生の際の事情把握・指導や迅速な対応、施設に対する研修・指導のあり方について都道府県に通知するもの。とくに被虐待児については、その行動特性に配慮した処遇を求めている。
厚生省大臣官房障害福祉課長・児童家庭局企画課長連名通知障害第16号・児企第9号	懲戒に係る権限の濫用禁止について	平成10年2月18日	児童福祉法改正(平成10年厚生省令第15号)において児童福祉施設の長について「懲戒に係る権限の濫用を禁止する規定」が設けられたことを受けて、その留意事項を定める通知
厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知児家第6号	児童養護施設等における児童福祉法最低基準等の一部を改正する省令の施行にかかわる留意点について	平成10年2月18日	改正後の児童福祉施設最低基準(平成10年厚生省令第15号)の施行に際して、自立支援に向けた処遇の充実、家庭環境の調整、関係機関と連携の他、児童自立支援施設における職員の名称、母子生活支援施設における生活指導のあり方等、運営上留意すべき事項や児童自立生活援助事業、児童福祉施設等における情報提供等について定める通知
厚生省児童家庭局長通知児発第95号	児童養護施設等における児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に係る留意点について	平成10年2月24日	平成10年の児童福祉法改正に伴い、児童養護施設等の児童福祉施設において改正法の施行に伴い、乳児院・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター等児童福祉施設における自立支援のあり方等、運営上留意すべき事項や児童自立生活援助事業、児童福祉施設等における情報提供等について定める通知

厚生省児童家庭福祉課長通知 家第9号	児童養護施設等における入所者の自立支援計画について	平成10年3月5日	児童福祉施設最低基準の改正(平成10年厚生省令第15号)の趣旨を踏まえ、児童養護施設等における自立支援計画策定の観点、留意点、策定方法や書式について定める通知
厚生省児童家庭福祉課長通知 企第13号	児童虐待に関し緊急に対応すべき事項について	平成10年3月31日	児童虐待の増加、通告義務の周知、児童相談所における即応的対応、体系的整備、組織的対応、立入調査および家庭裁判所への申立制度の積極的活用等を求める通知
厚生省児童家庭福祉課長通知 児発第344号	児童自立生活援助事業の実施について	平成10年4月22日	施設退所後の児童等に対する支援の強化のため、従来の「児童相談援助事業」を「児童自立生活援助事業」とし、その「実施要綱」を定め、同事業の円滑かつ適切な実施を求める通知
厚生省児童家庭福祉課長通知 児発第397号	児童家庭支援センターの設置運営について	平成10年5月18日	児童福祉法の一部改正(平成9年法律第74号)により新たに創設された児童家庭支援センターの設置運営について定める要綱による運営を求める通知。地域・家庭からの相談に応ずる事業、児童相談所からの指導委託を受けて行う指導、関係機関との連携、連絡調整等について定める。
厚生省児童家庭福祉課長通知 児発第489号	児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について	平成10年6月25日	児童養護施設における年長児童の増加に伴い、スポーツやダンス等の表現活動の指導技術等を有する職員の配置や学習指導の強化を図るための指導員配置に関する財政的措置についての通知
厚生省児童家庭福祉課長通知 児発第420号	里親活用型早期家庭養育促進事業の実施について	平成11年4月30日	児童養護施設等入所児童で、父母が死亡した児童や父母が長期にわたって行方不明である児童等、家庭復帰が困難な児童等について、里親委託が望ましい児童について施設に里親への助言等の援助を委託するなど、積極的に里親委託を実施するよう求める通知
厚生省児童家庭福祉課長通知 児発第421号	乳児院における早期家庭復帰等の支援体制の強化について	平成11年4月30日	虐待や放任、未嫁の母等、家庭環境等の理由により乳児院に入所している児童の保護者に対して、児童相談所との連携のもとに、児童の早期家庭復帰を可能にするための相談・指導等の支援を専門に担当する職員を配置し、その実施を求める通知
厚生省児童家庭福祉課長通知 児発419号	児童養護施設及び乳児院における被虐待児等に対する適切な処遇の確保について	平成11年4月30日	児童養護施設及び乳児院において被虐待児等について心理治療を行う体制を確保するための通知
厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉・児童家庭福祉課長連名通知 児家50号	里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合の取り扱いについて	平成11年8月30日	里親の就労等により里親委託されている児童が保育に欠けることとなった場合、当該里親への委託を継続することが適切と認められるときに、保育所への入所を認める通知
厚生省児童家庭福祉課長通知 児発799号	保育所保育指針について	平成11年10月29日	地域における子育て支援の一環として、「保育所保育指針」において虐待が疑われる児童がある場合の支援、児童相談所等との連携を定める。あわせて、児童に身体的苦痛を与えないこと、人格を辱めることのないよう留意することが保育のねらいの一つとされた。
厚生省児童家庭福祉課長通知 児発第350号	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い厚生省児童家庭福祉課長連名の改正等について	平成12年3月31日	地方分権一括法等の制定に伴い、厚生労働省児童家庭福祉課長連名の名称に関する必置規制の弾力化、児童福祉司の職務上の名称に関する規制の廃止等、児童福祉法や児童福祉法施行令等の改正内容や留意事項を周知する通知
厚生省児童家庭福祉課長通知 児発471号	児童福祉行政指導監査の実施について	平成12年4月25日	地方分権推進法の成立により、従来の法定受託事業として行われてきた児童福祉施設の指導監査が自治事務とされ、行政指導監査実施要綱を、地方自治法245条にもとづく技術的助言および勧告とする通知
厚生省児童家庭福祉課長通知 児発489号	地域小規模児童養護施設の設置運営について	平成12年5月1日	実親が死亡し、または行方不明などで長期にわたり家庭復帰が見込まない児童について、家庭的環境での養護を実施するために「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」を定め、その実施を図るための通知
厚生省児童家庭福祉課長通知 児発583号	児童福祉施設入所児童支援事業の実施について	平成12年6月8日	児童福祉施設における児童への懲戒権限濫用の事例発生に鑑み、施設入所児童の権利を擁護し、適切な処遇を確保するために、第三者や専門家が客観的に処遇の質を評価するとともに、児童の相談に応じる事業の試行的実施を求める通知

### 資料3 児童福祉法分野判例リスト

	判決日	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌	評釈
1	H2. 7. 6	東京家裁 (審判)	平成2年(家) 5727号	児童の福祉施設収容 の承認申立事件	承認	児相長が、親権者たる父親の暴力から逃れるために児童(12歳、男児)が家出を繰り返すことを理由に児童の養護施設入所措置の承認を求めた事件で、児童をこのまま父親の監視下におくことは、著しく児童の福祉を害すると考えられるため、当分の間は児童を父親から別れて生活させたりえ徐々に親子関係の修復を図る必要があるとして児童を養護施設に入所することを承認した	家裁月報42-12 p. 57	
2	H3. 2. 15	長崎家裁 (審判)	平成2年(家) 1267号	福祉施設入所承認申 立事件	承認	児相長が、実父による暴力行為・猥褻行為と児童(女児)の施設入所に対する不同意を理由に児童の施設入所の承認を求めた事件で、父の虐待行為は明らかであり、父子間に真の親子関係が形成されていないこと、実母に児童本人に対する十分な保護ができないうこと等、保護者に監視させることが著しく児童の福祉を害する状態にあるとして養護施設への入所を承認した。	家裁月報43-7 p. 99	南方暁・民商法 雑誌106-4 p. 138
3	H8. 3. 22	浦和家裁 (審判)	平成8年(家) 口) 1002号	審判前の保全処分申 立事件	一部承認	栄養失調等により入院した児童(7歳)に関する福祉施設収容承認申立事件を本案とする審判前の保全処分申立事件。児相長は、①本人が入院中親権者両名が面会しないこと、②退院の手続を加えることを求めた。裁判所は、①親権者両名は退院までは児相長が一時保護を加えることを求めない、②本人が現在の疾病から回復し、退院することが相当とされる場合には、児相長は、本案の審判が確定するまでの間、本人に一時保護を加えることが出来る、③親権者両名は上記2項の児相長による措置を妨げてはならないと審判した。	家裁月報48-10 p. 168	
3	H8. 5. 16	浦和家裁 (審判)	平成8年(家) 610号	児童の福祉施設収容 の承認申立事件	承認	児相長が、実父母による児童(7歳)に対する虐待を理由に児福法27条1項3号の措置を包括的に承認することを求めた事件で、両親が監護を怠ったことを認定して、児福法27条1項3号の措置のうち、里親委託又は養護施設に入所することを承認した。併せて、現在の児童にもっとも望ましいのは、親族も含む里親的な家庭での個別処遇で、心身に受けた傷から児童を回復させることであり、養護施設に収容するとしても、収容者が少人数の施設で、きめ細かな個別処遇が可能となることを望ましいと付言した。また、事件本人が成長し、事態が理解できるようになると、両親との面談、その他本人との直接の交渉は禁止すべきであると付言した。	家裁月報48-10 p. 162	床谷文雄・判例 タイムズ933 p. 85 古畑淳・季刊社 会保障研究34-2 p. 218 大曾根寛・社会 保障判例百選 (第3版)(別冊 ジュリスト153) p. 204
4	H9. 12. 24	津家裁 (審判)	平成9年(家) 736号、737号	児童の福祉施設収容 の承認申立事件	承認	児相長が、実父及び継母が児童ら(7歳男児、6歳男児)の面倒を十分にみないことを理由として児童の養護施設入所措置の承認を求めた事件で、申立後に実父の代諾によって父方の祖父母と児童らとの間で養子縁組がなされたが、裁判所は、実父が児童らに対する監護を著しく怠り、その福祉を著しく害する結果を生じていたことは明らかであり、また、養父母に児童を監護させることは著しく児童の福祉を害する結果になるものと認められるとして養護施設への入所を承認した。併せて、養父母の引受態勢について、児童相談所による調査・指導等を経て、将来的には児童相談所の継続的な指導の下で、養父母に児童らを監護させるのが相当であると付言した。	家裁月報50-5 p. 76	吉田恒雄・民商 法雑誌121-4・5 p. 192
5	H10. 1. 5	広島家裁 (審判)	平成9年(家) 1418号	児童の福祉施設入所 承認申立事件	承認	児相長が、未成熟子として出生した乳児(4ヶ月男児)に対する実父母の身体的虐待の疑いを理由として児童福祉施設入所措置の承認を求めた事件で、虐待者を特定することなく、心身に重度の障害を有する乳児のリハビリテーション訓練等の必要性及びび再発防止の必要性から、乳児を自宅に戻して両親に監護させることは著しく児童の福祉を害するとして重症心身障害児施設への入所を承認した。	家裁月報50-6 p. 104	村重慶一・戸籍 時報497 p. 52 吉田恒雄・民商 法雑誌121-4・5 p. 192

6	H11.11.12	大阪家裁岸和田支部(審判)	平成11年(家)1002号, 1003号	児童の福祉施設収容の承認申立事件	承認	児相長が、親権者たる実母の重度の強迫性障害に起因する生活状態の影響から児童ら(14歳男児, 10歳男児)が登校しなはいはかりか、家の外にも出ようとしていないこと、将来社会に適合できなくなる懸念されることを理由として児童養護施設等の児童福祉施設入所措置の承認を求めた事件で、現状のまま児童らを母の監護の下に放置することは著しく児童らの福祉を害することとなり児童福祉施設への入所を承認した。	家裁月報52-4 p. 36	吉田恒雄・民商法雑誌125-3 p. 138
7	H11.12.1	福岡家裁小倉支部(審判)	平成11年(家)987号	福祉施設入所承認申立事件	承認	児相長が、親権者たる実父の児童(5歳女児)に対する身体的虐待及び兄弟(3歳男児)への身体的虐待を目の当たりに見えてきたために、今後、外傷後ストレス障害(P.T.S.D)に発展する可能性があること等を理由として児童養護施設入所措置の承認を求めた事件で、当面の間は父子分離を図り、父による面会・外泊を制限しつつ、安定した環境の元で児童の養育を進めるとともに、父に対しては、児童相談所の処遇方針に基づき、親子関係形成のプログラムに参加させ、児童に対する態度の変容を促す必要があり、児童を父に監護させることは現時点では著しく児童の福祉を害することとして児童養護施設への入所を承認した。	家裁月報52-6 p. 66	床谷文雄・判例タイムズ1046 p. 84 吉田恒雄・民商法雑誌125-3 p. 138
7	H11.12.1	福岡家裁小倉支部(審判)	平成11年(家)988号	福祉施設入所承認申立事件	承認	児相長が、親権者たる実父の児童(3歳男児)に対する身体的虐待を理由として児童養護施設入所措置の承認を求めた事件で、当面の間は父子分離を図り、父による面会・外泊を制限しつつ、安定した環境の元で児童の養育を進めるとともに、父に対しては、児童相談所の処遇方針に基づき、親子関係形成のプログラムに参加させ、児童に対する態度の変容を促す必要があり、児童を父に監護させることは現時点では著しく児童の福祉を害することとして児童養護施設への入所を承認した。	家裁月報52-6 p. 72	
8	H12.3.1	高知家裁安芸支部(審判)	平成11年(家)175号	福祉施設入所承認申立事件	承認	児相長が、親権者たる実父の児童(11歳女児)に対する暴力や、実母が実父の児童に対する暴力から児童を守れずにいること等を理由として児童養護施設入所措置の承認を求めた事件で、父母に児童の具体的な状況に応じた適切な監護養育を期待し、児童を児童福祉施設に入所させ、情緒的に安定した状況の下で生活することなく、児童を福祉にかなうとして児童養護施設への入所を承認した。	家裁月報52-9 p. 103	川田昇・民商法雑誌125-1 p. 125
9	H12.5.10	横浜家裁横須賀支部(審判)	平成12年(家)142号, 143号, 144号	児童養護施設入所承認申立事件	承認	児相長が、児童ら(6歳, 4歳, 2歳)の児童養護施設入所措置の承認を求めた事件で、児童らが親権者たる実母から長年わたり身体的・心理的虐待を受けていたとして、児童らを母に監護させることは、著しく児童らの福祉を害することとして児童養護施設への入所を承認した。併せて、母は児童相談所の指示に従い、児童相談所も母に対する指導や母子関係の調整について、より一層の働きかけに努めるよう指摘した。	家裁月報52-11 p. 65	川田昇・民商法雑誌125-1 p. 125
10	H12.5.11	横浜家裁(審判)	平成12年(家)136号	児童の里親委託又は福祉施設収容の承認申立事件	承認	児相長が、生後間もない乳幼児(9ヶ月男児)が親権者たる実父母及びその援助者親族の支配内において短期間の子育てに重篤な怪我等を何度も負っていることを理由として里親委託措置又は福祉施設入所措置の承認を求めた事件で、児童の怪我等が父母等の保護者による虐待行為によるものとは認められないが、いづれも父母等の保護者の支配下で発生していることから児童に対する養育監護が適切になされていないかたとして乳幼児又は児童養護施設への入所を承認した。併せて、父母は児童相談所による継続的助言や指導を受けつつ、適正な養育知識等を積極的に獲得するよう努力する必要があると付言した。	家裁月報52-11 p. 57	川田昇・民商法雑誌125-1 p. 125

資料 4 民法分野判例リスト

	判決日	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌	評釈
1 ①【判4①】	H6. 2. 26	大阪家裁 (審判)	平成6年(家保) 7号、8号	親権者の職務執行停止、職務代行者選任申立事件	認容	未成年者(長女、次女)に対し、事件本人(母)が自ら若しくは内縁の夫とともに虐待し、又は内縁の夫による未成年者への虐待を防止しなかつたことを認め、未成年者の実父であり、事件本人の前夫である申立人からの事件本人の親権者としての職務執行停止と、職務代行者選任の申立てを認容した事例	家裁月報47-2 p. 174	
1 ②【判4②】	H6. 3. 28	大阪高裁 (決定)	平成6年(ワ) 第133号	親権者の職務執行停止、職務代行者選任申立認容審判に対する即時抗告申立事件	一部抗告却下 一部抗告棄却	親権喪失宣告の申立があつた場合における職務代行者選任の保全処分については、その申立を却下する審判に対しても、その申立を容認する審判に対しても、即時抗告をする必要はないとされた事例	家裁月報47-2 p. 174	
2【判5】	H10. 12. 18	熊本家裁 (審判)	平成10年(家保) 第502号	審判前の保全処分申立事件	認容	養父の未成年者(2人)に対する虐待を避けるため未成年者を一時保護した児童相談所長が申立てた親権喪失宣告申立事件を本案とする審判前の保全処分(職務執行停止及び職務代行者選任)申立事件において、親権の濫用が一応認められるとして、養父の親権者としての職務の執行を停止し、児童相談所長をその職務代行者に選任した事例	家裁月報51-6 p. 67	
3【判6】	H12. 2. 23	長崎家裁 佐世保支部 (審判)	平成10年(家保) 第321号、332号、333号	親権喪失宣告申立事件	許可	児童らが入所している児童相談所長から、児童らの親権者の親権の喪失を求めた事案において、親権者が児童らに対し、親権を濫用して日常的な身体的虐待、あるいは性的虐待を加え、その届社を著しく損なつたとして、親権の喪失を宣告した事例	家裁月報52-8 p. 55	

4	【判7】	山形家裁 (審判)	平成11年 (家) 212号、 平成12年 (家) 64号	子の監護者の指定申 立事件及び子の引渡 し申立事件	第1事件 承認 第2事件 却下	<p>事件本人の単独親権者であるY(実母、相手方)は、平成5年9月に事件本人A(実父BはAを認知していない)を出産したが、生活状況が不安定で、精神的・経済的に苦しかったことから、Aは乳児園に入園措置となった。その際、Yが、Aを養育できな い旨を述べたことから、児童相談所は事件本人を里親委託し、Xら(里親、申立 人)はAについて里親委託を受け、約3年7ヶ月(審判時)にわたって里親としてA を養育してきた。その後、平成11年4月頃、YからAの引取りの要望が強く出さ れたため、児童相談所は、Xらに対してAをYに戻して欲しい旨を伝えたところ、X らはAの監護養育を継続したいと希望し、引渡しの方向での調整は困難となった。そ こで児童相談所は、同月30日付けで、Xらへの里親委託を解除し、引き続き、引取り への調整のためAにつき一時保護措置を執るとともに、一時保護先として、XらにA の委託を行った。Xらは、Yから、直接電話によりAを引き取りたい旨の要望が伝え られたことから、同年6月15日、家庭裁判所にXらをAの監護者として指定するよう に求めた(第1事件)。(子の連立禁止の仮処分も申立てたが、平成12年3月取 下)他方、平成11年11月16日、YはXらに対してAの引渡しを求めた(第2事件)。 裁判所は、第1事件について、第三者たるXらに監護者指定の審判の申立権があるか を問題にした上で、民法776条が、親の離婚に当たり親権者とは別に監護権者を指定 する場合に、監護者を指定することにありと解し、本件については、776条の趣旨で 類推し、家事審判法9条1項乙類4号の子の監護に関する処分として、事実上の監護者 であるXらに申立権を認めるとともに、審判事項として審理できるとした。その上 で、AをYのものに引渡すことは、Aにとつて極めて大きな精神的負担となることが 容易に予想される等、AがXらのもとで監護されている状態を变化させることはAの 福祉福祉の観点から是認できない、としてXらを監護者に指定した。第2事件につい ては、一時保護中の児童について、家庭裁判所が、一時保護委託を受けて実際に児童 を監護している者に対して、引渡しを命じるか否かの判断を行うことは、行政処分 の効力を家庭裁判所の審判で争うものとなり、家庭裁判所の審判権の範囲を越えるもの というべきであり、不適法であるとして却下した。また、親権者であるYと監護者と 指定するXらとが、必要に応じて協力することが望まれると付言した。</p>	家裁月報54-5 p.139	田中通裕・判例タ イムズ1099 p.85 山田美枝子・民商 法雑誌128-4・5 p.243
4	【判7】②	仙台高裁 (決定)	平成12年 (ワ) 60号	子の監護者の指定申 立ての審判及び子の引 渡し申立ての却下 審判に対する即時抗 告事件	第1事件 原審取消 申立却下 第2事件 抗告棄却	<p>Yが、原審判の取消を求めて抗告。裁判所は、原審第1事件については、家庭裁判所に 対して子の監護権者の指定の審判の申立てをすることができるとは、子の父と母であ り、第三者にはその指定の申立権はないなどとして、原審判を取消した上でXと母の申 立てを却下した。また、原審福祉法28条は、都道府県は、保護者に原審を監護させる ことが著しくその福祉を害する場合には、親権者の意に反するときは、家庭裁判所 の承認を得て里親委託等の措置を採ることができると定められているから、そのよう な場合には上記の措置が採られるべきであり、また、民法884条所定の要件がある場合 には、Yの申立ては不適法であると却下した。</p>	家裁月報54-5 p.125	近親者から性的虐待を受けたことによる精神的外傷の後遺症からの脱却を目的とする ものであり、氏名の変更によってその状態から脱却できなくなるかについて疑念が残らない でもないけれども、上記認定の事実を照らせば、戸籍上の氏名の使用を申立人に強制 することは、申立人の社会生活上も支障を来し、社会的に見ても不当であると解する のが相当であるとして、申立人が氏名を変更するについて、戸籍法107条1項の「やむ を得ない事由」があるものと認めるのが相当であり、また名の変更についても、単な る好悪感情ではなく上記のような事由に基づくものであること及びその使用年数等を 併せ考えると、同法107条2の「正当な事由」があるものと解するのが相当である
5	【判8】	大阪家裁 (審判)	平成8年 (家)574号、 575号	氏の変更、名の変更 申立事件	承認	<p>近親者から性的虐待を受けたことによる精神的外傷の後遺症からの脱却を目的とする ものであり、氏名の変更によってその状態から脱却できなくなるかについて疑念が残らない でもないけれども、上記認定の事実を照らせば、戸籍上の氏名の使用を申立人に強制 することは、申立人の社会生活上も支障を来し、社会的に見ても不当であると解する のが相当であるとして、申立人が氏名を変更するについて、戸籍法107条1項の「やむ を得ない事由」があるものと認めるのが相当であり、また名の変更についても、単な る好悪感情ではなく上記のような事由に基づくものであること及びその使用年数等を 併せ考えると、同法107条2の「正当な事由」があるものと解するのが相当である</p>	家裁月報49-9 p.128	

資料 5 刑事法分野判例リスト

	判決日	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌	評釈
1	H2. 12. 6	大分地裁 (判決)	H2 (ワ) 27	瘦せ衰え、衰弱し、 食物も受け付けず、 歩行も困難になった 13歳の少年を保護責任 者遺棄致死罪の客 体とした事例(被告 人：母親)	懲役5年	被害者は、幼少より緘黙症という病気になるころには学校へ登校することなくなくなった。被告人である母親は児童相談所に相談したが、有効な解決策が見いだせないうままととなり、また協力的でない夫に対する不満などから離婚をす。その後、衰弱し、食物も受け付けず、歩行も困難になるに至り、被告人は被害者を自宅に放置してなんら生存に必要な保護をせず、そのために同人を飢餓死させ、さらに同人の死体を自宅に放置した。	山中敬一「衰弱した13歳の少年に対する保護責任者遺棄罪の成否」法セ36-12 p.127 小島吉晴「保護責任者遺棄罪の客体について」研修521 pp. 39-45	
2	H7. 5. 17	広島地裁 福山支部 (判決)	H3 (ワ) 140	風の子学園事件第1審 判決	懲役6年	本件は、「非行、登校拒否、情緒障害」等の問題を有する児童等の矯正施設を標榜する「風の子学園」を開設し、園長としてこれを主宰、経営していた被告人が平成2年から平成3年にかけて、学園の児童等を小屋やコンテナに閉じ込め、うち2人を死亡させたという事実であり、起訴された監禁の被害者は5名である。本判決は、一般論として、被害者を成年に達した子と未成年の子とに分け、前者は、親でも実力で行動を規制し、強制する権限を持たないものであるから、第三者が親から委託を受けたとしても、そのような権限を取得するものではないことは明らかであるとした。後者については、親は監護教育権の行使として教育、治療等を行い、子の居所を指定し、これに従わないう子を懲戒することもでき、子が、子に意思能力がある以上は、直接強制することはできないとともに、親の監護教育に従わないう子に対しては、懲戒権の行使としてある程度の物理的な力を用いたり子の行動の自由を制約することができるが、これらは目的の正当性、手段、方法の正当性及び結果の重要性等を総合的に考慮し、正当かつ相当な範囲内においてのみ許され、このような親権の一部ないし相当部分の行使を第三者に委託して行うことも不可能ではないとした。そのうえで、本件犯行については、被告人に教育ないし矯正の目的があったとして、も、その手段、方法において著しく相当性を欠き、また、それが懲戒権の行使として行われたとしても、健全な常識によつて許容される範囲を明らかに超えていることは明らかであるとして、監禁罪、監禁致死罪等の成立を認めた。	判時1535 p. 30	
2	H9. 7. 15	広島高裁 (判決)	H7 (ウ) 138	風の子学園事件控訴 審判決	原判決 破棄 懲役5年	本判決は、弁護人の主張をことごとく排斥し、重刑不当の主張に不当についても、「懲役6年に処した原判決の量刑は、その時点では相当であつて、重過ぎて不当であるとは認められない」としたものの、原判決後の被告人の反省の程度や逮捕以来の身柄拘束期間が5年を超えていること等をも併せて考慮すると、原判決の科刑をこのまま維持するのは被告人にとつて些か酷に過ぎるとして、懲役5年を言い渡した。	判時1624 p. 145	
3	H8. 3. 8	東京地裁 八王子支 部 (判決)	H7 (ワ) 737	養女(6歳)に対し、折 檻のためシャワーで 熱湯を浴びせて熱傷 等の傷害を負わせ、 シヨック死させた事 例(被告人：養父)	懲役5年 6月	被告人は、かねてから同棲していた女性と婚姻した際、被害者とその兄を養子としたが、被害者が夜寝つかずに被告人らからの生活の妨げに加えていた。反抗的で被告人の思い通りにならない等の理由で被害者に対して頻りに暴言を加えていた。本件犯行前日の夕方から兄妹を残して妻と飲酒に出掛け、翌未明に帰宅したが、寝てはならないとの被告人の言いつけを行わず、被害者が畳の上で寝た上でシャワーで熱湯を1、2分にわたつて浴びせかけ、被害者を死亡させた。このような被告人の行為に対し、本判決は「子どもである被害者の人権を全く無視した暴行であつて、もはや虐待というほかななく」、被告人の犯行は甚だ芳しくない、その刑事責任は重いといつても、被告人が本件犯行直後、被害者の異変に気づき、救護しようとして、病院に連れて行つたこと等被告人について酌すべき情状をも考慮して、懲役5年6月を言い渡した。	判時1588 p. 154	





6	H12. 2. 4	千葉地裁 (判決)	H11 (わ) 882	母親が乳児(3ヶ月、次男)を放置して死亡させた事例	懲役3年	母親である被告人が、夫の出張中、いまだ寢返りもできない自分の子である被害者(生後3ヶ月)をバススタオルの上につぶつぶせに寝かせたまま自宅に置き、浮気相手とホテルに泊まるために外出し、38時間余り放置し、よって被害者を窒息死させた。これに対し、本判決は、浮気相手と密会するために本件に及んだという動機に酌量の余地がないこと、その犯行態様、被害者の遺体を発見した後も約3日間に渡り浮気相手と外泊するなどしていること、本件が社会に及ぼした影響が大きいことなどを考慮して、被告人に懲役3年を言い渡した。	判タ1072 p. 265
7	H12. 2. 18	水戸地裁 土浦支部 (判決)	H11 (わ) 166	養父が男児(5歳)を虐待して死亡させた傷害致死の事例	懲役6年	日頃からまともにも食事を与えていなかった被害者(養子、当時5歳の男児)が空腹の余り冷蔵庫にあったレトルト食品を食べたことに対して、被告人が立腹して暴行を加え被害者を死亡させた。本判決は、約2年間に渡り虐待行為を加えていたこと、犯行態様が冷酷非情で残忍であることを認定し、「最近幼児や児童に対する虐待事件が増加している状況下において、本件犯行が児童虐待の量たる例として報道されたことにより社会に大きな衝撃を与えたことに照らすと、本件の量刑を考えるに当たっては、同種犯行の再犯を防止するという一般予防の観点にも十分配慮する必要がある」として、求刑どおり懲役6年を言い渡した。なお、本件事案で弁護士は被害者に対する虐待を察知しながら本件犯行を未然に防止できなかったこと、本判決は、関係諸機関においても手落ちがあったことを主張しているが、これに対し、本判決は、関係諸機関において本件のような悲惨な事件の再発を防ぐための善後策が早急に検討される必要があること、及び関係機関の対応によっては本件は未然に防ぐ可能性があったことを指摘したが、関係機関は、本判決が判示したような事情を全部知り得たわけではないことから、その対応に格別落度があつたとまでは認められないと判断した。	判タ1072 p. 263
8	H12. 3. 23	水戸地裁 (判決)	H11 (わ) 625	母親、養父及び母親の友人が女児(6歳)を虐待して死亡させた傷害致死の事例	母親、友人:懲役6年 父親:懲役4年6月	母親、養父、母親の友人で家族ぐるみの付き合いをしていた女性が、当時6歳の被害者の食事や、その際の被害者の姿勢が悪いことを理由として、共謀して、約6時間もの間、折檻をし、死亡させた。本判決は、犯行に至るまでの経緯、友人との関係、養父の立場、各人の犯行態様、その程度等を詳細に認定した上、本件犯行を「言語道断の虐待行為」というほかにない」と断じた上、「近時、幼児や児童に対する虐待が社会的に問題化し、しつけの名の下に行使されるこれらの者に対する無軌道な暴力の抑止が社会的に緊急の課題となつてきていることとは周知の事実であり、断じて繰り返してはならないこの種事犯を抑止する」として、一般予防の観点からみても、被告人らに対しては厳しい態度をもって臨む必要がある」として、母親及び友人に懲役6年、養父に懲役4年6月を言い渡した。	判タ1072 p. 257



無理心中事例

判決日	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌	評釈
13 H4. 6. 4	仙台地裁 (判決)	H2 (ウ) 129	妻子5人を殺害した事案につき、被告人を無期懲役1科した一審判決を破棄し、死刑を言い渡した事例	原判決 破棄、 死刑	被告人は、かねてからまじめに働かず、妻に暴力を振るう等の理由から妻に離婚を求められていたが、話し合いにより、家庭内の雰囲気は落ちるようには思えなかったが、妻がその父親の病気のために美家に呼び出されようになり、被告人は妻と離婚させられ、4人の子どものもとでも別れさせられると考え、妻子5人の各頭部を刃物で切り、あるいは刺して失血により死亡させた。原審では、本件犯行は、「その本質は自らの死を決定するとともに家族をもも運連れしようとしたいわば無理心中の事件であり」、通常死刑の対象となることと異なり「一般社会が同種再犯の危険におののくような凶悪な犯罪となることと異なり」として無期懲役を言い渡した。これに対し、控訴審では、本件犯行は、「本件犯行の罪質、経緯、動機、態様、なかんずく殺害方法の執拗性、残虐性、結果の重大性、殊に殺害された被害者の数、年齢及び被告人の反省の程度、遺族らの被害感情に加えて」、本件犯行が地域社会に与えた影響には甚大なものがあり、「被告人に対する刑事処分は当然峻厳たるざるを得ない」として、死刑を言い渡した。	判時1474 p. 147	
14 H7. 10. 24	東京地裁 (判決)	H6 (合 わ) 302	養父が無理心中しようとして養女(13歳)の胸を1回突き刺したが、殺害の目的を遂げなかった事例	懲役5年	被告人は被害者の母親と婚姻するとともに、被害者と養親組をし、親子3人で暮らしていたが、被告人の酒癖の悪さを理由に妻が家出をし、これに対する苛立ちと家族の将来の生活を悲観する気持ちから無理心中を決意し、被害者の胸部を包丁で刺し、アパートの自室に火を放ち、自殺を図った。しかし、その後、被害者が「お父さん、助けて。」と言ったことから、かわいそうに思い、被害者を室外に引きずり出し、近隣住宅の敷地内まで運び出し、意識を失った。本判決は、被害者が一命をとりとめたのは、偶然通り掛った通行人の110番通報によるものであるとして、「本件が被告人の中止行為によって現実に結果の発生が防止された事案であるとは認められない」として、中止犯の成立は否定したが、被告人の当時の精神状態、それまでの生活態度等を勘案して懲役5年を言い渡した。	判時1596 p. 129	渡邊一弘「殺人未遂につき中止犯の成否が問題となった2事例」研修591 pp. 3-10
15 H8. 10. 28	横浜地裁 (判決)	H8 (わ) 945	被告人が自宅に放火して子供2人(15歳長女、11歳長男)と無理心中しようとしたことにつき、現住建造物等放火未遂及び殺人未遂の各罪に問われた事例	懲役6年	被告人は、多額の借金を等から自分の将来を悲観し、自宅に放火して子供2人と無理心中しようとしたが、子供2人が部屋から逃げ出して焼死するのを免れ、被告人はその火勢に驚愕して我に返り、自己の意思により直ちに子供たちの協力をも得て火を消し止めたため、子供2人に傷害を負わせ、住宅の一部を焼させたこととどまった。本判決は、現住建造物等放火未遂については中止未遂を認めたものの、観念的競合の関係にある3個の罪(現住建造物等放火未遂、娘に対する殺人未遂、息子に対する殺人未遂)のうち、娘に対する殺人未遂の罪が犯情最も重く、その罪の刑で処断することになるので、現住建造物等放火未遂について成立する中止未遂による刑の減軽をする余地はないとした。また、本件犯行に至るまでの被告人の生活態度、養育態度、動機等を厳しく非難し、懲役6年の刑を言い渡した。	判時1603 p. 159	
16 H9. 2. 12	東京地裁 (判決)	H8 (合 わ) 384	夫婦関係の破綻を背景に、隣書を持つ長女を連れ去りして無理心中を図り、同女を絞殺した事例	懲役3年 執行猶 予5年	被告人は、生まれつき聴覚に障害のある長女に対し、献身的に養育に当たり、ほぼ全面的にその養育を行っていたが、夫は遊興費のために借金をしたり、性格の不一致から被告人を疎んじるようになり、夫婦関係は破綻していった。被告人は、夫への憎しみや今後の生活への不安等から無理心中を決意し、長女を絞殺し、その死を確かめてから、自殺を図るが、これを遂げなかった。これに対し、本判決は被告人の行為を厳しく非難する一方で、夫の側にも責められるべき点があること、衝動的犯行であること、それまでの生活態度、反省態度等を認定して、執行猶予付きの刑を言い渡した。	判時1602 p. 145	
17 H10. 3. 30	横浜地裁 (判決)	H10 (わ) 93	登校拒否や家庭内暴力を繰り返す長男(15歳)の将来を悲観し、無期懲役1科した一審判決を破棄し、死刑を言い渡した事例(被告人:母親)	懲役3年 執行猶 予4年	被告人は、長男を殺害して自分も死のうと考え、包丁で長男の胸部など殺傷所を刺したが、長男が謝罪の言葉を示したことから、犯意を喪失し、殺害を中止したうえで、119番通報して病院へ搬送したため、殺害の目的を遂げなかった。本判決は、殺人の中止未遂を認め、本件犯行は、被告人が精神的に追い込まれた状態で行ったものであり、被害者である長男が被告人の一刻も早い帰宅を願う等家族としての絆も残っていること等々の事情から、執行猶予付きの刑を言い渡した。	判時1649 p. 176	金澤直理「殺人未遂につき中止未遂を認めた1事例」現刑2-2 pp. 73-78

心神喪失・心神耗弱事例

判決日	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌	評釈
18 H2. 10. 15	千葉地裁 (判決)	H1 (わ) 415	重度の妄想性障害に罹患した母親が、自閉症の息子(6歳・長男)を窒息死させた事実につき心神喪失を認めた事例	無罪	被告人は、自閉症に罹患している息子を「先天性梅毒による進行性麻痺」に罹患し、関係者により安楽死させられるとの妄想から、荷造り用ヒニール紐で窒息死させた。本件では、被告人の犯行当時の責任能力が争われ、精神鑑定では、被告人は犯行当時、妄想性障害(DSM-Ⅲ-R)に罹患しており、その病状の程度はかなり重度であり、判断能力・制御能力が失われた状態にあったと判断された。これについて裁判所は、「右精神障害が、全人的な人格の解体的なく、妄想が中核的なものであるから、その妄想に基づく行為以外、その行為については通常これを肯定し、妄想に基づく行為については、その病状の程度、犯行の動機、態様、状況、犯行に至る経過等の諸事情を総合してその有無を判断すべきである」との立場をとり、本件に関しては、その犯行自体は「いわゆる妄想に直接的に支配された行為とはいえない」としたものの、「動機は極めて理解し難い不合理なもの」であること等により、全体として責任能力を欠いていたと認めるのが相当であるとの結論を下した。	判タ771 p.283	
19 H5. 4. 14	東京地裁 (判決)	H2 (合) 95	無理心中を企て2人の子(9歳、12歳)を殺害した母親が、犯行当時内因性うつ病に罹患していたため心神喪失を認めた事例	無罪	被告人は、無理心中を企て、2人の子を殺害した事実において、本判決は、被告人が犯行時に遺書を書いたり、子供に謝っていることから、被告人は自己の行為の善悪を判断する能力を失ってはいなかったとしながらも、被告人は内因性うつ病に罹患し、「本件犯行当時、極めて強い希死念慮に促われ、微小妄想のみみられるなど程度の高いうつ病相期にあり、その精神障害の程度は重症で、被告人に他の行為を選択することは期待できなかつた」とが認められるから、本件当時、被告人は、是非善悪の判断に従って自分の行為を制御する能力を失っていた」として、被告人は心神喪失の状態にあったとして、無罪を言い渡した。	判時1477 p.155	
20 H1. 10. 26	東京地裁 八王子支 部 (判決)	H8 (わ) 1236	生後7ヶ月の嬰兒を殺害した母親に対し、犯行当時抑うつ状態にあったとして心神耗弱を認めた事例	懲役3年 執行猶 予4年	被告人は、産後、育児の疲れ等から精神病院に入院及び通院していたところ、夫から離婚を申し出られ、また、入院したという被告人の意思に反してこれをさせない両親等に対する不満等から自己の長男(生後7ヶ月)がいなくなればよいと考えようになり、長男と二人きりになった日、長男の首を絞め、また浴槽の残り湯にうつぶせにして沈め、窒息死させた。本事案では、被告人の責任能力が争われ、本判決は、これに対し、本件犯行に至る経緯、犯行の動機、犯行方法及び被告人の供述内容等から、被告人は犯行当時、産後の否定型的なうつ状態にあったとして、被告人は犯行当時、心神耗弱の状態にあったと認定した。	判時1660 p.159	

児童の証言能力・証言の信用性

判決日	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌	評釈
21 【判11】	神戸地裁 姫路支部 (判決)	H8 (わ) 223	強制わいせつ被害事 件において、被害者で ある4歳の少女の供述 の信用性を肯定した 事例	懲役1年 執行猶 予3年	<p>本件は、被告人が同棲していた女性の連れ子である4歳の少女に対してわいせつ行為をした事案である。被害者の母親は、本件犯行のあった日に被害者から被告人のした本件犯行について告白を受けため、即日被害者を連れて家出したうえ、その5日後に少女の供述状況をテープに録音し、被告人を告訴するとともに、右テープを任意提出した。まず被害者の供述能力について、録音テープ及び児童相談所作成の書面によれば、被害者の知的発達能力や発語能力は十分であると認められた。また、被害者の供述内容については、母親の強い誘導によってよく被害者が供述している部分も認められるものの、被告人の犯行に関する部分は、誘導によってなされたものでなく、被害者が具体的に自発的に供述していると認められ、追真性を有しており、高い信用性が認められた。また、被害者が検察官に対して同様の供述をしている点を併せ考えると、判断事実は優に認定できると判断された。</p>	判時1605 p. 161	渡辺咲子「強制猥褻被告事件において、被害者である4歳の少女の供述の信用性を肯定した事例」 判時1640 pp. 235-239
22	東京高裁 (判決)	H10 (う) 428	父親の妹(5歳)に対する暴行を目撃した年 少者(8歳、小学2年生) の供述の信用性につ いて判断した事例	控訴棄 却	<p>本件は、父親である被告人が長女に体罰を加え死亡させたという傷害致死の事案であり、犯行状況に関する長男(8歳)の証言及び供述調書の信用性が問題となったものである。原判決はこれに対し、犯行前後の記憶があまりよくないこと、検面調書の内容が警察官に対して調書の内容と対比して、被告人の暴行について逐条していること等を指摘し、長男の言及び供述調書の信用性に疑いがあると判断していたようである。これに対し、本判決は、年少者の供述証拠に乗りやすく、暗示や誘導に乘りやすいため、これに對し、も適切でなく、内容に不明瞭、不完全な点があることを当然の前提とした上で、関係証拠と併せ慎重に検討し、要証事項の解明に寄与するかなを吟味すべきものであって、形式的あるいは未節的な次第にとらわれれば、長男の供述は、被害者の死亡した日の印象深い出来事を目撃供述として、十分信用するに足ると認められると判断した。</p>	判時1679 p. 167	

児童福祉法

判決日	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌	評釈
23 【判12】	最三小 (決定)	H8 (あ) 1308	児童福祉法34条1項6 号にいう「児童に淫 行をさせる行為」に 当たるとされた事例	上告棄 却	<p>本件は、中学校の教師であった被告人が、教え子の女子生徒に対し、性具の電動パイプ レーターを示し、その使用方法を説明した上、自慰行為をすするよう勧誘し、あるいはこれ に使用するであろうことを認識しながらパイプレーターを手渡し、被告人のいるところで 自慰行為をさせたという事実である。これに対し本決定は、単に被告人の各行為が「児童 福祉法34条1項6号の『児童に淫行をさせる行為』に当たるとした原判断は正当である」と判 断し、被告人側からの上告を棄却した。</p>	<p>刑集52-8 p. 505 家月51-4 p. 104 判時1663 p. 149 裁時1231 p. 4</p>	<p>鎮自征樹「児童福祉法34条1項6号にいう『児童に淫行をさせる行為』に当たるとされた事例」ジュリ1210 pp. 215-219 井口修「児童福祉法34条1項6号にいう『児童に淫行をさせる行為』に当たるとされた事例」曹時53-5 pp. 318-349 佐々木史朗=若尾岳志「児童福祉法34条1項6号の『児童に淫行をさせる』にあたる行為」判タ1053 pp. 65-70 安部哲夫「児童福祉法34条1項6号の『淫行をさせる』行為の意義」北農7-2 pp. 71-80 加藤久雄「児童に淫行をさせる行為」平成10年度重判 pp. 164-165 黒川弘務「児童福祉法34条1項6号の『児童に淫行をさせる行為』の意義に関する最高裁決定」警論52-6 pp. 168-176 黒川弘務「児童福祉法34条1項6号の『児童に淫行をさせる行為』の意義に関する最高裁決定」研修609 pp. 9-18 松本裕「児童福祉法34条1項6号の『児童に淫行をさせる行為』の意義に関する最高裁判決」警公54-2 pp. 128-135 野村真光「判例研究 児童福祉法34条1項6号にいう『児童に淫行をさせる行為』に当たるとされた事例」法新 106-11・12 pp. 349-360</p>

資料 6 児童虐待関係文献リスト

著者・筆者	著者・筆者フリガナ	発行年	著書・論文等タイトル	編著者名	著書名・雑誌名(巻号)	ページ	出版社
大阪府児童虐待対策検討会議	オオサカフジヨド ウギヤクタイタイ サクケントウカイ ギ	1990	被虐待児童の早期発見と援助のためのマニュアル (第一次版)		-	-	大阪府福祉部
岡本美紀	オカモトミキ	1990	家庭内暴力ー子供虐待		比較法雑誌 24-1	118-126	日本比較法研究所
興津進康	オキツノブヤス	1990	児童虐待ー児童相談所の対応		少年補導 35-11	12-19	社団法人大阪少年補導協会
厚生省児童家庭局企画課／監修	コウセイシヨウジド ウカテイキヨクキ カクカ	1990	児童相談所運営指針		-	-	日本児童福祉協会
清水隆則	シミズタカノリ	1990	性的被虐待児の「初期トラウマ」		少年補導 35-11	28-34	社団法人大阪少年補導協会
床谷文雄	トコタニフミオ	1990	里親の虐待により里子が昏睡状態に陥った場合に、あつせん監督機関である州および郡の職員に重大な過失と故意的無関心があれば、安全な監護を求め、里子の憲法上の権利を侵害したものとして、42U.S.C. § 1983による責任を負う(最近の判例)		アメリカ法 1990-1	126-131	日米法学会
内藤道興	ナイトウミチオキ	1990	被虐待児屍の鑑定		日本医師会雑誌 103-9	1513-1516	日本医師会
中田修	ナカタオサム	1990	児童虐待加害者の精神鑑定		日本医師会雑誌 103-9	1508-1511	日本医師会
西川祐一	ニシカフユウイチ	1990	性的虐待		日本医師会雑誌 103-9	1467-1474	日本医師会
藤本哲也	フジモトテツヤ	1990	The Child Abuse in Japan		比較法雑誌 24-3	1-44	日本比較法研究所
水野光二	ミズノコウジ	1990	嬰兒殺しの女たちードイツにおけるその歴史的背景(個人研究)		明治大学人文科学研究所年報 31	96-101	明治大学人文科学研究所



秋山正弘	アキヤママサヒロ	1991	児童虐待について(シンポジウム「豊かな」社会のなかの生存権)		法と民主主義 259	15-18	日本民主法律科協会
泉薫	イズミカオル	1991	児童虐待と親権(弁護士が見た子どもの現状一権利条約に照らして)		自由と正義 42-2	22-27	日本弁護士連合会
内山絢子	ウチヤマアヤコ	1991	性的幼児虐待の類型とその特徴について		青少年問題 38-1	38-41	青少年問題研究会
岡本美紀	オカモトミキ	1991	子供虐待	藤本哲也編	現代アメリカ犯罪学事典	397-404	勁草書房
近畿弁護士連合会 少年問題対策委員会/編	キンギベングシレ ンゴウカイシヨウ ネンモンダイタイ サクイインカイ	1991	『子どもの権利条約と児童虐待(第20回近畿弁護士連合会シンポジウム第4分科会資料)』		-	-	近畿弁護士連合会少年問題委員会
清水隆則	シミズタカノリ	1991	英国の児童虐待防止制度の史的発展	ソーシャルワーク研究所	ソーシャルワーク研究 16-4	36-42	相川書房
諏訪雄二	スワユウジ	1991	「児童虐待」をとりまく現場から		少年補導 36-6	31-19	社団法人大阪少年補導協会
棚村政行	タナムラマサユキ	1991	アメリカ合衆国における親子法の新しい展開		ケース研究 228	2-41	家事事件研究会
津崎哲郎	ツザキテツロウ	1991	性的虐待(閉ざされた家族一児童虐待の深層と社会的対応3)		少年補導 36-6	58-66	社団法人大阪少年補導協会
津崎哲郎	ツザキテツロウ	1991	心理的虐待(閉ざされた家族4)		少年補導 36-7	58-67	社団法人大阪少年補導協会
津崎哲郎	ツザキテツロウ	1991	多様な状況と虐待(閉ざされた家族5)		少年補導 36-8	76-84	社団法人大阪少年補導協会
津崎哲郎	ツザキテツロウ	1991	虐待の実態(閉ざされた家族7)		少年補導 36-10	58-67	社団法人大阪少年補導協会
内藤和美	ナイトウカズミ	1991	児童虐待の問題点		青少年問題 38-5	4-12	青少年問題研究会
鉤治雄	マガリハルオ	1991	家庭内暴力に関する研究の動向と課題(Ⅱ)ーアメリカにみる児童虐待		教育学部論集 31	131-160	創価大学教育学部
南方暁	ミナミカタサトシ	1991	児童虐待と児童福祉機関の関与		判例タイムズ 747	302-304	判例タイムズ社
吉田恒雄	ヨシダツネオ	1991	施設入所等の措置に対する児童の権利 意見表明 権および自己決定権を中心に	資生堂社会福祉事業財団	世界の児童と母性 31	59-63	資生堂社会福祉事業財団

吉田恒雄	ヨシダツネオ	1991	児童虐待の防止と民間機関の役割―「子どもの虐待防止センター」の活動を中心に			明星大学経済学研究紀要 23-1	33-53	明星大学経済学部経済学研究室
池田由子	イケダヨシコ	1992	親が考えるべき、子どもの権利と責任の問題			児童心理 46-16	116-122	金子書房
泉薫	イズミカオル	1992	審判前の保全処分の活用について	法と民主主義編集委員会	法と民主主義 267		31-33	日本民主法律家協会
岩佐嘉彦	イワサヨシヒコ	1992	アンケートからみた医師通告義務制度	法と民主主義編集委員会	法と民主主義 267		14-17	日本民主法律家協会
上野厚	ウエノアツシ	1992	アメリカにおける児童虐待犯罪について―1―		青少年問題 39-3		26-30	青少年問題研究会
上野厚	ウエノアツシ	1992	アメリカにおける児童虐待犯罪について―2―		青少年問題 39-4		36-42	青少年問題研究会
上出弘之	カミイデヒロユキ	1992	児童相談所における児童虐待への対応	法と民主主義編集委員会	法と民主主義 267		35-37	日本民主法律家協会
木下淳博	キノシタスミヒロ	1992	児童虐待について弁護士から見た援助・ケア	法と民主主義編集委員会	法と民主主義 267		25-27	日本民主法律家協会
許末恵	キヨスイ	1992	児童虐待―英国における法的対応	法と民主主義編集委員会	法と民主主義 267		27-30	日本民主法律家協会
許末恵	キヨスイ	1992	児童虐待	川井健他編	『講座 現代家族法 第3巻』		285-304	日本評論社
見玉勇二	コダマユウジ	1992	児童虐待の根本的解決のために	法と民主主義編集委員会	法と民主主義 267		33-34	日本民主法律家協会
津崎哲郎	ツザキテツロウ	1992	児童虐待の援助と法的側面(閉ざされた家族15)		少年補導 37-6		76-84	社団法人大阪少年補導協会
津崎哲郎	ツザキテツロウ	1992	子どもの虐待―その実態と援助		-		-	朱鷺書房
辻朗	ツジアキラ	1992	親権喪失宣告制度について―子の虐待との関連を中心として	林良平他編	『谷口知平先生追悼論文集1-家族法』		291-310	信山社出版
土屋恵司	ツチヤケイジ	1992	深刻化する子どもの虐待―米国の現状と対応<短報>		レファレンス 499		83-89	国立国会図書館調査及び立法考査局

西澤哲	ニシザワサトル	1992	カリフォルニア州における児童虐待報告制度	法と民主主義 編集委員会	法と民主主義 267	18-21	日本民主法律 家協会
野田正人	ノダマサト	1992	児童虐待の刑事法的対応		花園大学研究紀要 24	147-160	花園大学文学 部
林弘正	ハヤシヒロマサ	1992	児童虐待,特に「親による性的虐待」に対する刑事規制について		常葉学園富士短期 大学研究紀要 2	67-93	常葉学園富士 短期大学
南方暁	ミナミカタサトシ	1992	父親の虐待で家出した少女の施設入所を承認した事例 (平成3年2月15日長崎家審判)		民商法雑誌 106-4	562-566	有斐閣
吉田恒雄	ヨシダツネオ	1992	被虐待児の保護と適正手続きの保障	法と民主主義 編集委員会	法と民主主義 267	22-24	日本民主法律 家協会
池田由子	イケダヨシコ	1993	児童虐待と精神医学	資生堂社会福 祉事業財団	世界の児童と母性 34	15-20	資生堂社会福 祉事業財団
石山昱夫	イシヤマイクオ	1993	嬰兒殺しと乳幼児虐待(法医学入門16)		研修 541	57-70	
許斐有 白石孝	コノミュウ シロイシタカシ	1993	親権の消極的濫用を理由とする親権喪失宣告—児童相談所長の申立により認容された事例の考察—		社会問題研究 42-2	47-75	大阪府立大学 人間社会学部
棚村政行	タナムラマサユキ	1993	児童虐待事件と調停制度—ロサンゼルスの子童保護 を以て中心に		ケース研究 236	15-32	家事事件研究 会
津崎哲郎	ツザキテツロウ	1993	家族と子どもの危機への社会的介入	資生堂社会福 祉事業財団	世界の児童と母性 35	71-74	資生堂社会福 祉事業財団
床谷文雄	トコタニフミオ	1993	親子、家族をめぐる法制度	資生堂社会福 祉事業財団	世界の児童と母性 35	63-66	資生堂社会福 祉事業財団
林弘正	ハヤシヒロマサ	1993	児童虐待,特に性的虐待に対する刑事規制のための 序論		常葉学園富士短期 大学研究紀要 3	73-99	常葉学園富士 短期大学
林弘正	ハヤシヒロマサ	1993	「親による性的虐待」の被害		被害者学研究 2	39165	日本被害者学 会
樋口範雄	ヒグチノリオ	1993	法から見た児童虐待	資生堂社会福 祉事業財団	世界の児童と母性 34	21-25	資生堂社会福 祉事業財団

樋口範雄	ヒグチノリオ	1993	児童虐待と合衆国最高裁一子どもへの公的保護責任と1983条訴訟	樋口陽一他編	『現代立憲主義の展開(上) 芦辺信喜先生古希祝賀』	247-283	有斐閣
広岡智彦	ヒロオカトモヒコ	1993	非行少年への援助に思う		非行問題 199	101-106	全国教護院協議会
藤本哲也	フジモトテツヤ	1993	我が国の児童虐待の実態調査	藤本哲也	刑事政策20講	25-54	青林書院
吉田恒雄	ヨシダツネオ	1993	児童虐待防止制度試論—予防・発見・通告を中心として—	田山輝明他編	現代家族法の諸相 高野竹三郎先生古希記念	179-212	成文堂
渡辺昭	ワタナベアキラ	1993	児童の虐待事件の裁判(海外ニュース)		ケース研究 236	164-166	家事事件研究会
内山絢子	ウチヤマアヤコ	1994	児童虐待の類型別特性に関する分析		科学警察研究所報告 35-2	85-95	科学警察研究所
浦田賢治(解説) 内田真利子(訳)	ウラタケケンジ ウチダマリコ	1994	デシエイニ対ウインエイゴウ・カウンティ社会福祉局事件判決		早稲田法学 70-2	1-48	早稲田大学法学会
岡上雅美	オカウエマサミ	1994	性的虐待の被害者たる子供の法廷外供述の採用とアメリカ合衆国憲法修正6条の対質条項		比較法学 27-2	51-71	早稲田大学比較法研究所
北山秋雄	キタヤマアキオ	1994	子どもの性的虐待		-	-	大修館書店
木下淳博	キノシタスミヒロ	1994	児童の保護と親権	斎藤学編	児童虐待[危機介入編]	95-108	金剛出版
許斐有	コノミ ヨウ	1994	親権法制における子どもの権利とは—児童虐待問題を通じて(家庭における子どもの権利)		法学セミナー 39-8	476	日本評論社
斎藤学 他	サイトウ サトル	1994	児童虐待—危機介入編		-	-	金剛出版
炭谷茂 齊藤薫	スミタニシゲル サイトウカオル	1994	児童虐待の実施と政策—歴史的・国際的比較分析から		社会福祉研究 59	17-24	鉄道弘済会
津崎哲郎	ツザキテツロウ	1994	親権と子どもの利益—児童虐待をめぐる—	日本家族<社会と法>学会	家族<社会と法>	140-154	日本加除出版

西澤哲	ニシザワサトル	1994	子どもの虐待への対応—治療的介入のためのシステムについて	西澤哲	子どもの虐待—子どもと家族への治療的アプローチ	182-197	誠信書房
萩原玉味	ハギワラタマリ	1994	性と刑法		刑法雑誌 31-3	380-385	日本刑法学会
林弘正	ハヤシヒロマサ	1994	児童虐待、特に性的虐待に関する刑事訴訟上の諸問題—証言の証拠能力について		常葉学園富士短期大学研究紀要 4	1-34	常葉学園富士短期大学
平田佳子	ヒラタヨシコ	1994	児童虐待防止への第一歩—児童福祉現場からの考察—民間相談機関		社会福祉研究 61	63-64	鉄道弘済会
三宅芳宏	ミヤケヨシヒロ	1994	児童虐待—児童相談所の立場から		ケース研究 240	62-88	家事事件研究会
吉田恒雄	ヨシダツネオ	1994	児童虐待に関する法的対応のあり方		早稲田法学 69-4	67-93	早稲田大学法学会
石川稔	イシカワミノル	1995	児童虐待	石川稔、森田明 編	『児童の権利条約—その内容・課題と対応』	267-275	一粒社
泉薫	イズミカオル	1995	児童虐待—子どもの人権と家族・福祉(人権レポート—子ども3)		法学教室 177	4-5	有斐閣
岡本潤子	オカモトジュンコ	1995	「カリフォルニアの児童虐待」考<海外ニュース>		ケース研究 245	178-182	家事事件研究会
上笠一郎／編	カミ ショウイチロウ	1995	児童虐待防止法解釈・児童虐待を護る		-	-	久山社
許斐有白石孝	コノミ ユウシロイシタカシ	1995	《判例研究》身体的虐待を理由とする親権喪失直言—児童相談所長の申立により認容された事例の考察(2)		社会問題研究 42-2	175-191	大阪府立大学人間社会学部
津村政孝	ツムラマサタカ	1995	虐待の被害者である子供の証人尋問に一方方向のクローズドサーキットテレビを利用することが被告人の証人尋問権を侵害しないとされた事例—Maryland v. Craig, 497 U.S. 836(1990)		アメリカ法 1994-2	375-380	日米法学会
服部範子	ハットリノリコ	1995	家族内暴力としての児童虐待		少年育成 40-11	30-37	大阪少年補導協会
福岡久美子	フクオカクミコ	1995	児童虐待に関する合衆国憲法判例——DeShaney事件を中心として		阪大法学 45-1	135-160	大阪大学大学院法学研究科

藤本哲也	フジモトテツヤ	1995	我が国の児童虐待の実態調査（犯罪学の散歩道39）	戸籍時報 453	60-64	日本加除出版
舟山真人	フナヤママサト	1995	虐待後に急死した乳児の剖検死因が吐物吸引であった一例(英文)	犯罪学雑誌 61-4	149-153	日本犯罪学会
森本陽美	モリモトヒトミ	1995	被虐待女性に対する法的機関の対応	法学研究論集 2	295-307	明治大学大学院
石田文三	イシダブンゾウ	1996	寂しい父親	時の法令 1515	24-37	大蔵省印刷局
伊藤和夫 他	イトウカズオ	1996	児童虐待の現実(1)〈座談会〉	時の法令 1530	45-57	大蔵省印刷局
伊藤和夫 他	イトウカズオ	1996	児童虐待の現実(2)〈座談会〉	時の法令 1531	50-66	大蔵省印刷局
伊藤和夫 他	イトウカズオ	1996	児童虐待の現実(3)〈座談会〉	時の法令 1532	47-63	大蔵省印刷局
伊藤和夫 他	イトウカズオ	1996	児童虐待の現実(4・完)〈座談会〉	時の法令 1533	57-66	大蔵省印刷局
岩井宣子 宮園久栄	イワイノブコ ミヤゾノヒサエ	1996	児童虐待問題への視点—児童相談所介入例の調査を通して	犯罪社会学研究 21	145-168	日本犯罪学会
岩井宣子 宮園久栄	イワイノブコ ミヤゾノヒサエ	1996	児童虐待問題への一視点—児童相談所介入例の調査を通して	犯罪社会学研究 21	145-168	日本犯罪学会
岩城正光	イワキマサテル	1996	父親からの性的虐待—児童相談所との連携のもと“親権喪失宣言”をとれた	時の法令 1517	45-61	大蔵省印刷局
岩城正光	イワキマサテル	1996	子を虐待死させた母親の刑事弁護を通じて(特集2 家族病理と法律家の役割)	自由と正義 47-9	101-111	日本弁護士連合会
岩佐嘉彦	イワサヨシヒコ	1996	母親の1歳児への虐待	時の法令 1520	28-37	大蔵省印刷局
岩佐嘉彦	イワサヨシヒコ	1996	児童虐待と子どもの権利と専門機関(特集 児童福祉法改正問題を考える)	賃金と社会保障 1190	28-30	労働旬報社
木下淳博	キノシタスミヒロ	1996	虐待問題から家族を見る—家族病理と法律家の役割(特集2 家族病理と法律家の役割)	自由と正義 47-9	83-90	日本弁護士連合会
木下麻奈子	キノシタマナコ	1996	児童虐待における子供の証言—アメリカの事例を中心として	香川法学 15-4	81-115	香川大学法学会

木下麻奈子	キノシタマナコ	1996	子供の証言と法的リアリティ——児童虐待における子供証言 (特集 目撃者の証言——法律学と心理学の架橋)	現代のエスプリ 350	149-155	至文堂
許斐有	コノミユウ	1996	子供の権利と児童福祉—社会的子育てシステムを考える	-	-	信山社
許斐有 白石孝	コノミユウ シライシタカシ	1996	《判例研究》児童福祉法28条による施設入所措置の承認—児童相談所長の申立により認容された事例の考察(3)	社会問題研究 45-2	245-267	大阪府立大学 人間社会学部
小林寿一	コバヤシジュイチ	1996	犯罪・非行の原因としての児童虐待—米国の研究結果を中心にして	犯罪と非行 109	111-129	青少年更正福 祉センター— 矯正福祉会
ささやななえ(著) 椎名篤子(原作)	ササヤナナエ シイナアツコ	1996	凍りついた瞳(続)—被虐待児からの手紙	-	-	集英社
滝井泰孝	タキイヤスタカ	1996	児童虐待	刑政 107-8	26-37	矯正協会
津崎哲郎	ツザキテツロウ	1996	変容する家庭と子どもの危機——背景・原因・対応～児童虐待を例にとって	社会福祉研究 67	45-52	鉄道弘済会
東京都福祉局子 ども家庭計画課	トウキョウトフクシ キョクコドモカテイ ケイカクカ	1996	子どもの虐待防止マニュアル—虐待への気づきと対応、援助のために—	-	-	東京都福祉局 子ども家庭計 画課
東京弁護士会	トウキョウベンゴ シカイ	1996	シンポジウム報告書 虐待からの子どもの救出とケア—弁護士に何かが求められているか	-	-	東京弁護士会
橋本和明	ハシモトカズアキ	1996	子の虐待と家庭裁判所	ケース研究 249	62-86	家事事件研究 会
平湯真人	ヒラユマサト	1996	5歳8か月の男児、身長99センチ、体重8.5キロ—1年7か月にわたる虐待により、飢餓と寒さで衰弱死	時の法令 1518	49-61	大蔵省印刷局
平湯真人	ヒラユマサト	1996	子どもの虐待への弁護士関与と実務的諸問題(特集2 家族病理と法律家の役割)	自由と正義 47-9	91-100	日本弁護士連 合会
藤本哲也	フジモトテツヤ	1996	アメリカ合衆国の児童虐待の実態調査(犯罪学の散歩道47)	戸籍時報 462	41-45	日本加除出版
守屋典子	モリヤノリコ	1996	もう殴られるのはいやだ！親と縁を切りたい——高校2年生の決心	時の法令 1513	40-52	大蔵省印刷局

山田敏行(訳)	ヤマダトシユキ	1996	フリピン児童の虐待、搾取及び差別に対する児童特別保護法	外国の立法 34-5・6	103-111	国立国会図書館調査及び立法考査局
渡邊淳子	ワタナベジュンコ	1996	両親のいない4歳の女児。叔母夫婦の酷い折檻—見かねた近所の人たちが救いの手	時の法令 1516	35-48	大蔵省印刷局
阿久沢由美	アクザワユミ	1997	英国の児童福祉を訪ねて(1)—児童虐待防止のための家庭支援のあり方を考える	少年育成 42-2	44-49	大阪少年補導協会
阿久沢由美	アクザワユミ	1997	英国の児童福祉を訪ねて(2)—児童虐待防止のための家庭支援のあり方を考える	少年育成 42-3	32-39	大阪少年補導協会
阿久沢由美	アクザワユミ	1997	英国の児童福祉を訪ねて(3)—児童虐待防止のための家庭支援のあり方を考える	少年育成 42-4	42-51	大阪少年補導協会
岩佐嘉彦	イワサヨシヒコ	1997	子どもの権利と親権—児童虐待問題における大阪の弁護士の実情	リーガル・エイド研究 2	57-65	法律扶助協会
内山絢子	ウチヤマアヤコ	1997	調査報告から見たわが国の児童虐待の実態と今後の課題	子ども社会研究 3	29-43	日本子ども社会学会
大谷嘉朗 他	オオタニヨシハル	1997	子どもの福祉<特集>	教育と医学 45-9	4-64	慶応義塾大学出版会
小笠原彩子	オガサワアラヤコ	1997	「児童の権利に関する条約」ウオッチング6. 少年事件からみる児童虐待問題について	世界の児童と母性 42	56-59	資生堂社会福祉事業財団
厚生省児童家庭局企画課/監修	コウセイシヨウジドウカクキョクキカクカ	1997	子ども虐待対応の手引き	-	-	日本子ども家庭総合研究所
子ども性虐待防止市民ネットワーク・大阪/編	コドモセイギヤクタイボウシシミンネットワーク・オオサカ	1997	子ども性虐待防止白書—子どもポルノ・子ども買春・家庭での性虐待・スクールセクハラ・痴漢	-	-	松香堂書店
女性ライフサイクル研究所/編	ジョセイライフサイクルケンキョウジョ	1997	子ども虐待の防止力を育てる—子どもの権利とエンパワメント	-	-	法政出版
東京都児童相談センター	トウキョウトジドウソウダンセンター	1997	子どもへの虐待 相談処遇マニュアル	-	-	東京都児童相談センター
床谷文雄	トコタニフミオ	1997	児童虐待と福祉施設収容のための家庭裁判所の承認(平成8.5.16浦和家審判)	判例タイムズ 933	85-89	判例タイムズ社



濱上征士	ハマガミユキオ	1997	児童虐待への対応			龍谷大学論集 450	20-40	龍谷学会
藤田博康	フジタヒロヤス	1997	児童虐待事件			海外司法ジャーナル 3	105-112	最高裁判所判例調査会
弁護実務研究会/編	ベンゴジツムケンキウウカイ	1997	児童虐待ものがたり——法的アプローチ (ものがたりシリーズ)			-	-	大蔵省印刷局
北海道中央児童相談所/編	ホッカイドウチュウオウジドウソウダンシヨウ	1997	児童虐待ケースマネジメントモデル事業報告書<平成8年度>			-	-	北海道
松嶋由紀子	マツシマユキコ	1997	Child Abuse in Japan—The Current Situation and Proposed Legal Changes			独協法学 45	361-400	独協大学法学会
宮本信也 石橋直子	ミヤモトシンヤ イシハシナオコ	1997	子ども虐待への対応に関する研究—警察との連携のあり方に関する検討			研究助成論文集 33	88-97	明治安田こころの健康財団
横浜市子育てSOS連絡会	ヨコハマシコソダテエスオーエスレシラクカイ	1997	子どものSOS 養育者のSOSに応えるために 横浜市児童虐待防止ハンドブック[改訂版]			-	-	横浜市
吉田恒雄	ヨシダツネオ	1997	児童福祉法の改正			法律時報 46-8	18-26	日本評論社
上野加代子・Pelton, Leroy H.・Gil, David G.	ウエノカヨコ リーロイ・ペルトン デイビッド・ギル	1998	アメリカにおける児童虐待・放置対策の陥穽・無視された経済的要因			社会福祉研究 71	85-91	鉄道弘済会
黄星賀	オウセイガ	1998	韓国における児童虐待の研究動向			仏教大学大学院紀要 26	217-226	仏教大学大学院
大島徹 大辻雅彦 近藤稔和	オオシマトオル オオツジマサヒコ コンドウトシカズ	1998	金沢大学医学部法医学教室における過去15年間の児童虐待剖検例の概要			犯罪学雑誌 64-1	22-26	日本犯罪学会
太田達也(訳)	オオタタツヤ	1998	韓国・家庭内暴力対策関連二法(邦訳)	慶応義塾大学		法学研究 71-12	61-81	慶応義塾大学法学研究会
釜井裕子	カマイユウコ	1998	児童福祉法28条1項1号の家庭裁判所の承認について			家庭裁判月報 50-4	1-81	最高裁判所
桑原洋子 田村和之	クワハラヨウコ タムラカズユキ	1998	実務注解 児童福祉法			-	-	信山社

厚生省児童家庭局企画課／監修	コウセイシヨウジドウカテイキヨクキカクカ	1998	児童相談所運営指針 改訂版		-	-	日本児童福祉協会
阪井敏郎	サカイシロウ	1998	神戸小六惨殺事件の実存的考察(9)性的サディズムは親による幼児虐待の原因だ		家庭科教育 72-7	44-51	家政教育社
阪井敏郎	サカイシロウ	1998	神戸小六惨殺事件の実存的考察(13)乳幼児虐待への無謀な早教育論と「真実の子育て」		家庭科教育 72-11	34-42	家政教育社
佐藤隆夫	サトウタカオ	1998	いじめ、虐待、少年犯罪 親の責任、自覚を一民法の「親権」見直し必要		-	-	日本経済新聞
日本弁護士連合会子どもの権利委員会	ニホンベンゴシレンゴウカイドモノケンリイインカイ	1998	子どもの虐待防止・法的実務マニュアル(初版)		-	-	明石書店
萩原玉味 岩井宣子	ハギワラタマイ イワイノブコ	1998	児童虐待とその対策—実態調査を踏まえて		-	-	多賀出版
浜井浩一	ハマイコウイチ	1998	世界から見た日本の家庭内暴力		刑政 109-11	16-29	矯正協会
古畑淳	フルハタジュン	1998	社会保障法判例—実母および養父による児童虐待が疑われる事案において、児童福祉法27条1項3号の措置のうち、里親委託又は養護施設への入所を承認した事例		社会保障研究 34-2	218-225	国立社会保険・人口問題研究所
吉田恒雄	ヨシダツネオ	1998	児童虐待への介入 その制度と法		-	-	尚学社
青山彩子	アヤマアヤコ	1999	児童虐待事件における専門家証言—米国の小児科医による実践例		警察政策研究 3	139-143	警察大学校警察政策研究センター
安部哲夫	アベテツオ	1999	児童虐待の刑事法的対応について		北陸法学 7-1	1-20	北陸大学法学会
池田由子	イケダヨシコ	1999	論文「わが国における虐待事例の警察への通報状況」へのコメント	日本子どもの虐待防止研究会	子どもの虐待とネグレクト 1-1	80-84	日本子どもの虐待防止研究会
池谷和子	イケヤカズコ	1999	アメリカにおける児童虐待防止法制度とその問題点		東洋大学大学院紀要 35	167-178	東洋大学大学院

石川洋明	イシカワヒロアキ	1999	子どもの虐待防止ネットワーク・あいち(CAPNA)の活動——子どもへの虐待 (特集 ファミリー・バイオレンス——家庭内の虐待と暴力)	現代のエスプリ 383	151-162	至文堂
稲村鈴代	イナムラズズヨ	1999	ネットワーク・まかせんか——福岡県における虐待防止ネットワーク作り・私の活動報告 (特集 児童虐待救済の実情とこれからの課題)	自由と正義 50-12	114-125	日本弁護士連合会
岩井宣子	イワイノブコ	1999	児童虐待の実態と対策	警察学論集 52-12	90-110	立花書房
岩井宣子	イワイノブコ	1999	児童虐待の病理と対策	犯罪と非行 120	4-28	日立みらい財団
大迫秀樹	オオサコヒデキ	1999	虐待を背景にもつ非行小学生に対する治療教育	心理臨床学研究 17-3	249-260	心理臨床学研究
太田達也	オオタタツヤ	1999	韓国における「家庭暴力犯罪処罰法」の概要——家庭内暴力事犯における保護観察の役割にも言及して	更生保護と犯罪予防	8-40	日本更生保護協会
太田達也(訳)	オオタタツヤ	1999	資料 1994年マレーシア家庭内暴力法(邦訳)	法学研究 72-8	109-118	慶応義塾大学法学研究会
岡堂哲雄	オカドウテツオ	1999	家族心理学からみた夫婦間暴力——夫婦間暴力の理論的アプローチ (特集 ファミリー・バイオレンス——家庭内の虐待と暴力)	現代のエスプリ 383	27-40	至文堂
岡堂哲雄	オカドウテツオ	1999	ファミリー・バイオレンス——家庭内の虐待と暴力 (特集 ファミリー・バイオレンス——家庭内の虐待と暴力)	現代のエスプリ 383	5-16	至文堂
小木曾綾	オギノリヨウ	1999	シンポジウム『子どもの社会化を取り巻く周辺事情の変化』(要旨)	被害者学研究 9	96-101	日本被害者学会
川崎二三彦	カワサキフミヒコ	1999	児童福祉法に基づく立ち入り調査を実施した事例の考察	子どもの虐待とネグレクト 1-1	54-60	日本子どもの虐待防止学会
厚生省児童家庭局/監修	コウセイシヨウジドウカタイキヨク	1999	子ども虐待対応の手引き	-	-	日本児童福祉協会
甲能迪	コウノウススム	1999	児童相談所における児童虐待への対応——子どもへの虐待 (特集 ファミリー・バイオレンス——家庭内の虐待と暴力)	現代のエスプリ 383	114-126	至文堂

近藤恵子	コンドウケイコ	1999	シエルトー・サポートの現場から—ドメスティック・バイオレンス—夫の妻への暴力 (特集 ファミリー・バイオレンス—家庭内の虐待と暴力)	現代のエスプリ 383	77-90	至文堂
最高裁判所事務総局家庭局/監修	サイコウサイバン ショジムソウキョク カテイキョク	1999	(資料)児童に対する児童相談所の取組の実態	家庭裁判所月報 51-8	119-130	最高裁判所
斉藤学	サイトウサトル	1999	被虐待児としての神戸の少年Aと彼の連続殺人について	家族機能研究所研究紀要 3	41-57	學風会 家族機能研究所
才村純	サイムラジュン	1999	「子ども虐待対応の手引き」について<資料>	家庭裁判月報 51-10	173-197	最高裁判所
阪井敏郎	サカイシロウ	1999	神戸小六惨殺事件の実存的考察(16) 早教育の受難者が児童虐待に走る	家庭科教育 73-2	37-45	家政教育社
阪井敏郎	サカイシロウ	1999	神戸小六惨殺事件の実存的考察(17) 早教育の受難者が児童虐待を急増させている(承前)	家庭科教育 73-3	45-54	家政教育社
児童福祉法研究会/編	ジドウフクシホウキケンキョウカイ	1999	最新 児童福祉法 母子及び寡婦福祉法 母子保健法の解説	-	-	信山社
須藤八千代	スドウヤチヨ	1999	性的虐待の実態と被害者支援の現状——子どもへの虐待 (特集 ファミリー・バイオレンス—家庭内の虐待と暴力)	現代のエスプリ 383	139-150	至文堂
関井友子	セキイトモコ	1999	夫婦間暴力への社会学的視点——夫婦間暴力の理論的アプローチ (特集 ファミリー・バイオレンス—家庭内の虐待と暴力)	現代のエスプリ 383	17-26	至文堂
祖父江文宏	ソブエ フミヒロ	1999	NPOとして——子どもの虐待防止ネットワーク・あいち(CAPNA)の活動から (特集 児童虐待救済の実情とこれからの課題)	自由と正義 50-12	138-149	日本弁護士連 合会
祖父江文宏 他	ソブエフミヒロ	1999	子ども虐待死に関する統計的基礎研究—過去5年間に新聞報道された事件から読み取れる傾向と課題	研究助成論文集 35	135-142	明治安田こ ろの健康財団

滝口俊子	タキグチトシコ	1999	夫婦間暴力の深層心理——夫婦間暴力の理論的アプローチ (特集 ファミリー・バイオレンス——家庭内の虐待と暴力)	現代のエスプリ 383	41-50	至文堂
タンセン・エン 山内伸吾	タンセン・エン ヤマウチシゴ	1999	国際捜査研究所シリーズ4国際トプリーダーズセミナーにおける発表内容(4)マレーシアにおける家庭内暴力と司法制度	警察公論 54-1	79-83	立花書房
徳永雅子	トクナガマサコ	1999	児童虐待防止活動とネットワークについて	リーガル・エイド研究 5	47-60	法律扶助協会
豊田正義	トヨダマサヨシ	1999	加害者対策の可能性——ドメスティック・バイオレンス——夫の妻への暴力 (特集 ファミリー・バイオレンス——家庭内の虐待と暴力)	現代のエスプリ 383	91-100	至文堂
中村昭代 他	ナカムラアキヨ	1999	児童虐待に関連する家事事件の調査及び関係機関との連携について<研究>	家庭裁判月報 51-6	95-143	最高裁判所
名倉亘子	ナグラブコ	1999	子ども虐待への児童相談所の対応について——横浜市児童相談所の取り組みの現状から (特集 児童虐待救済の実情とこれからの課題)	自由と正義 50-12	126-137	日本弁護士連合会
西澤哲	ニシザワサトル	1999	子どもの虐待と心理学的観点——子どもへの虐待 (特集 ファミリー・バイオレンス——家庭内の虐待と暴力)	現代のエスプリ 383	101-113	至文堂
農野寛治	ノウノヒロハル	1999	子ども虐待からの保護——ソーシャルワーカーと警察との連携	神戸常盤短期大学紀要 21	9-19	神戸常盤短期大学
服部範子	ハットリノリコ	1999	ドメスティック・バイオレンスについての最近の状況——ドメスティック・バイオレンス 夫の妻への暴力 (特集 ファミリー・バイオレンス——家庭内の虐待と暴力)	現代のエスプリ 383	51-63	至文堂
林弘正	ハヤシヒロマサ	1999	性的自由を侵害する犯罪についての法制史的一考察——近親姦を中心として	清和法学研究 6-2	77-123	清和大学法学会
原田恵理子	ハラダエリコ	1999	被害者への対応・社会的支援の現状と課題——ドメスティック・バイオレンス 夫の妻への暴力 (特集 ファミリー・バイオレンス——家庭内の虐待と暴力)	現代のエスプリ 383	64-76	至文堂

三橋順子	ミツハシヨリコ	1999	幼児虐待の実態と支援ネットワーク——子どもへの虐待 (特集 ファミリー・バイオレンス—家庭内の虐待と暴力)		現代のエスプリ 383	127-138	至文堂
宮野彬	ミヤノアキラ	1999	児童の証言の「ビデオテープ」への収録	宮野彬	刑事法廷でのビデオテープ	205-279	成文堂
宮野彬	ミヤノアキラ	1999	「性的虐待」の裁判での被害者の児童の証言	宮野彬	刑事法廷でのビデオテープ	280-339	成文堂
宮本信也 石橋直子	ミヤモトシンヤ イシハシナオコ	1999	我が国における児童虐待事例の警察への通報状況		子どもの虐待とネグレクト 1-1	74-79	日本子どもの虐待防止研究会
明治学院大学法学部立法研究会	メイジガクインダイ ガクホウガクブリッ ポウケンキョウカ イ	1999	児童虐待—わが国における現状と課題		-	-	信山社
森本陽美	モリモトヒトミ	1999	被虐待女性と殺人罪—児童保護をめぐる		法学研究論集 10	1-14	明治大学大学院
安部哲夫	アベテツオ	2000	児童虐待と刑事規制		刑法雑誌 39-3	516-521	日本刑法学会
池田泰昭	イケダヤスアキ	2000	児童虐待の現状と対策		警察公論 55-3	22-27	立花書房
稲岡隆之	イナオカタカユキ	2000	非行と虐待		非行問題 206	71-81	全国児童自立支援施設協議会
敵浩心 斉藤里美	オムホシム サイトウサトミ	2000	子どもに対する性的虐待の実態を韓国はどうとらえているか—韓国性暴力相談所の報告書から		東洋大学紀要 教養課程篇 39	241-268	東洋大学教養課程委員会
梶原田鶴	カジワラタツ	2000	児童虐待に対する警察の取り組み		生活安全 26-2	17-20	東京法令出版
許未恵	キヨスイ	2000	児童福祉法に関する二、三の問題点について——児童虐待への法的対応を中心に		社会福祉研究 77	4-12	鉄道弘済会
河野貴子	コウノタカコ	2000	アメリカにおける児童虐待の実情と対応		ケース研究 262	191-195	家事事件研究会
後藤啓二	ゴトウケイジ	2000	女性・子どもを守る施策実施要綱の制定について		警察学論集 53-4	100-117	立花書房

全国児童養護施設協議会	ゼンコクジドウヨウゴシセツキョウギカイ	2000	特集 児童養護施設における被虐待児処遇の実際		児童養護 30-3	4-33	全国社会福祉協議会
長屋美穂子	ナガヤミホコ	2000	新聞に見る“児童虐待”		人間科学研究 22	83-103	文教大学
日本子ども家庭総合研究所	ニホンコドモカテイソウゴウケンキョウウジヨ	2000	特集 虐待をめぐって		母子保健情報 42	2-172	母子愛育会
日本子ども家庭総合研究所／編	ニホンコドモカテイソウゴウケンキョウウジヨ	2000	子ども虐待対応の手引き 平成12年11月改訂版		-	-	有斐閣
日本弁護士連合会／編	ニホンベンゴシレソウゴウカイ	2000	ドメスティック・バイオレンス防止法律ハンドブック—妻への暴力、子どもへの虐待の根絶に向けて		-	-	明石書店
藤岡淳子	フジオカジュンコ	2000	少年非行の心理を考える(8)		捜査研究 49-1	50-56	東京法令出版
古畑淳	フルハタジュン	2000	被虐待児童に対する措置の決定過程における家庭裁判所と児童相談所の役割		神奈川大学大学院法学研究論集 9	1-69	神奈川大学大学院法学科
前橋信和	マエハシノブカズ	2000	児童虐待に対する取組について		青少年問題 47-3	13-17	東京法令出版
森本陽美	モリモトヒトミ	2000	不作為による殺人—児童虐待と無抵抗な親		法学研究論集 12	63-80	明治大学大学院
吉田恒雄	ヨシダツネオ	2000	被虐待児の児童福祉施設入所措置が承認された事例2件(【1】平成10.1.5広島家審判,【2】平成9.12.24津家審判)		民商法雑誌 121-4-5	192-198	有斐閣

資料7 日本における児童福祉に関する年表 一 児童虐待防止を中心に 1990年～2000年

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
1990 (平成2)	3	児童虐待防止協会設立(代表:森内巨治 大阪府立母子保健総合医療センター総長)	1990	3	「被虐待児童処遇マニュアル」作成(大阪府)
	3	厚生省「児童相談所運営指針」改訂			児童虐待防止制度研究会発足(大阪弁護士会)
	3	中央児童福祉審議会保育対策部会「保育所保育指針について」意見見申(保育の目標や方法を定めた保育所保育指針の改定案をまとめる)			被虐待児童地域処遇モデル化事業開始(大阪府)
	3	厚生省、昭和63年度「全国母子世帯等調査」発表 母子世帯は5年前より18.3%増え、4割が子どもの教育に悩んでいると報告	11		「被虐待児童の早期発見と援助のためのマニュアル」発行(大阪府児童虐待対策検討会議)
	4	子どもの虐待ホットライン開設(児童虐待防止協会・大阪)			
	4	中央社会福祉審議会・身体障害者福祉審議会・中央児童福祉審議会管轄(福祉八法改正関係)			
	8	「健やかに子供を育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」設置			
	8	「1989年の人口動態統計の概況」で女性一人あたりの平均出産数(合計特殊出生率)がこれまでで最低の1.57と発表			
	9	政府は「児童の権利に関する条約」に署名			
	12	文部省「学校不適応対策調査研究協力者会議」の中間報告(これまで個人や家庭の問題としてとらえがちな登校拒否について初めて「特定の子どもだけの問題」ではなく、学校・家庭・社会全体のかかわる問題とし、どの子にもおこりうる問題」との見方を打ち出す)			
1991 (平成3)	1	中央児童福祉審議会「児童手当制度の改正について」答申	1991	10	東京都「ふれあい心の友派遣事業」開始(メンタルフレンド派遣)
	4	「養護施設における不登校児童の指導の強化について」(厚生省児童家庭局長通知 児発第357号)			東京都「保育所一時保育事業」開始
	4	「ひきこもり」不登校児童福祉対策モデル事業の実施について(厚生省児童家庭局長通知 児発第358号)			東京都「子育て広場事業」開始(1997(平成9)年度名称変更)
	4	文部省「家庭教育ふれあい推進事業」学校の空き教室を利用して「子育て広場」を開設			
	5	子どもの虐待防止センター設立・子どもの虐待110番開設(東京)			
	5	経済同友会「21世紀に向けた社会システムの変革一歩かみ」の虐待110番開設(東京)			
	5	地域における子育て支援活動の展開(児童福祉協会の新たな推進に向けて)公表(児童家庭福祉委員会・全国社会福祉協議会)			
	5	「育児休業法」成立			
	7	厚生省、児童家庭局企画課に見学環境づくり対策室を新設			
	7	厚生省「子育て事件(少年少女2人監禁致死事件) 広島県三原市の少年更生施設で懲罰としてコンテナに2日間閉じ込められていた2人の少年少女が死亡			
	8	文部省、生涯学習事業に「楽しい子育て運動」を盛り込むことを決定			
	11	「企業委託型保育サービス事業」開始			
	12	「子ども家庭支援センター」子育て新時代に向けて「」発表(子ども家庭に関する田舎会議・厚生省)			
1992 (平成4)	1	児童手当制度改正(支給対象を第1子に拡大、支給期間は3歳未満)	1992		
	3	厚生省、育児休業中も上の子の保育所への継続通所を認める等の施策改善を発表			
	4	「フェルカム・ヒーローキャンペーン」実施(厚生省「少年少女社会対策」と民間により1994年まで実施)			
	4	「養護施設分園型自活動事業の実施について」(厚生省児童家庭局長通知 児発第113号)			
	6	「健やかに子供を育てる環境づくりに関する施策の推進状況と今後の方向」発表(健やかに子供を育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議)			
	8	富士林道における妻子殺人、死体遺棄事件			
	9	月1回の学校5日制が開始(毎月第2土曜日休日)			
	9	文部省は登校拒否の子どもたちが学校以外の公的な指導教室や民間のフリースクールなどで指導を受けた日数も「出席扱い」にすると決定・通知			
	9	厚生省「日本の将来推計人口」発表(総人口のピークは2011年の1億3千44万人、老年人口は年少人口を1997年に上回り2025年に全人口の4分の1を占める)			
	10	「都市児童特別対策モデル事業の実施に関する留意事項について」(厚生省児童家庭局児童手当課長・企画課児童環境づくり対策室長通知 児手第40号)			
	10	経済企画庁は1992年度版「国民生活白書」を發行(副題は「少子社会の到来、その影響と対応」)出生率低下の原因の1つに社会環境の悪さがあるとして少子社会に警鐘をならす)			
	12	文部省、「生徒指導上の諸問題の現状と文部省の施策」発表 校内暴力は増加傾向、いじめは横ばい、登校拒否は過去最悪			
1993 (平成5)	2	「目」でみる児童虐待発見の手引き」発行(児童虐待防止協会)	1993	2	「大阪の乳幼児虐待一被虐待児の予防・早期発見・援助に関する調査報告一」(大阪府児童虐待研究会)発行
	2	運輸省と文部省の合意により4月から民間の教育施設などに通う登校拒否の児童・生徒も「通常定期」が利用できることになる	5		「児童虐待防止ハンドブック〜子どもからのSOS〜」(大阪府)発行
	3	「主任児童委員の設置について」(厚生省児童家庭・社会・福祉局長連名通知 児発第283号)			「保健所における被虐待児の早期発見と援助Q&A」(大阪府環境保健部)発行
	3	北海道女子高生による殺人事件・死体遺棄事件			関係機関による事例検討会発足(大阪府児童虐待研究会)
	4	「知的障害者支援施設等入所者の地域生活への移行の促進について」(厚生省 児発第309号通知)・知的障害児施設における入所児童の取扱いについて			東京都「ショートステイ事業」開始
	7	「今後の保育所のあり方について」(これからの保育所懇談会・厚生省)			東京都「子育てセンター事業」(2003(平成15)年末 実施)
	7	「地域保健対策の基本的な在り方について」(地域保健基本問題研究会・厚生省)			



年 月	法律・政策・事件・研究等の動向	年 月	東京都・大阪府・大阪市の動向
7	「たくましい子ども、明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン」研究発表会報告書「公表（厚生省児童家庭局諮問機関）」		
7	「健やかに子供を育てる環境づくりに関する施策の推進状況と今後の方向」公表（健やかに子供を育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議）		
8	労働省、平成6年度から新たに地域内で育児の相互援助をすすめる「ファミリーサポートセンター（仮称）」を設立する		
11	児童基本法成立		
12	文部省「生徒指導上の諸問題の現状と文部省の施策」発表 中学校でいじめが増え、校内暴力は中・高校合わせて5,260件に増加		
1994	児童虐待防止協会のChild Abuse研究会を併設	1994	児童相談所を子ども家庭センターに改称し、家庭支援課が児童虐待への緊急対応を（大阪府）
(平成6)	1 主任児童委員制度創設		
	「都市家庭在宅支援事業（児童養護施設のアドボケート・活動）」実施（厚生省）		
	1「保育問題検討会報告書」公表（保育問題検討会・厚生省）		
	3「教職団における指導の充実等について」（厚生省児童家庭局長通知 児発第318号）		
	3「21世紀ビジョン」少年・高齢社会に向けて」公表（高齢社会福祉ビジョン懇談会・厚生省）		
	4「厚生白書 平成5年版—未来をひらく子どもたちのために—子育ての社会的支援を考える—」発行		
	5「児童の権利に関する条約」批准		
	6「情緒障害短期治療施設施設法事業の廃止について」（厚生省児童家庭局育成課長通知 児育第22号）		
	7「学校教育法施行規則」の一部を改正する省令（公立学校の休業日を第2、第4土曜日に改める）		
	7財団法人 子ども未来財団発足		
	8法務省が「子どもの人権専門委員（子どもオンブスマン）制度を策定		
	9「都市家庭在宅支援事業の実施について」（厚生省児童家庭局福祉課長通知 児家第8号）		
	9「福祉の措置及び保育の実施等の廃止に関する省令」（厚生省令 第62号）		
	9「福祉の措置の廃止に関する省令の施行について」（厚生省社会・福祉・老人保健福祉・児童家庭局長連名通知 支援更新第243号・老計第129号・児発第894号）		
	11つくば医師会母子殺人死体遺棄事件		
	12「エンゼルプラン」教育・研究ネットワーク設立（日本総合教育研究所）		
	12「子ども家庭サービス教育・研究ネットワーク」今後の子育て支援の基本的方向について」発表（文部・労働・建設4大臣合意）		
	12緊急保育対策等5か年事業：当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」発表（大蔵・厚生・自治3大臣合意）		
	児童虐待防止協会・Child Abuse研究会を併設		
	12愛知県西尾市の中学2年生男児いじめ若くして自殺		
	12文部省でいじめ対策緊急会議が開かれる いじめ対策としてスクールカウンセラー派遣事業予算案認められる		
	12文部省でいじめの問題について当面緊急に対応すべき点について」を各都道府県等に通知		
	12福島県石川町でいじめ若くして中学3年生が自殺		
	12「いじめ」問題における児童福祉行政の対応について」（厚生省児童家庭局長通知 児発第1066号）		
	12「駅型保育クラブ」が全国4か所に設置されることが決定 厚生省が「子ども未来財団」を通じて運営費などを助成する		
1995	1阪神・淡路大震災発生	1995	1 東京都「いじめ問題緊急対策本部」設置
(平成7)	3かかわり子ども未来計画検討委員会報告書「子どもたちの旅立ち—子どもの「人権の尊重と自己実現（ウェルビーイング）」をめざして」（かながわ子ども未来財団検討委員会・神奈川県）	7	東京都「子ども虐待防止マニュアル」発行
	4児童福祉法にもつぎ、「オウム真理教」教団施設から53人山梨県中央児童相談所に保護。	9	大阪府子ども環境づくり推進協議会「大阪府子ども総合ビジョン」公表
	4「子育て支援短期利用事業の実施について」（厚生省児童家庭局長通知 児発第374号）		大阪府社会福祉審議会「今後の児童福祉施策のあり方について」公表
	6育児休業法、育児休業法を施行する労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）成立（10月1日 一部施行）育児休業法（1991）が一部改正され、介護休業制度を導入した「育児・介護休業法」となる。		東京都「子ども家庭支援事業」開始（子育て支援センター事業）
	7「児童養護施設入所児童早期家庭復帰促進事業の実施について」（厚生省児童家庭局福祉課長通知 児家第29号）		東京都「トワイライトステイ等事業」開始
	7文部省は全国154の小・中・高校に「スクールカウンセラー」を配置		
	7埼玉子ども虐待から守る会発足		
	8文部省「学校基本調査」発表 学校嫌いを理由に前年度30日以上不登校の小・中学生は昨年度より約2,600人増加の77,000人になる		
	8「地域児童基本調査事業の取扱いについて」（厚生省児童家庭局福祉課長通知 児家第31号）		
	10子どもの虐待防止ネットワーク、あいち発足		
	12児童虐待防止ネットワーク、あいち発足		
1996	1「児童虐待防止ネットワーク」が年鑑刊行（厚生省）	1996	3「児童虐待事例集」（大阪府子ども家庭センター）発行
(平成8)	1「厚生省「父子家庭等支援事業」を各都道府県社会福祉協議会に委託する計画、今春実施を目指す		大阪府「児童虐待ケースマネージメント事業」開始
	1「措置解除後、大学等に進学する児童への配慮について」（厚生省児童家庭局福祉課長通知 児家第1号）		東京都「虐待防止ケースマネージメント事業」開始
	2文部省、いじめ問題対策本部設置		東京都「自立援助促進事業補助」開始
	4日本子どもの虐待防止研究会（JASPGAN）発足		
	5「母子保健計画の策定について」（厚生省児童家庭局母子保健課長通知 児第20号）		
	5「児童虐待ケースマネージメント事業の実施について」（厚生省児童家庭局長通知 児発第516号）		
	5「児童虐待ケースマネージメント事業の実施について」（厚生省児童家庭局企画課長通知 児企第16号）		

年 月	法律・政策・事件・研究等の動向	東京都・大阪府・大阪市の動向
	6 中央教育審議会「築蔵のまどめ」公表 「生きる力」と「ゆとり」をキーワードに学校週5日制の完全実施、学校指導要領の改訂方向を提示	
	7 北海道子どもの虐待防止協会発足	
	11 「母子保健施設の実施について」(厚生省児童家庭局長通知 児発第933号)	
	11 「母子保健施設の実施について」(厚生省児童家庭局長通知 児発第934号)	
	11 「児童相談所の任用資格の取り扱いについて」(厚生省児童家庭局長通知 児発第37号)	
	11 「なかの子どもの虐待から守る会」発足	
	12 厚生省 中央児童福祉審議会基本問題部会「少子社会にふさわしい保育システムについて」(中間報告)等を発表	
1997 (平成9)	3 児童虐待防止協会「電話相談における子どもの虐待アセスメント基礎調査」発行	1997 4 大阪府中央児童相談所「ケースマネージメント事業」開始 5 子どもの悩みフリーダイヤル開始(大阪府)
	4 「養護施設等退所児童自立定着指導事業の実施について」(厚生省児童家庭局長通知 児発第274号)	東京都「周産期医療対策事業」開始 東京都「母子保健支援事業」開始
	5 神戸市須磨区、中学校生男児による小学生連殺殺傷事件	
	6 児童福祉法の一部を改正する法律制定 (1997(平成9)年6月11日法律第74号)	
	6 「児童福祉法の一部改正について」(厚生省児童家庭局長通知 児発第411号)	
	6 「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」(厚生省児童家庭局長通知 児発第434号)	
	9 「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等」の施行について(厚生省児童家庭局長通知 児発第586号)	
	12 「児童養護施設等における適切な処遇の確保について」(厚生省児童家庭局長通知 児発第291号)	
	3 「子ども虐待防止の手引き」発行 (厚生省児童家庭局)	
	児童虐待防止協会 リーフレット「お母さんひとりじゃない」発行	
1998	2 「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令並びに児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」(厚生省大臣官房児童福祉課長通知 児発第76号・児発第84号)	
平成10)	2 「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令」(1998(平成10)年2月18日政令第24号)	
	2 「児童福祉法施行令等の一部を改正する省令」(厚生省令第15号)「懲戒に係る権限の乱用禁止」(第9条の2)	1998 3 「子どもの虐待防止」(厚生省児童家庭局長通知 児発第9号) 10 東京都「子どもの虐待ハンフレット」作成配布 10 東京都「児童手当支給給付補助」開始
	2 「懲戒に係る権限の乱用禁止について」(厚生省大臣官房児童福祉課長通知 児発第19号・児発第9号)	
	2 「児童養護施設等における児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行に係る留意点について」(厚生省児童家庭局長通知 児発第95号)	
	2 「児童養護施設等における児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行に係る留意点について」(厚生省児童家庭局長通知 児発第95号)	
	2 文部省「学校基本調査」発表 学校建いを理由に前年度30日以上不登校の小・中学生は昨年度より約13,000人増加の94,000人になる	
	3 文部・厚生省、都道府県に幼稚園と保育園の一体化を促進するため、施設、器具の合同利用、職員の仕事量を認める通知	
	3 「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」(厚生省児童家庭局長通知 児発第9号)	
	3 「児童虐待に際し緊急に対応すべき事項について」(厚生省児童家庭局長通知 児発第13号)	
	3 「児童相談所運営指針」の改定 (厚生省児童家庭局)	
	4 児童福祉法等の一部を改正する法律施行 「児童家庭支援センター」の設置(第44条の2)	
	4 「児童自立生活援助事業の実施について」(厚生省児童家庭局長通知 児発第344号)	
	5 「児童養護施設センターの設置」の設置(第397号)	
	6 「児童養護施設における児童虐待の発生防止」(厚生省児童家庭局長通知 児発第489号)	
	7 厚生省、中央児童福祉審議会「父親も子育てに組み込むことが重要、父親が参加しやすい地域活動のあり方を考える必要性がある」と提言	
	8 母親ら3人による16歳の養女を養育園に引き渡した小中学校用学習指導要領違反事件	
	11 文部省、2002年からの完全学校5日制に合わせた小中学校用学習指導要領案発表	
1999 平成11)	1 「児童養護施設において非常勤の心理療法担当職員の配置(一定数以上の心理療法の必要児童(被虐待児)在籍の場合)」(厚生省)	1999
	3 「子どもの虐待対応の手引き」発行 (厚生省児童家庭局)	
	3 厚生省「これはいよいよ、だいたいようが、一子どもとの暮らしを応援する本」を作成	
	4 「児童養護施設及び乳児院における被虐待児等に対する適切な処遇体制の整備について」(厚生省児童家庭局長通知 児発第419号)	
	4 「乳児院における早期家庭養育促進事業の実施について」(厚生省児童家庭局長通知 児発第420号)	
	4 「乳児院における早期家庭養育促進事業の支援体制の強化について」(厚生省児童家庭局長通知 児発第421号)	
	4 「児童虐待問題地域住民啓発ビデオ」の作成 (厚生省児童家庭局)	
	4 警察庁・少年保護という観点からの活動を推進するため、生活安全局少年課に少年保護対策室を設置	
	4 文部省、子育て支援策として作った冊子「家庭教育手帳(乳幼児の親向け)」「家庭教育ノート」(小中学生の親向け)を配布	
	5 「児童虐待防止重託相談のための社会資源集(全国版)」発行(児童虐待防止協会)	
	8 文部省「学校基本調査」発表 学校建いを理由に前年度30日以上不登校の小・中学生は128,000人に過去最多	
	8 「里親」に委託されている児童が保育所へ入所する場合は、児童の保護等に関する法律施行について(依通連達)」「(警察庁次長通知 警察庁生発第11号)	
	10 キヤノン小宮城発足	
	10 茨山市における養育と内縁の夫による4歳の養女に対する傷害事件	
	10 「児童養育、児童福祉に係る行為等」の処罰及び児童の保護等に関する法律施行について(依通連達)」「(警察庁次長通知 警察庁生発第11号)	

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
10		児童虐待に係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に基づく積極的な取締りに関して(警察庁生活安全局長通達 警察庁丙少発第18号)			
10		「保育所保育指針について」(厚生省児童家庭局長通知 児発第799号)			
11		熊本県玉名市における奥母による生後3ヶ月の乳児に対する殺人事件			
11		児童虐待、児童ポルノに際する行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(制定) (1999(平成11)年法律第52号)			
12		ふくおかこども虐待防止センター発足			
12		児童虐待に対する取組の強化について(警察庁生活安全局長刑事局長官房長通達 警察庁丙少発第26号等)			
12		警察庁「女性・子どもを守る施策実施要綱の制定について」(警察庁乙官発第16号 警察庁乙官発第39号 警察庁乙官発第13号(通達))			
12		大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治6大臣合意による「重点的に推進すべき少子化対策の具体的計画(新エンゼルプラン)」策定			
		警察ドーナツ及び「リフレット」子どもの声に耳をすませて(警察)(厚生省)			
2000		「家庭支援体制緊急整備促進事業」(虐待防止等施策・機関連携)・主任児童委員等の研修(厚生省)	2000		東京都「訪問型一時保育事業」開始
		局長通知 児発第350号)			
平成12)		4「児童福祉行政指導監査の実施について」(厚生省児童家庭局長通知 児発第471号)			東京都「産後支援ヘルパー」事業開始
		5「地域小規模児童養護施設の設置運営について」(厚生省児童家庭局長通知 児発第489号)			東京都「ひとり親家庭居住安定支援事業」開始
		5「児童虐待の防止等に関する法律」成立 2000(平成12)年11月施行			東京都「ひとり親家庭総合支援事業」開始
		6「児童福祉施設入所児童支援事業の審判について」(厚生省児童家庭局長通知 児発第583号)			東京都「母子の健康相談室」(小児救急相談)開始
		6虐待傾向をもつ親への治療的活動の施行開始(児童虐待防止協会)			東京都「休日保育事業」開始
		10児童福祉法施行令の一部を改正する政令(2000(平成12)年6月14日政令第336号)			東京都「訪問型一時保育事業」開始
		10児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(2000(平成12)年10月23日厚生省令第128号)			東京都「母子保健支援事業」開始
		10愛知県豊田県における面親による小学5年生長男せつかん死事件			
		11(児童虐待防止協会)10周年記念フォーラム冊子「たまたま」発行「10周年記念誌」支えられて10年」発行			
		11「児童虐待の防止等に関する法律を踏まえた児童虐待への適切な対応について」(警察庁生活安全局長刑事局長官房長通達 警察庁丙少発第29号等)			
		11「職務資料」児童虐待の防止等に関する法律第10条を踏まえた援助要領」の送付について(警察庁生活安全局地域課長刑事局長捜査第一課長官房給与厚生課長通達 警察庁丁少発 第170号等)			
		11「健やか親子21」策定(厚生省児童家庭局)計画の対象期間は2001(平成13)年から2010(平成22)年			
		12「児童相談所運営指針」改定(厚生省児童家庭局)			
		警察リフレット「相談してくれてありがとう」(警察)(厚生省)			
		「児童虐待防止市町村ネットワーク事業」の創設(機関連携の促進)(厚生省)			
		「地域小規模児童養護施設」の創設(施設の体制強化)(厚生省)			
		「児童虐待対応協力員」の児童相談所への配置(児童相談所への体制強化)(厚生省)			
		「子ども虐待対応の手引き」改定(指導強化)(厚生省児童家庭局)			
		<b>参考文献</b>			
		警察庁編「警察白書 平成32年版」平成12年版) 大蔵省印刷局			
		厚生省編「厚生白書 平成32年版」平成12年版) 財団法人厚生問題研究会			
		厚生省児童家庭局長官房長通達「児童相談所運営指針」撤回法人日本児童福祉協会1998年			
		厚生省児童家庭局長官房長通達「健やか親子21」検討委報告書」2000年			
		子ども虐待防止センター「10年のあゆみ」2003年			
		才村 純「子ども虐待」児童虐待防止センター「10年のあゆみ」2003年			
		児童虐待防止センター「10周年記念誌 支えられて10年」児童虐待防止協会の歩み」2000年			
		高橋重宏・経野武博・柏女峰編著「戦後の児童福祉の歩み」ハイト「子ども家庭白書」川島書店、1996年			
		東京都児童相談センター「20年の足跡」東京都福祉局児童相談センター、1995年			
		日本子どもを守る会編「子ども白書」1991年版～2000年版)草土文化			
		「福祉保健局事業概要」平成16年版 東京都福祉保健局総務課 2004年			
		村田典子「90年代を振り返る」世界の児童と女性」VOL.48、2000年			

資料8 (1) 親権又は管理権の喪失の宣告及びその取消し—全国家庭裁判所

	受理			既済						未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	移送	その他	
昭和23年			229	146	55	7	80	4		83
24			258	247	110	15	117	5		90
25			246	241	86	28	125	2		97
26			261	262	82	22	153	5		96
27	501	96	405	387	127	35	217	8	-	114
28	452	114	338	314	98	28	175	12	1	138
29	731	137	594	558	152	34	352	15	5	173
30	568	173	395	436	115	26	275	14	6	132
31	414	132	282	306	87	20	194	4	1	108
32	333	108	225	211	48	8	147	6	2	122
33	366	122	244	253	84	16	139	8	6	113
34	295	113	182	185	40	13	125	4	3	110
35	266	110	156	178	53	8	113	3	1	88
36	226	88	138	150	34	11	99	2	4	76
37	211	76	135	136	31	5	100	-	-	75
38	221(5)	75(2)	146(3)	136(3)	34	-	97	2	3	85(2)
39	176(2)	85(2)	91(-)	109(2)	24	8	74	2	1	67(-)
40	203(6)	67(-)	136(6)	125(1)	31	3	90	1	-	78(5)
41	177(5)	78(5)	99(-)	115(-)	23	11	81	-	-	62(5)
42	159(6)	62(5)	97(1)	104(1)	14	6	80	3	1	55(5)
43	151(10)	55(5)	96(5)	89(2)	11	16	60	1	1	62(8)
44	159(10)	62(8)	97(2)	98(2)	27	7	61	2	1	61(8)
45	150(11)	61(8)	89(3)	80(4)	6	7	64	3	-	70
46	129(12)	70(7)	59(5)	84(7)	25	2	54	3	-	45(5)
47	157	45	112(1)	93	16	5	59	7	6	64
48	147	64	83(2)	85	12	4	65	2	2	62
49	136	62	74(5)	87	21	3	63	-	-	49
50	151	49	102(-)	78	17	3	57	-	1	73
51	170	73	97	99	10	14	74	-	1	71
52	156	71	85(9)	106	14	2	87	2	1	50
53	144	50	94(9)	100	18	8	74	-	-	44
54	140	44	96(11)	87	10	3	73	1	-	53
55	135	53	82(2)	86	12	7	65	-	2	49
56	136	49	87(-)	87	13	5	68	1	-	49
57	130	49	81(2)	88	14	5	66	3	-	42
58	115	42	73(1)	71	19	5	46	1	-	44
59	113	44	69(6)	77	18	3	56	-	-	36
60	110	36	74(1)	77	13	7	54	2	1	33
61	98	33	65(2)	61	10	6	41	1	3	37
62	125	37	88(2)	72	14	6	52	-	-	53
63	145	53	92	90	7	11	71	-	1	55
平成元年	160	55	105(1)	111	16	9	82	4	-	49
2	130	49	81(7)	65	10	6	49	-	-	65
3	164	65	99(3)	112	23	7	65	10	7	52
4	134	52	82(6)	82	8	11	61	-	2	52
5	106	52	54(1)	71	5	12	53	-	1	35
6	147	35	112(1)	82	3	6	71	2	-	65
7	131	65	66(9)	97	15	10	58	2	12	34
8	156	34	122(-)	103	13	19	70	-	1	53
9	161	53	108(3)	107	21	8	77	-	1	54
10	166	54	112(1)	102	18	11	71	1	1	64
11	152	64	88	100	20	12	67		1	52
12	160	52	108	109	13	11	82		3	51
13	153	51	102	89	17	8	63		1	64
14	194	64	130	142	17	18	100		7	52
15	155	52	103	102	7	29	65		1	53
16	167	53	114	115	30	24	61		-	52
17	191	52	139	137	22	18	94		3	54

( )内は涉外事件の内数

資料:『司法統計年報 3家事編』昭和27～平成17年 最高裁判所事務総局

昭和23～26年については昭和27年版を参照

空欄については記載なし

## (2) 児童福祉法28条事件

	受理			既済						未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ <sup>ア</sup>	移送	その他	
昭和27年	6	-	6	6	6	-	-	-	-	-
28	10	-	10	7	2	-	5	-	-	3
29	9	3	6	7	3	-	4	-	-	2
30	8	2	6	4	4	-	-	-	-	4
31	12	4	8	10	3	-	5	-	2	2
32	12	2	10	9	7	-	2	-	-	3
33	16	3	13	10	5	-	4	-	1	6
34	14	6	8	7	7	-	-	-	-	7
35	12	7	5	12	5	-	7	-	-	-
36	20	-	20	13	9	-	4	-	-	7
37	14	7	7	10	5	-	5	-	-	4
38	19	4	15	17	13	-	4	-	-	2
39	9	2	7	7	6	-	1	-	-	2
40	11	2	9	4	2	2	-	-	-	7
41	13	7	6	11	10	-	1	-	-	2
42	16	2	14	6	3	-	3	-	-	10
43	36	10	26	28	23	-	5	-	-	8
44	15	8	7	11	8	-	3	-	-	4
45	9	4	5	5	2	-	3	-	-	4
46	27	4	23	13	9	-	4	-	-	14
47	31	14	17(-)	20	14	3	3	-	-	11
48	30	11	19(-)	23	16	-	7	-	-	7
49	24	7	17(-)	12	5	-	7	-	-	12
50	34	12	22(-)	24	14	2	8	-	-	10
51	25	10	15(-)	19	8	-	11	-	-	6
52	26	6	20(-)	23	13	-	10	-	-	3
53	28	3	25(-)	24	16	2	6	-	-	4
54	32	4	28(3)	20	14	1	3	-	2	12
55	26	12	14(-)	17	12	1	4	-	-	9
56	20	9	11(-)	11	4	-	5	-	2	9
57	20	9	11(-)	14	8	-	6	-	-	6
58	21	6	15(-)	18	10	-	8	-	-	3
59	23	3	20(-)	17	14	-	3	-	-	6
60	18	6	12(-)	16	16	-	-	-	-	2
61	14	2	12(-)	14	9	-	5	-	-	-
62	13	-	13(-)	7	4	-	3	-	-	6
63	21	6	15(-)	18	10	-	8	-	-	3
平成元年	17	3	14(-)	10	3	-	4	-	3	7
2	44	7	37(-)	33	19	2	12	-	-	11
3	32	11	21(-)	25	17	-	8	-	-	7
4	26	7	19(1)	22	18	-	4	-	-	4
5	19	4	15(-)	12	6	-	6	-	-	7
6	35	7	28(-)	20	12	-	8	-	-	15
7	51	15	36(1)	43	18	1	22	-	2	8
8	62	8	54(-)	51	39	-	12	-	-	11
9	74	11	63(1)	49	36	-	13	-	-	25
10	90	25	65(1)	69	40	1	26	-	2	21
11	118	21	97	81	58	-	23	-	-	37
12	179	37	142	142	101	6	35	-	-	37
13	206	37	169	170	131	2	36	-	1	36
14	165	36	129	133	93	6	34	-	-	32
15	184	32	152	139	106	4	24	-	5	45
16	279	45	234	221	163	9	44	-	5	58
17	285[43]	58[-]	227[43]	195[-]	141[-]	6[-]	40[-]	-	8[-]	90[43]

( )内は涉外事件の内数

[ ]内は児童福祉法28条2項の事件の内数

資料:『司法統計年報 3家事編』昭和27～平成17年 最高裁判所事務総局

空欄については記載なし

昭和27年以前は独立した項目として計上されていない

(3) 親権喪失等・児童福祉法28条の新受件数

	親権喪失等 児福法28条		親権喪失等 児福法28条		親権喪失等 児福法28条			
	親権喪失等	児福法28条	親権喪失等	児福法28条	親権喪失等	児福法28条		
昭和23年	229		昭和42年	97(1)	14	昭和61年	65(2)	12(-)
24	258		43	96(5)	26	62	88(2)	13(-)
25	246		44	97(2)	7	63	92(2)	15(-)
26	261		45	89(3)	5	平成元年	105(1)	14(-)
27	405	6	46	59(5)	23	2	81(7)	37(-)
28	338	10	47	112(1)	17(-)	3	99(3)	21(-)
29	594	6	48	83	19(-)	4	82(6)	19(1)
30	395	6	49	74(5)	17(-)	5	54(1)	15(-)
31	282	8	50	102(-)	22(-)	6	112(1)	28(-)
32	225	10	51	97(8)	15(-)	7	66(9)	36(1)
33	244	13	52	85(9)	20(-)	8	122(-)	54(-)
34	182	8	53	94(9)	25(-)	9	108(3)	63(1)
35	156	5	54	96(11)	28(3)	10	112(1)	65(1)
36	138	20	55	82(2)	14(-)	11	88	97
37	135	7	56	87(-)	11(-)	12	108	142
38	146(3)	15	57	81(2)	11(-)	13	102	169
39	91(-)	7	58	73(1)	15(-)	14	130	129
40	136(6)	9	59	69(6)	20(-)	15	103	152
41	99(-)	6	60	74(1)	12(-)	16	114	234
						17	139	227[43]

( )内は涉外事件の内数

[ ]内は児童福祉法28条2項の事件の内数

資料:『司法統計年報 3家事編』昭和27～平成17年 最高裁判所事務総局  
昭和23～26年については昭和27年版を参照

(4) 児童相談所における親権・後見人関係請求・承認件数

	児童福祉法28条第1項・第2項による措置		親権喪失宣告の請求		後見人選任の請求		後見人解任の請求	
	請求件数	承認件数	請求	承認	請求	承認	請求	承認
49	14	10	5	-	70	57	2	2
50	10	2	4	-	51	46	-	-
51	9	6	-	-	27	26	1	1
52	5	5	-	-	49	50	2	2
53	8	7	-	-	32	30	2	1
54	5	4	1	1	40	33	1	1
55	2	1	-	-	37	41	1	1
56	2	2	1	-	21	23	-	-
57	6	3	3	2	23	21	1	1
58	4	4	-	1	25	26	-	-
59	14	13	2	-	21	17	-	-
60	3	3	1	-	25	19	-	-
61	-	1	-	1	14	18	-	-
62	5	5	-	-	11	11	-	-
63	6	3	1	-	9	8	1	1
平成元年度	3	-	-	-	8	8	-	-
2	19	15	2	-	8	4	-	-
3	10	9	2	3	15	13	-	-
4	7	5	1	1	9	8	-	-
5	5	1	1	-	7	6	-	-
6	4	3	1	1	8	4	1	1
7	31	11	2	-	7	4	-	-
8	35	19	3	-	10	8	-	-
9	49	36	3	1	8	7	2	2
10	39	22	9	2	10	5	-	-
11	88	48	1	6	14	8	1	1
12	127	87	8	-	7	3	-	-
13	134	99	4	1	11	6	-	1
14	117	87	3	3	9	10	-	-
15	140	105	3	-	8	6	-	-
16	186	147	4	1	7	8	-	-

資料:厚生省大臣官房統計情報部編『社会福祉行政業務報告』昭和49～平成16年度 財団法人厚生統計協会

(5) 親権者、管理権者等の職務執行停止又は職務代行者選任の申立て—全国家庭裁判所

	受理			既済					未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	その他	
昭和28年			46						
29			27						
30			19						
31			28						
32			19						
33			35						
34			31						
35			30						
36			14						
37			10						
38			6						
39			10						
40			13						
41			7	…					
42			5	…					
43			18	…					
44			9	…					
45			8	…					
46			15	…					
47			9	…					
48			6	…					
49			5	…					
50			16	…					
51			10	…					
52			11	…					
53			4	…					
54			14	…					
55			14	…					
56	23	2	21	18	6	-	11	1	5
57	26	5	21	18	9	-	9	-	8
58	24	8	16	17	9	1	7	-	7
59	33	9	24	25	10	1	13	1	8
60	33	6	27	24	4	4	13	3	9
61	29	7	22	23	10	2	11	-	6
62	37	8	29	20	7	2	11	-	17
63	50	17	33	37	13	2	19	3	13
平成元年	59	13	46	40	23	1	16	-	19
2	44	19	25	27	10	3	14	-	17
3	40	17	23	30	12	3	14	1	10
4	29	10	19	23	10	2	10	1	6
5	48	6	42	39	22	3	11	3	9
6	56	9	47	38	17	4	15	2	18
7	50	18	32	40	6	2	31	1	10
8			52(23)	46(19)	12(6)	6(-)	26(13)	2(-)	16(6)
9			55(19)	57(23)	21(6)	1(-)	34(16)	1(1)	14(2)
10			53(30)	57(28)	28(21)	7(2)	22(5)	-	10(4)
11			55	49	19	6	22	2	16
12			65	68	26	2	37	3	12
13			68	53	19	10	21	3	27
14			65	68	17	21	29	19	24
15			75	74	31	8	34	1	25
16			82	74	23	11	40	-	33
17			106	108	36	15	56	1	31

資料：『司法統計年報 3家事編』昭和27～平成17年 最高裁判所事務総局  
 ( )内は特に親権喪失等に関して申立てが行われた数  
 空欄については記載なし

(6) 児童との面会又は通信の制限の申立て—全国家庭裁判所

	受理			既済					未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	その他	
平成17年			14	14	8	-	6	-	13

資料:『司法統計年報 3家事編』平成17年 最高裁判所事務総局

(7) 嬰兒殺の検挙人員

	認知件数	検挙件数	検挙人員			
			計	男	女	女子比
昭和48年	196	156	145	11	134	92,4
49	190	160	153	13	140	91,5
50	207	177	156	17	139	89,1
51	183	161	152	19	133	87,5
52	187	168	151	12	139	92,1
53	163	149	137	12	125	91,2
54	165	142	120	9	111	92,5
55	167	154	122	7	115	94,3
56	138	123	111	9	102	91,9
57	138	124	118	9	109	92,4
58	146	127	106	6	100	94,3
59	112	106	97	9	88	90,7
60	129	120	109	10	99	90,8
61	99	93	78	3	75	69,2
62	107	102	87	5	82	94,3
63	91	78	70	4	66	94,3
平成元年	85	74	56	5	51	91,1
2	82	81	69	3	66	95,7
3	71	64	47	2	45	95,7
4	67	57	49	1	48	98,0
5	66	63	57	5	52	91,2
6	45	43	34	2	32	94,1
7	52	49	38	4	34	89,5
8	52	51	39	6	33	84,6
9	41	40	38	3	35	92,1
10	38	37	32	4	28	87,5
11	26	24	19	-	19	100
12	33	31	29	4	25	86,2
13	40	33	35	4	31	88,6
14	29	25	21	1	20	95,2
15	27	26	18	6	12	66,7
16	24	23	21	1	20	95,2
17	27	23	19	1	18	94,7

資料:法務省法務総合研究所編『犯罪白書』平成11年～18年版 大蔵省印刷局発行  
警察庁 犯罪統計書『昭和48年の犯罪』～『平成17年の犯罪』



(8) 児童虐待に係る検挙件数・検挙人員

	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
①検挙件数											
平成11年	120	19	42	15	1	-	12	3	20	4	19
12	186	31	92	20	4	-	15	9	13	2	20
13	189	31	97	23	8	-	4	5	17	3	24
14	172	19	94	18	5	1	7	4	20	-	22
15	157	23	80	17	6	-	6	3	16	3	20
16	229	30	128	22	16	1	15	8	12	3	16
17	222	24	125	17	9	-	16	7	7	2	32
②検挙人員											
平成11年	130	20	48	18	1	-	12	3	22	5	19
12	208	35	105	26	4	-	15	9	17	3	20
13	216	38	109	32	9	-	4	5	23	3	25
14	184	20	101	20	5	1	7	4	25	-	21
15	183	26	98	25	6	-	6	3	20	4	20
16	253	33	142	29	16	1	16	8	16	3	18
17	242	25	141	19	9	-	16	7	8	3	33

注)無理心中及び出産直後の嬰兒殺を除く

「その他」は児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反および覚せい剤取締法違反である

資料:法務省法務総合研究所編『犯罪白書』平成11年～18年版 大蔵省印刷局発行

(9) 児童虐待に係る加害者と被害者との関係(事件別)

1)全事件

年	加害者					母親等		
	父親等 実父	養父・継父	母の内縁の夫	その他	実母	養母・継母	その他	
平成12年	60	22	47	8	64	1	6	
13	50	31	46	9	74	2	4	
14	43	34	34	5	60	3	5	
15	49	40	23	7	58	2	4	
16	81	41	30	11	72	7	11	
17	77	47	43	1	69	3	2	

2)殺人

年	加害者					母親等		
	父親等 実父	養父・継父	母の内縁の夫	その他	実母	養母・継母	その他	
平成12年	9	-	3	-	23	-	-	
13	5	-	4	1	26	-	2	
14	3	1	-	-	15	-	1	
15	6	1	3	-	16	-	-	
16	7	2	-	1	21	1	1	
17	2	1	2	-	20	-	-	

注)無理心中、出産直後の嬰兒殺を除く

3)傷害・傷害致死

年	加害者					母親等		
	父親等 実父	養父・継父	母の内縁の夫	その他	実母	養母・継母	その他	
平成12年	28(8)	10(-)	31(7)	3(-)	26(9)	1(-)	6(2)	
13	30(5)	14(3)	31(9)	3(2)	27(10)	2(2)	2(1)	
14	23(2)	14(2)	29(4)	4(1)	24(7)	3(2)	4(2)	
15	25(5)	24(5)	17(4)	1(1)	27(8)	2(-)	2(2)	
16	48(10)	20(2)	21(2)	6(2)	32(9)	6(1)	9(3)	
17	48(7)	23(1)	28(2)	-	37(8)	3(1)	2(-)	

注) ()内は傷害致死事件件数

傷害事件件数には傷害致死事件件数も含まれる

## 4)暴行

加害者 年	父親等				母親等		
	実父	養父・継父	母の内縁の夫	その他	実母	養母・継母	その他
平成12年	1	1	1	-	1	-	-
13	5	-	2	-	2	-	-
14	2	-	1	-	2	-	-
15	4	-	1	-	-	-	1
16	7	2	4	-	3	-	-
17	4	2	1	-	2	-	-

## 5)逮捕監禁

加害者 年	父親等				母親等		
	実父	養父・継父	母の内縁の夫	その他	実母	養母・継母	その他
平成12年							
13							
14	-	1	-	-	-	-	-
15							
16	-	-	-	-	1	-	-
17							

## 6)強姦

加害者 年	父親等				母親等		
	実父	養父・継父	母の内縁の夫	その他	実母	養母・継母	その他
平成12年	5	2	7	1	-	-	-
13	1	1	-	2	-	-	-
14	2	4	1	-	-	-	-
15	1	3	-	2	-	-	-
16	9	4	1	1	1	-	-
17	6	6	3	1	-	-	-

## 7)強制わいせつ

加害者 年	父親等				母親等		
	実父	養父・継父	母の内縁の夫	その他	実母	養母・継母	その他
平成12年	2	1	3	3	-	-	-
13	1	1	3	-	-	-	-
14	1	2	1	-	-	-	-
15	-	1	-	2	-	-	-
16	-	6	1	1	-	-	-
17	2	4	1	-	-	-	-

## 8)保護責任者遺棄

加害者 年	父親等				母親等		
	実父	養父・継父	母の内縁の夫	その他	実母	養母・継母	その他
平成12年	3	1	1	-	12	-	-
13	3	2	1	-	17	-	-
14	5	-	1	-	19	-	-
15	4	2	-	-	13	-	1
16	4	-	-	-	11	-	1
17	1	-	-	-	7	-	-

## 9)重過失致死傷

加害者 年	父親等				母親等		
	実父	養父・継父	母の内縁の夫	その他	実母	養母・継母	その他
平成12年	1	-	-	-	2	-	-
13	1	-	1	-	1	-	-
14	-	-	-	-	-	-	-
15	4	2	-	-	13	-	1
16	2	-	-	-	1	-	-
17	1	-	-	-	2	-	-

## 10)その他(児童福祉法違反および青少年保護条例違反)

加害者 年	父親等				母親等		
	実父	養父・継父	母の内縁の夫	その他	実母	養母・継母	その他
平成12年	11	7	1	1	-	-	-
13	4	13	4	3	1	-	-
14	7	12	1	1	-	-	-
15	8	8	2	2	-	-	-
16	4	7	3	2	2	-	-
17	13	11	8	-	1	-	-

1)～10)につき

注) 加害者の「その他」は祖父母等である。

資料: 法務省法務総合研究所編『犯罪白書』平成11年～18年版 大蔵省印刷局発行

## (10) 児童虐待に係る加害者と被害者との関係(年別)

## (10)児童虐待に係る加害者と被害者との関係(年別)

## ①平成12年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	208	35	105	26	4		15	9	17	3	20
父親等	137	12	72	15	3		15	9	5	1	20
実父	60	9	28	8	1		5	2	3	1	11
養父・継父	22	-	10	-	1		2	1	1	-	7
母の内縁の夫	47	3	31	7	1		7	3	1	-	1
その他	8	-	3	-	-		1	3	-	-	1
母親等	71	23	33	11	1		-	-	12	2	-
実母	64	23	26	9	1		-	-	12	2	-
養母・継母	1	-	1	-	-		-	-	-	-	-
その他	6	-	6	2	-		-	-	-	-	-

## ②平成13年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	216	38	109	32	9		4	5	23	3	25
父親等	136	10	78	19	7		4	5	6	2	24
実父	50	5	30	5	5		1	1	3	1	4
養父・継父	31	-	14	3	-		1	1	2	-	13
母の内縁の夫	46	4	31	9	2		-	3	1	1	4
その他	9	1	3	2	-		2	-	-	-	3
母親等	80	28	31	13	2		-	-	17	1	1
実母	74	26	27	10	2		-	-	17	1	1
養母・継母	2	-	2	2	-		-	-	-	-	-
その他	4	2	2	1	-		-	-	-	-	-

## ③平成14年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	184	20	101	20	5	1	7	4	25	-	21
父親等	116	4	70	9	3	1	7	4	6	-	21
実父	43	3	23	2	2	-	2	1	5	-	7
養父・継父	34	1	14	2	-	1	4	2	-	-	12
母の内縁の夫	34	-	29	4	1	-	1	1	1	-	1
その他	5	-	4	1	-	-	-	-	-	-	1
母親等	68	16	31	11	2	-	-	-	19	-	-
実母	60	15	24	7	2	-	-	-	19	-	-
養母・継母	3	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-
その他	5	1	4	2	-	-	-	-	-	-	-

## ④平成15年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	183	26	98	25	6		6	3	20	4	20
父親等	119	10	67	15	5		6	3	6	2	20
実父	49	6	25	5	4		1	-	4	1	8
養父・継父	40	1	24	5	-		3	1	2	1	8
母の内縁の夫	23	3	17	4	1		-	-	-	-	2
その他	7	-	1	1	-		2	2	-	-	2
母親等	64	16	31	10	1		-	-	14	2	-
実母	58	16	27	8	-		-	-	13	2	-
養母・継母	2	-	2	-	-		-	-	-	-	-
その他	4	-	2	2	1		-	-	1	-	-

⑤平成16年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
				致死							
総数	253	33	142	29	16	1	16	8	16	3	18
父親等	163	10	95	16	13	-	15	8	4	2	16
実父	81	7	48	10	7	-	9	-	4	2	4
養父・継父	41	2	20	2	2	-	4	6	-	-	7
母の内縁の夫	30	-	21	2	4	-	1	1	-	-	3
その他	11	1	6	2	-	-	1	1	-	-	2
母親等	90	47	47	13	3	1	1	-	12	1	2
実母	72	32	32	9	3	1	1	-	11	1	2
養母・継母	7	6	6	1	-	-	-	-	-	-	-
その他	11	9	9	3	-	-	-	-	1	-	-

⑤平成17年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
				致死							
総数	242	25	141	19	9	-	16	7	8	3	33
父親等	168	5	99	10	7	-	16	7	1	1	32
実父	77	2	48	7	4	-	6	2	1	1	13
養父・継父	47	1	23	1	2	-	6	4	-	-	11
母の内縁の夫	43	2	28	2	1	-	3	1	-	-	8
その他	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
母親等	74	20	42	9	2	-	-	-	7	2	1
実母	69	20	37	8	2	-	-	-	7	2	1
養母・継母	3	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-
その他	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-

①～⑤まで

注)空欄については記載なし

無理心中及び出産直後の嬰兒殺を除く

加害者の「その他」は、祖父母等である。

罪名の「その他」は、児童福祉法違反及び青少年福祉育成条例違反

資料：法務省法務総合研究所編『犯罪白書』平成13年～18年版 大蔵省印刷局発行

平成17年度研究報告書  
虐待の援助法に関する文献研究  
(第3報：1990年代)  
児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究  
第2期 (1990年4月から2000年5月まで)

平成18年 3月31日発行

発 行 社会福祉法人 横浜博萌会  
子どもの虹情報研修センター  
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)  
編 集 子どもの虹情報研修センター  
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地  
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091  
mail : info@crc-japan.net  
URL : <http://www.crc-japan.net>

編 集 研究代表者 保坂 亨  
共同研究者 吉田 恒雄  
鈴木 博人  
田澤 薫  
加藤 洋子  
初川 愛美  
藤川 浩

印 刷 (株)ガリバー TEL. 045-510-1341(代)